

簡単な見通しと申しますか……。

○杉山政府委員 発展途上国の債務累積の現状でございすが、世銀の資料によりますと、昨年末では総計八百億ドルと言われておりまして、その前年末、八二年末に比しまして約五百億ドルほど増加をいたしております。これは、先ほど大臣から御説明いたしましたような、第二次石油ショック以降の石油代金の支払いの増加でございすが、先進国の景気低迷に伴う一次産品の価格の低下、それから世界的な高金利というものが背景になっているわけでございます。

こういう状況に對しまして、国際機関及び各債権国間の協力が進められておりますし、それから最近では、世界経済にも明るい兆しが見えてきておりますので、一応当面のところは危機的な状況を脱したというふうに判断されているのではないかと考えております。

○田原委員 今おっしゃったように、地域的に見ると非産油発展途上国が最も多いのですが、最近では産油国でもある程度、特に中進国の累積債務問題がクローズアップされておりますが、それらの原因についてもう少し話し願いたいと思ひます。

○杉山政府委員 特に発展途上国の中でも、今御指摘のございました産油国及び中進国と言われている国々の債務累積問題というのが特にクローズアップされているわけでございますが、産油国につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、やはり石油価格の低下というものが一番大きな原因であろうというふうに考えておりますし、中進国におきまは債務累積問題と申しますのは、中進国の最近までにおける急速な経済の近代化計画というもののに基づきます輸入の増加、それに対応するための外国からの借り入れというものが原因になっているというふうに承知いたしております。

○田原委員 ことしの二月に通産省が、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部改正というプリントを出しましたけれども、それを読めばわかる

のですが、本当の要点といひますが、改正の要点を簡単にひとつ。

○杉山政府委員 今回お願いをいたしております保険法の改正問題は、大きく分けまして二つございまして、一つは、ただいま御説明いたしましたような債務累積に伴うカントリーリスクの増大によりまして、これがプラント輸出及び中小企業性製品の発展途上国に対する輸出というものに影響を与えておりますので、こういった面でのカントリーリスクの増大に対する輸出保険の機能の強化というものが第一点でございます。

それから第二点は、実際に債務累積のために支払い遅延が生じております国に對しましては、国際的に債務繰り延べを実施しているわけでございますが、債務繰り延べを実施いたしますと、輸出保険では保険契約者に対して保険事故として保険金のお支払いをしななければいけません。こういった保険金の支払いがこのところ急激に増加をいたしております。こういった面におきまして輸出保険特別会計法の改正をお願いいたしまして、保険特別会計の資金繰り対策を講じさせていただきたい。この二点が今回の主要な改正点でございます。

○田原委員 それでは、累積債務国に対する債権国政府、それから国際金融機関等はどのような対策をとっておるかということについて概略……。

○柴田政府委員 債務累積国に對しまして先進国側といたしましては、大ざっぱに申しまして三つのことを実行しているわけでございます。

第一点は、お話しに出ておりました公的債務とそれから公的保証債務についても債務の繰り延べを実施しているということでございます。それから二番目には、いわゆる低所得発展途上国、LDCに對しましては、五十三年の国連開発会議、UNCTADの決議に基づきまして、それ以前に公的債務の救済措置を実施する。実質的には元本を無償援助に切りかえるということをやっております。

第三点は、IMFとかあるいは世銀等の国際機

関におきまして、債務国の流動性不足に對しまして、国際収支改善のための融資を実行しているわけでございます。

以上でございます。

○田原委員 債務繰り延べに對している国はおよそ何カ国ありますか。

○杉山政府委員 現在、輸出保険におきまして債務の繰り延べに對応しております国の数は十五カ国でございます。そのうち十カ国は昨年一年間に国際的な合意に基づいて債務繰り延べを実施したものでございすが、このほかにもなお数カ国が、パリ・クラブと申しますか、国際的な債権国会議の開催の希望を持っているというふうに承知をいたしておりますので、なお数カ国増加する可能性があるかと存じます。

○田原委員 ひつくるめて問題のある国を特定国として扱っておりますね。その特定国の定義を少し正確に言っていただきたい。どういうふうに扱っているか、あわせてお伺いしたい。

○杉山政府委員 保険法の運用に当たりまして、私も、経済状態が悪化をしておる国に對しましては、やはりリスクが大きくなっているというふうなことを考へまして、保険の引き受けにつきまして、厳しい場合には引受停止、それから緩い場合でも通常の引き受けに比べますと引き受けの制限をするということをやっております。そういう対象になる国を私も特定国と称しているわけでございますが、現在この特定国となっておりますのはおよそ六十カ国程度でございます。

○田原委員 その特定国の中で、停止しているのは論外といたしまして、それ以外の国に對しては具体的にどういうふうな条件を付けていますか。料率を変えとか、いろいろ条件を付けてますね。ちょっと言ってください。

○杉山政府委員 保険の引受停止以外の制限といたしましては、いろいろな方法がございますが、一つは、危険度に応じて料率を通常の料率より高くしてお引き受けをするという方法でございます。

〔渡辺(秀)委員長代理退席、森(清)委員長代理着席〕

それから、保険の責任残高がかなりふえておる国に對しましては、むしろ新しく保険でお引き受けをする額をトータルとしてある程度抑えるというようなこともやっております。

○田原委員 まだそのほか条件があると思ひますが、それでは一方的に債務返済を履行しない国がおりますね、パリ・クラブ云々の手続もとらないとか。そういうものはやはりあるでしょう。そして、どういうふうにしておりますか。

○杉山政府委員 私ども基本的には、国際的な債権国の合意に従いました債務の繰り延べというのが基本だと存じますが、残念ながら国によりましてはそういった債権国との合意の招集を希望せず、一方的に御指摘のように債務の返済を滞らせているという国があるのは事実でございます。こういう国に對しましては、むしろ各債権国が個別に取り立ての実行を迫るということになりますと非常に混乱をいたしますし、また、その国の経済再建にとりましても決して好ましいことではないというふうな考へられますので、私ども、できるだけ外交ルートを通じて、また、各債権国とも共同いたしまして、こういう国々に国際的な債権国との合意を経て秩序ある債務繰り延べを実施するように働きかけをしているところでございします。

○田原委員 そういう国の名前を覚えて挙げてくれとは申しませんが、世界の先進国その他と話し合つて国際的な一つのルールをやはりつくり上げるように十分対策を練っていただきたいと思います。

それから、もう大分時間がたちましたけれども、二月二十七日だったと思ひますが、ある新聞のトップ記事として、輸出保険の引き受けについての政府の指針の内容らしきものが発表されておりました、その中で具体的な引受停止国というものが挙がっておりましたし、またA、B、Cというようランクづけをして引受制限の程度をあらわ

したのもありましたし、それらの国の具体的な名前も入っていったのですが、これは通産省は何らかのかわりを持っていたのか、発表したのか、その点をお伺いしたいと思います。

○杉山政府委員 先生御指摘のように、二月二十七日付で「輸出保険停止は二十五カ国」というような大きな見出しで日本経済新聞の記事が出ております。先ほど御説明いたしましたように、私も保険の業務を行います場合に、経済状態が悪化し、リスクのふえた国に対しては、保険の引き受けについていろいろ制限ないし停止の措置をとっているわけでございますが、ただ、これは相手国政府に対する外交上の配慮等もございまして、国名については一切公表しないというのを原則にしております。したがって、この記事がどこから出たのかということにつきましては、私どもも理解に苦しむわけでございますが、内容につきましてはかなり事実と反する向きもございまして、通産省自身がこういう記事を發表したということはございません。

○田原委員 しかし、あれから多少影響があったのではないかとも思うし、あるいはなかったかとも思いますけれども、その後新聞にいろいろ書かれてもいないですから、無事済んだのかも知れませんが、余りいいことではないので今後十分注意していただきたいと思ひます。

それから、累積債務問題が顕在化してまいりまして、我が国の貿易、特にプラント輸出や中小企業の輸出には相当影響が出ていると思うのですが、それらについて数字を挙げて御説明いただきたいと思ひます。

○杉山政府委員 債務累積国の増加に伴いますプラント輸出ないし中小企業性製品の輸出に対する影響でございますが、まずプラント輸出に対する影響を申し上げますと、五十年代に入りましてからプラント輸出の伸びは四十年代に比べてかなり落ちてきておりますが、昭和五十六年度に百七十五億ドルという金額を記録をいたしました。これが現在までのプラント輸出のピークでござ

います。五十七年度におきましては、前年比で約二〇％強の減少で百三十五億ドルということになっております。五十八年度、本年度につきましても、まだ年度全体の数字はまとまっておりませんが、一月までの数字で見ますと、前年度の同じ期間に比べて約四割弱の減少でございまして、このところ二年連続でプラント輸出の減少が生じております。こういった現象は、先ほど御説明申し上げましたように、世界経済の停滞でございまして、発展途上国の債務累積の顕在化、産油国の開発計画の繰り延べといったものを背景として生じたものというふうに理解をいたしております。

それから、中小企業性製品の輸出でございますが、これは昭和五十七年以降やはり減少を見ております。昨年の後半からは、世界経済全般の明るさが見えてきたことを背景にいたしまして、若干回復を見せてきておりますけれども、中小企業性製品は、大企業性製品に比べて回復の足取りは遅うございまして、例えば、五十八年度下期を見ますと、昭和五十六年度下期を一〇〇といたしまして、大企業性製品は一一四・二というふうな五十六年度下期に比しますとその水準を一四〇ほど超えておりますが、中小企業性製品は、五十八年度下期は五十六年度下期に比しまして一〇〇・六で、ようやく五十六年度下期の水準に達したという状況になってきております。

特に、中小企業性製品の輸出を地域別に眺めてみますと、発展途上国向けの回復力が弱いのが非常に目立ってきておりまして、中小企業性製品、先進国に對しましては九八％でございまして、九二％程度というふうなことで、五十六年度の水準を回復するに至っていない、こういう状況にございまして。

○田原委員 話をちょっと変えまして、今度の改正で、てん補率を輸出代金保険については九五％以内から九七・五％以内というふうにし、手形保険については八〇％から八二・五％以内というふう

うにしておりますが、何か大分ニュアンスが、数字のはかに以内というのがついたりして変わっておりますが、それらについてちょっと理由を説明いたしたいと思います。

○杉山政府委員 御審議をお願いしております改正におきまして、輸出代金保険につきましては、てん補率の引き上げは、現在九五％以内となっておりまして、九五・五％以内、二・五％上積みをお願いするものでございます。

輸出手形保険につきましては、現在八〇％となっておりまして、八二・五％以内というふうな、てん補率としましては二・五％ふやすわけでございますが、結果としまして代金保険の九七・五％に對して手形保険が八二・五というところで、両方の間に差があるのではないかとお尋ねであるうかと存じますが、手形保険につきましては、政府の保険でてん補できない部分、現行で申しますと八〇％のてん補率でございまして、二〇％は政府の輸出保険はてん補をいたしません、その部分につきましては地方公共団体におきまして損失補償の措置がとられておりまして、これが一五％分をてん補をいたしております。

したがって、その地方公共団体の損失補償一五％が上積みされるというのを前提に考えますと、輸出手形保険につきましても輸出業者のてん補されず割合は、今回の改正を含めまして九七・五％以内というふうなことになりますので、輸出代金保険の場合と均衡がとれているというふうな考へておるわけでございます。

○田原委員 従来は八〇％として固定してありましたが、ですから、変えられない。八二・五以内というようにしたのですから、いかに数字が引き上げられて感じが悪いのですけれども、以内という言葉が案外本心ではなかったかというふうな気がするのですが、ですから、上限を引き上げても、運用上は以内をたくさん利用して、八〇よりも低いのがたくさん出るのじゃないか。そういうふうな厳しくなると、特に中小企業などは非常に痛手を受けると思うのですが、その辺の運用を

誤ると、せっかく輸出保険法があつてもその精神が生かされないということになるのです。その点は注意していただきたいと思ひます。

それから、一五％地方自治体がつつと申すていすが、これは条例でしょうね。条例で決まっておりますとしまして、政府はその八二・五％以内で引き上げたように見ながら、運用上上げることが可能である。そうすると、地方の負担分については一五％で固定したままで、これに何か以内とか何とかつくりような改正の動きがあるのですか。

それともう一点は、もし政府が八二・五％以内という以内を利用して少し下げた場合、地方は一三％にするとか、そういうことも将来あり得るような行政指導が指導をする予定ですかどうですか、お伺いしたいと思います。

○杉山政府委員 まず最初に、先ほどの私の答弁の中で、輸出手形保険につきまして、現行の八〇というてん補率を八二・五％以内ということに変わる、以内をつけることにつきましては、部分の欠落をしておりましたので、御説明をさせていただきますが、これは従来でございまして、いかなる場合でも八〇％でてん補をしなければいけないというところでございまして、経済状態が悪くなりリスクが多くなつた国に對しまして、一たんお引き受けをした以上、八〇％のてん補率でお支払いをしなければいけないということになりますと、保険をいたしましては、経済状態の悪くなった国に對する引き受けをどうしても警戒せざるを得ないというところがございます。

こういう点につきまして、てん補率を引き下げてもむしろ保険の引き受けを続けてもらえないか、こういうような御要望もございましたので、そういう弾力的な運用が可能になるようにという趣旨でございまして、むしろ従来やっております通常の場合の八〇％をさらに引き下げるといふ意味での以内をつけるということではございませんので、その点を申し上げさせていただきます。

それから今のお尋ねの件でございますけれども、この点につきましては、私もいたしましては、地方公共団体がやっております損失補償制度、これは現在の輸出保険が八〇%ということで固定されておりますので、そこで補償されない二〇%のうち、一五%をそのままだと補償するということになっていくわけでございます。

ただいま御説明しましたように、今回は八二・五%以内ということで、てん補率について弾力的な運用ができるようにいたしますが、この点につきましては、現在地方公共団体と連絡をとっているところでございますが、仮に政府の保険の方がてん補率を、以内という条件を弾力的に運用しまして引き下げました場合には、地方公共団体において行われております損失補償の一五%のてん補の部分につきましても、政府のてん補率の引き下げにスライドをして引き下げるといふ方向で、現在地方公共団体と意見調整をしておりますが、大体そういう方向で地方公共団体でも運用が行われることになるのではないかといたうふうに考えております。

○田原委員 わかりました。

海外の制度上の上限でてん補率は、非常危険については法的上限として一〇〇%の国が多いですね。例えば輸出代金保険を見ても、米、英、西独、仏が一〇〇%、蘭九五、ベルギー九五、澳一〇〇、日本九五といふふうになっていまして、一〇〇%の国が圧倒的に多いのですが、この前の改正のときも私伺ったのですけれども、もうついでに一〇〇%以内としたらいいような気がするのですけれども、残しておいたのは、この前の理由では、五%が利益だから利益の分まではいいじゃないかという御意見だったが、今度は九五になったので利益率が二・五に減ったのかなと思うのです。まさかそうではないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○杉山政府委員 御指摘のとおり、諸外国では法的なてん補率の上限といたしまして一〇〇%というてん補率を採用している国が多々ございます。

日本の輸出保険法上も法的に一〇〇%にすることが不可能ではないといふふうに考えますが、私どもも従来一〇〇%といたしておりましたが、これは、やはり保険契約者、輸出者の側に全くリスクがないといふことにするのはいかたがであらうか、例えば輸出取引につきまして、相手方の信用調査というのにつきましても、やはり輸出者みずからの責任においてある程度やっていたといたうことも必要であらうかと思ひますし、また不払い等が生じた場合に、できるだけ損失を軽減するという意味におきまして、いろいろな回収努力を輸出者にしていただくということも必要であらうかと思ひますが、こういふようなことは、てん補率を一〇〇%にしておきますと輸出者の危険負担が全くないということになりますので、なかなか実施をしていただけない可能性もございします。

そういう意味におきまして、制度を動かす上での実効を考えますと、法的には一〇〇%とすることは不可能ではないかと思ひますけれども、一〇〇%としない、輸出者の危険負担をわずかながらあつても残しておく方がいい、こういう判断に立つて今回も九七・五%、手形保険の場合には八二・五%ということをお願いをしております。

○田原委員 こだわるようで悪いですが、前のときは五%は利益率であつた、それから回収努力をしてもらわなければいけません。今度は九七・五ですからもう回収率だけであつて利益率ということとは考えてないといふことになるわけですね。

○杉山政府委員 利益率の点について全く考えていないといふことはございませんで、先ほど御説明申し上げましたようなプラント輸出等の状況になつてまいりますと、輸出に伴う利益率というものも同時に比べますとかなり下がつていっているといふ実情を我々把握いたしております。そういうこともあわせ考えますが、仮に利益率が下がりましたも、その利益の分を含めて一〇〇%保険に移行するといふことが法的には不可能ではないと存じ

ますが、先ほど来御説明しましたような実際上の効果の点を考えますと、今のうちに輸出者の危険負担を少しでも残しておいた方がよろう、こういう判断でございます。

○田原委員 輸出保険の中に今まで九種類ありまして、委託販売輸出保険と海外広告保険というのがあります。今回の改正案ではこれが廃止されるようになっております。ずつと過去を見てもみると、今まで輸出保険法というものは法律と比べて非常に気楽に改正してきております。ね、十四回ぐらゐやってきています。だから、これも気楽にやるつもりなのか、それともしんから必要なのか、その辺が一つ、改正に少しなれ過ぎて、もっと必要になれば入れたいといふ気楽な気持ちでも、またそれは一つの考え方なんです。それから、前のときに私も要望してあつたのですが、ちょうどそこに城地さんがおられるけれども、城地さんも要望しておつたのですが、統計の発表の仕方では「その他」でくくつた部分がありまして、今度これがもう要らないといふので、数字が出たらゼロ、ゼロ、ゼロが何か二、三年続いている。これは初めてわかつたんです。全部「その他」でくくつていたらわからないのです。ですから、統計の発表というものは、各項目があるのですから、それを出して発表してくるようになければ、それは励行していただきたいのですが、その辺ちょっと。

○杉山政府委員 今回委託販売輸出保険と海外広告保険につきましては廃止をさせていただきたいといふことで御提案をいたしているわけでございますが、委託販売輸出保険につきましては昭和五十四年度以降新規の引き受けが現在に至るまで行われておりませんし、海外広告保険につきましても五十五年度以降新規の申し込みがございせん。日本の輸出の態様がこういふ委託販売とか海外広告保険というものを必要としないような状況になつてきたのであらうといふふうに考えられますが、こういう状況のもとではむしろ債務繰り延べに伴います保険金の支払いの増大等の保険会

計処理上の事務がふえておりますことを考えますと、こういう新規の申し込みのない保険につきましましては、この際廃止をさせていただいて、事務の合理化を図り、保険金の支払い業務等の事務の処理に余力を向けさせていただきたいというのがその趣旨でございます。

それから統計の発表の仕方についてただいま御注意をいただきましたが、確かに、従来「その他保険」ということで一括して処理をいたしておりましたために、個々の保険の契約状況がどうなつていくかといふことにつきまして、外からはすぐにはわからないといふ状況にございました。こういう点につきましては、これからは発表の仕方を改めまして、各保険種別ごとにできるだけその状況を詳しく発表するようにいたしたいといふふうに考えます。

○田原委員 輸出保険のカントリーリスク情報の収集、分析、評価の体制についてお伺ひしたいのです。

バイヤー等に関しては非常に細かい調査がなされておる、ランクづけなどをして発表されておりますが、先ほどちょっと二月二十七日の新聞の件で出ましたけれども、相手が国である場合にはその簡単にランクづけして発表するわけにもいかぬでしょうが、通産省としては相当責任を持った調査をしてもらわなければいけません。その体制について簡単に骨組みだけでもお答え願ひたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 ただいまの御質問でございますが、カントリーリスクの判断というのは保険の引き受けの基本になりまして非常に重要な点でございます。それで、私も非常にいろいろな情報の入手経路がございまして、かなり相当な量の情報を有しておると思つておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、一つは、私も保険の日々の運営から情報が入つてくるわけでございます。第二は、私も同じような輸出保険機関というものが各国にございまして、そこと直接二国

間あるいはその連合体としましてベルン・ユニオンというのがございます。そこで情報交換システムができておりますけれども、そこから情報も得られます。それから第三には、ジェットロあるいは在外公館、こういう政府の海外における出先機関といえますか、そういうところからの情報が入ってまいります。ただ、一方的に受け身で入ってくるだけでなしに、場合によってはこちらからお願いをし、必要な情報をもらうというふうなことも可能でございます。それから、当然のことでございますが、内外の公表された資料、統計というふうなものも得られるわけでございます。このほかに、さらに五十八年度からは大きな責任残高を有するような国につきましては特別の調査を行っております。

おっしゃるとおり、こういう調査結果というものを外に出しますと、相手国の信用に直接かわりがあるものでございますから外には出せませんが、私どもの中では、この保険運営のために分析、評価というふうなことを保険当局の中あるいは省内のほかの課を含めてカントリ・評価のための会議を設けておりますし、必要に応じて外部とも情報交換というところを行っております。しかしながら、現在の海外情勢、非常に動きが早うございます。幾らやっても十分ということとはございせんので、一層その努力を重ねてまいりたいと存じます。

○田原委員 その辺は特に強調しておきたいと思っております。

前回の改正のときも、準備率のときにちょっとお話ししましたが、そういうことはほとんど考えられないような御答弁をいただいていたにもかかわらず、二、三ヵ月後には今のような状況の芽生えがもう既に見えつつあったということであり

ます。

輸出保険特別会計の件について少々お伺いしたいのですが、最近の特別会計の収支状況の概要についてお話しただきたいと思っております。

○前田(典)政府委員 最近の発展途上国の累積債務の増大等を背景として、輸出保険特別会計とい

たしましては保険金支払いが非常にふえておりまして、資金繰りの悪化も顕著になっております。すなわち、五十七年度におきましては単年度収支で六十億円の赤字であったわけでございますが、五十八年度、五十九年度におきましても大幅な赤字を計上せざるを得ないという見込みでございます。

ただ、債務繰り延べに伴います保険金の支払いは将来回収されるものでございまして、私どもは中長期的には収支のバランスはとれるというふうに考えております。

○田原委員 リスケジュールに伴う保険金支払いの急増で、五十九年度の特別会計が資金不足となるということで、千四百四十四億円の短期資金の借り入れを行うことになっておりますが、これによって支払い準備、支払い準備率、これらはどうなるのでしょうか。

○前田(典)政府委員 五十九年度末の支払い準備は約三百億円ほどになる見込みでございます。それに對しまして引受責任残高でございますが、ノミナルで申し上げて二十二兆七千億になります。したがって、これを割って計算をいたしますと、支払い準備率は約〇・一三％になる見込みでございます。

○田原委員 五十七年の輸出保険審議会の意見書でも指摘されておりますが、利用者の信頼を得る上からも、異常危険準備金は引受責任残高の約一％は欲しいということが書かれておりますけれども、前回の改正のときにもお聞きしましたが、そのときはたしか〇・八七％ぐらいだったと思うのです。ちょっと記憶は定かではありませんが、イギリスは二・五％ということでありましたが、私もその点について触れたときに、余り心配ないのだというお話だったので、これは輸出保険の性質からいって、パンクしているというように私ども解釈はしておりません。しかし、もうちょっと何か準備率が欲しいような気がするのです。

それともう一つは、不測の事態に備えて計画的に特別会計をもうちょっと強化するような方法が

考えられないかという点についてお伺いしたいと思っております。

〔森(清)委員長代理退席、渡辺(秀)委員長代理着席〕

○杉山政府委員 確かに先生御指摘のように、五十七年の輸出保険審議会の意見書の中でも、異常危険準備金の準備率を一％程度に高めることを長期的な目標とすべきだということがございまして、前回の改正の際にもそういう御指摘をいただきまして、努力をするという御答弁を申し上げて、むしろ年央以降こういう債務累積国の支払い繰り延べという事態が多発を遂げてまいりました。そのために、今御指摘のように、五十九年度においては一千百億を超えるような借り入れをしないという保険金の円滑なお支払いができないという状況になっていくわけでございます。当面私ども、こういった債務繰り延べに伴う保険金の支払いを円滑に行うということとをまず基本的な目標として処理をしたいと考えておりますが、責任準備の増加等についての保険特別会計の基盤強化の問題については、こういった当面の課題についてある程度解決のめどを得た後の中長期的な目標としてぜひ考えさせていただきたいと考えております。

○田原委員 強化のやり方として、地域差料率の機動的運用とか、回収を一層強化するとか、事務の合理化を図るとか、サービス向上によって利用者の拡大を一層図るとか、いろいろあると思うのですが、特に利用者の拡大策というのは私は大事だと思います。前回もお願ひしてあったのですが、輸出保険法というのを読んでもよくわからぬのです。私も、私どもも、わからぬやつが質問しているのかと言われているのですが、おかげで審議のあれが延びましたので、忘れた分は忘れ

が、勉強した分は勉強させてもらいました。しかし、結論として、もう少しわかりやすいPR誌をつくっていただきたい。

例えば、前のときはこれはなかったのです。これが一冊あるくらいでして、もうちょっと、何とかポンチ絵のまじったような、特に中小企業は件数で五十何％利用しているわけですから、中小企業の方々が読んですぐわかるようなPR誌をぜひつくっていただきたい。お願いします。その決断の意思をひとつ……。

○杉山政府委員 前回にも御指摘をいただきまして、私も努力をするということをお願いしたわけでございますが、財団法人輸出保険協会というのがございまして、ここの活動を通じて、パンフレットとか解説書等を出したり講習会などを行って、できるだけ中小企業の方々に初め契約の方々の利便に供するということをやっているわけでございますが、まだ手ぬるいという御批判でございますので、この点については私も心してぜひやらせていただきたいと思います。

ただ、今年度から輸出保険協会に電算機の端末を入れて、ここにお問い合わせをいただきましたら、私どもの持つておりますデータが直ちにそこへ送られて契約者の方にお示しができるというふうなサービスも開始をいたしておりますので、これからますます力を入れて、この輸出保険のPR活動には万全を期したいと考えております。

○田原委員 お願ひいたします。

繰り延べられた債権の回収は長期にわたるのに、今回の措置として、「当分の間」として毎年度の特別会計の資金バランスを短期資金の借りかえで補っていくことにしている理由は何でございましょうか。

○杉山政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、債務繰り延べに伴います債権の回収には通常七、八年はかかるわけでございますが、それにもかかわらず輸出保険特別会計法の改正について「当分の間」ということにしているのはなぜかということであらうかと思っております。

「当分の間」ということにはいたしましたのは、先ほど申し上げておりますような、債務繰り延べに對します保険金の支払いの著増ということにつきましても、これはそう長い期間にわたってこれから続くものというふうには考えておりませんので、ある程度の期間がたちましたら解消するといふふうには考えておるわけでございます。したがって、それまでの間の特別な措置といたしまして資金の借り入れをし、またそれが短期資金の場合には必要な期間その借りをしななければいけないという事態になるわけでございますが、これはあくまでも、いわば一種の異常な事態に對する臨時的な対応措置というふうには考えておりますので、将来保険会計が健全な状態に戻りました場合には必要のない規定でございますので、繰り返すようになりますが、債務累積に對する債務繰り延べで保険金の支払いの著増が生じている期間、また、その回収が行われるまでの間ということでは、恒久的な制度として考へるわけではなくて、臨時的な措置として考へる、そういう趣旨で「当分の間」の措置として規定を設けさせていただくことにしていただくわけでございます。

○田原委員 「当分の間」というのをもう少し詳しくお聞きしたいのですが、もう時間があれてから先へ進ませていただきますので、借りかえの限度についてお伺いしたいのですけれども、将来回収可能な範囲というふうになっておりますね。債務繰り延べ措置の場合に、過去にいろいろ例もあるでしょうが、過去の例から見るとどの程度の回収が見込めると想像されておるか、お考えになっておるか、また金利はどの程度取れるのか、それらについてお伺いしたいと思います。

○前田(典)政府委員 この債務繰り延べ措置が行われる典型的なケースというのは、このパリ・クラブで多数国間で合意をいたしまして、その後債務国が債権国との間で交換公文を結ぶわけでございます。そうしてそれによりまして一定のスケジュールで金利を乗せまして、そうして全額債務を返すという約束をし、それに基づいて代金の支払いが行われるわけでございます。それで従来の実績から見ても八割以上が回収をされております。こういう国際協力によりまして債務国の経済を再建しつつ返済の確実さを担保するというようなことでございまして、将来にわたりますとも金利分を含めまして相当確実に、少なくとも八割以上は行われるというふうには考えております。

○田原委員 先ほど一度お聞きしましたけれども、カントリーリスクの度合いに応じて地域差料率を機動的にやるというお話ですが、もしお話ししていただければアッパーリミットはどのくらいに考へておられるのか、ローアッパーリミットはどのくらいに考へておられるのか、お伺いしたいと思います。

○前田(典)政府委員 現在の地域差料率では一番安いところと、それから一番高いところを比較いたしますと、七・五倍、一対七・五の差がございまして、ただ現実には、最近では非常にこのリスクの差が大きくなりましたので、むしろさらにこれを大きくしてはどうかというふうな意見も需要者側からも強うございまして、私も検討中でございます。

○田原委員 これは国際的比較においてはどのくらいですか。それと、五十八年四月に一回引き上げられておるといふのは本当ですか。

○前田(典)政府委員 まず最初の点でございますが、国際的に各国がカントリーリスクにつきましてもどれぐらいの幅をもつてやっておるかというお尋ねかと存じますが、大体従来までは我が国とすれば、我が国も各国もこれは密接に情報交換を行っておりますので、ちょっと具体的には申し上げられませんが、割合に同じような幅でやっておりますのではなからうかと思ひます。

先ほど私どもがもう少しその幅を広げたかどうかというように検討しておるといふことで申し上げませんでした。各国にも同様の動きがございまして、そういうことを参考にしながらやっておりますわけでございます。

○田原委員 五十八年四月に一回引き上げていっているという……

○前田(典)政府委員 失礼いたしました。それから保険料率の引き上げでございますが、引き上げに關しまして、地域差料率は従来は普通輸出保険、代金保険にのみやっておりましたものを、手形保険と、それから海外投資保険にも導入をしたというの、昨年の四月の保険料率の引き上げの際に同時に行っております。

○田原委員 各国も最近の特会収支の悪化によつて地域差料率の幅をいろいろ考へようとする動きがあるやに今承りましたが、もしそうなら、五十八年四月に改正してあつても、近い将来にもう一回改定して、むしろアッパーとローアを縮めてならす方が効率的ではないかと思うのですが、その点どうですか。

○前田(典)政府委員 先生御指摘のとおりだと思います。

○田原委員 先生御指摘のとおりだと思います。基本的な保険料率の変更と違ひまして、カントリーリスクに伴います地域差料率の変更というのには私も限りで比較的機動的、弾力的に行ひ得るわけでございまして、これは保険運営上必要なのでやらせていただきたいと考えております。

○田原委員 今回借りかえの道を開く措置とは別に、特別会計の抜本的な基盤強化が必要であるといふことは先ほども申し上げましたが、資本金の増額についても長期的な課題としてお考えになっておるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○杉山政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、輸出保険特別会計の基盤強化という問題につきましては、当面の緊急事態について一応の見通しが得られた段階でぜひ考へさせていただきます。

たいと思つておりますが、その基盤の強化の内容といたしましては、資本金の増加ということも一つの課題でございます。輸出保険制度が始まりましてから資本金の増額というのは昭和四十二年度でございますか、一度行われただけで、それ以来は行われておらず、輸出保険の規模が大きくなりまして、なおまだ六十億圓というふうな少額な資本金で運営をいたしておりますので、長期的な課題といたしましては、私もひとつ、ぜひこの資本金の増額の問題は検討させていただきたいと思つております。

○田原委員 輸出保険の健全化の意味からも、先ほどPRでお願いいたしましたけれども、利用者の数を多くするということは大変有効であると思うのですが、そうすれば事務量が非常に大きくなるというところで、事務体制の強化についてお願いしたい、また、どういふふうな努めておるかをお伺いしたいのですが、通産省の発表されておる表を見ますと、ベルン・ユニオンに加盟しておる国の中でも非常に効率が低い、そして組織として一課でやっておるの、日本の通産省だけだといふふうには、これはちょっと皮肉で言えませんが非常に自慢に聞こえるのですけれども、裏を返して言えばそんなに程度でやれるのかということもちょっと考へられるわけですね。そこでやはり徹底的な強化をやつていただきたい。これは人をふやせという意味ではありませんが、もちろんコンピュータなども随分入れてやつておられると思いますが、手続の簡素化を含め、サービスの低下を来さないことを考へながら、事務体制の強化というものを、これは私も一生懸命応援したいと思ひますので、ぜひ考へていただきたいと思ひますが、それについて所信をひとつ局長から。

○杉山政府委員 ただいま先生から御指摘のございましたように、現在私も百七十六人で輸出保険年間十数兆円の引き受けの処理をいたしております。一人当たりの保険契約額から申しましても、ベルン・ユニオンの加盟国中では最高の能率を上げていられるわけでございますが、ただ、人

数が少ない、一人当たりの保険金額が大きいというだけで、あるいは保険契約者の方々のニーズに十分こたえ切っているかどうかということになりますと、まだまだ改善をしなければならぬ点が多かろうと思っております。このためには、電算機の利用等を初めといたします事務の機械化、合理化、手続の簡素化、場合によっては若干の部分を保険契約者の方々にも御協力を願ってできるだけ迅速に処理をすることが必要であろうと思っておりますので、この点につきましても、先ほどのPRの問題とあわせて、私どものこれからの大きな保険会計運営上の一つの課題としてぜひ検討させ、実行させていただきたいと考えております。

○田原委員 重ねて今の点をお願いいたします、時間も参ったようですから終了したいと思っております。よろしく願います。

○渡辺(秀)委員 長代理 城地豊司君。

○城地委員 輸出保険法の審議に入る前段として、我が国の輸出の動向について伺いたいと存じます。

日本全体の輸出は、経済誌の伝えるところによりますと、昭和五十六年に千五百二十億ドルと史上最高を記録し、五十七年は一転して九%減りました。五十八年は千四百五十億ドルと前年比六%回復した。そして本年は、秋以降に不透明な部分が残るにしても、年間で少なくとも一割は伸びると思われる、史上最高記録を更新するといふ総括的な判断があるわけでありすけれども、そういう総括的な判断ではなくて、我が国の輸出の動向を昭和五十年から五十八年の見込み、五十九年度の予想も含めて地域別に、例えば北米、西欧、東欧、中南米、アフリカ、中東、東南アジア等そういう地域別に調査の結果をお知らせしていただきたいと思ひます。

○杉山政府委員 まず全体としての輸出の動きでございますが、ただいま先生から御指摘のありましたようなことだと私も了解をいたしております。昭和五十六年度がこれまでのピークでございます。

います。今年度、五十八年度はまだ三月の数字が出ておられないわけでございますが、五十六年度の千五百二十億ドルにはほぼ近い線まで年度としての輸出の額はいくつではなからうかと考えております。そういったしますと、伸び率をいたしましては前年度比一・一%台ということにならうかと思ひます。

こういつた輸出の中身を少し地域別に眺めてみますと、アメリカ、EC等の先進地域向けでございますが、これが、特に米国向けが昨年の四月六月期以降極めて顕著な回復を見せております。年度の数字は申し上げられませんが、米国の輸出は対前年比一七・九%と高い伸びを示しております。EC向けも相当高い伸びを示しまして、全体として先進国向け全部は前年比二・六%の増加となっております。次に、発展途上国向けでございますが、これは東南アジア向けというのが八・四%伸びておりますが、それ以外の地域の落ち込みがございまして、五十八年度では対前年比九八・四%、ほぼ前年並みの水準になってきておりますが、これも徐々に回復傾向にあります。

今後の輸出の見通しでございますが、これはなかなか断定的に申し上げるわけにはまいりません。特に、最近では若干円高きみになってきておりますので、こういった為替レートの動きというのがこれからどうなるか、それから世界経済全体の動きがどうなるかということに大きくかかっているというふうに思われますが、世界経済全体として回復基調でございますが、米国の景気回復も極めて強いものがございますので、来年度の輸出ににつきましてはやはり増加基調で推移するのではないかと考えます。ちなみに五十九年度の政府経済見通しでは、これは通関のドルベースの数字というのが公表されているわけではございませんが、その作業の過程では輸出の伸びはほぼ七%程度というふうに見込んであるというところだけ申し上げておきたいと思ひます。

○城地委員 輸出の動向についてはわかりましたが、輸出のうちで、一時は非常に期待もされ、そ

して今後の日本の輸出の中でも大きなウェイトを占めるのじゃないかということであったプラント輸出が、最近非常に頭打ちになってきているという状況であると思ひますが、それらの傾向について、五十六年を一〇〇として五十七年、五十八年、どういう傾向にあるのかということが一つと、もう一つは、中小企業の輸出に占める割合、それらが最近非常に大きくなってきている傾向にあったわけでありますが、そういう中小企業の総輸出に占める割合はどういう推移をたどっているのか、伺いたいと存じます。

○杉山政府委員 それでは私からプラント輸出の最近の動きについてお答えを申し上げます。

プラント輸出は五十六年度に百七十五億ドルという数字を記録いたしましたのが最近までのピークでございます。その後五十七年度、それから五十八年度はまだ終わっておりませんが、一月までの数字しか出ておりませんが、二年度にわたりました減少を続けておりまして、昭和五十七年度は百三十五億ドルで前年比二二・八%の減でございます。五十八年度に入りましてからは四月一月の実績で申しますと五十二億ドルということでありまして、年度全体を通しても前年度比で約四割ぐらゐの減というところになるのではなからうかと考えておりまして、総額では八十億ドル程度になりますので、五十六年度の百七十五億ドルに比べますと半減という状態にございます。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。中小企業自体の輸出の数字というのは、直接中小企業が主体者となって輸出する額という統計がございせんので、ストレートなお答えはできませんけれども、いわゆる中小企業性製品、これは中小企業の出荷におきます輸出のウェイトが非常に高いものでございまして、中小企業性製品の輸出動向という点につきましてはお答え申し上げます。最近の中小企業性製品の輸出でございまして、五十六年の数字を一〇〇といたしまして、

それ以降の傾向を見てまいりますと、やはり世界不況の影響を受けて五十七年、五十八年と、五十六年に対しまして中小企業性製品の輸出は落ち込んでおる状況でございます。数字的には八九%あるいは九四%という形で五十六年の実績を下回っております。ただ、五十八年後半、下期に入りましてから世界の輸出環境の好転を反映いたしまして、最近では回復の兆しを見せておりまして、五十八年下期に入りまして一〇〇・六%という形になっております。

中小企業性製品の輸出におきますシェアでございますけれども、これは産業連関表によりまして試算によりまして、中小企業による直接輸出が約三割というふうに試算されております。中小企業によりまして製品が部品等の形で大企業性製品に組み込まれて輸出されるというものを含めてみますと四〇%、輸出全体の約四割が中小企業の手によってつくられたものであるというふうに試算されております。これは一つの推定数字でございます。

○城地委員 今輸出の動向について過去の五十六年、五十七年、五十八年の結果について述べられましたけれども、今後の五十九年度につきましましては、先ほど、政府が今回の予算を審議したときに七%アップということで組まれたというふうな言われまして、私自身考えるのですが、五十九年度はもつと輸出が増加するんじゃないかというように考えておりますが、それらについてはどのような判断をなされますか。

○杉山政府委員 先ほど、五十九年度の見通しにつきましましては、政府経済見通しをつくりまます過程におきまして、ドル表示の通関額の伸びは約七%程度というのを頭に置いたということを申し上げたわけでございますが、実際にどうなるかというところにつきましては、最近の輸出信用状の統計等を見ますと、かなり伸び率が高くなることが予想されると思ひますし、その上、先ほども申し上げましたように、為替レートがこのところ円高になっておりますので、御案内のように円

高になりますといわゆる「Jカーブ効果」というものがでてまいりまして、円建ての輸出金額は変わりませんでも、ドル表示に換算をいたしますとレートが円安の場合に比べて金額が大きくなるという問題もございまして、ドルの通関額というものにつきましては、まだ私も確定的にどの程度になるという数字を持ってはおりません。かなり大きな可能性があるという感じが持っています。ただお答えさせていただきますか、かなり大きな可能性があるという感じが持っています。

○城地委員 では、具体的に輸出保険法の内容について質問をいたしたいと思います。今、輸出の動向について御説明がありました。そして具体的に各種の資料で輸出保険の運営実績等がはつきりしておりますけれども、全体的に見て総輸出額に占めるいわゆる輸出保険金額の割合、付保率というのですか、その傾向はどういうふうになっているのかお答えをいただきたいと思っています。

○杉山政府委員 全体の輸出のうち輸出保険でカバーされている取引の数字につきましては、私どもの把握しておりますところでは約四割でございます。全輸出の約四割が普通輸出保険、輸出代金保険、輸出手形保険等によってカバーされているというふうに考えております。

○城地委員 次に、輸出保険の運営実績の関係について伺いたしたいと思います。

三年前の昭和五十六年、先ほど同僚の田原委員も言われましたが、あの商工委員会の審議の中で私は次のような要望をしていたわけであります。すなわち、この輸出保険が九つの種類に分かれていた。しかもそのうち四つだけ明記をして、その他の五つのものは「その他の保険」ということでくくっている、そういうことは非常におかしいのでぜひ直してほしいということをお願いいたしておきました。ところが、三年たつて今回出されてくる中でも、また「その他の保険」ということでくくってあるわけでありまして。

私は民間の会社の出身でありますから、どうもそういう頭でいくんですが、今度のこの輸出保険

の運営実績という表を見ますと、どうもお役所的な発想のような感じがするのです。何となれば、例えば民間で九つの種類の商売をやっている、そのうち四つだけ金額が多いからと件数が多からといって四つはちゃんと明記する、あとの五つは「その他」でくくるなんというところは常識で絶対考えられないことだと思っております。

ですから私は、そういう意味合いで三年前の当委員会の審議のときにも要望したわけであります。その要望が入れられない、今回また「その他の保険」ということで出されている。この関係は厳密に言いますと、担当の貿易局長がかわられているわけでありまして、今の局長がかわられて仕方がないのかもしれないが、民間の会社だと大体引き継ぎということで、前にやり残したこと、議会で要望のあったことは、しかも、そういうことはすぐにできることでありますから、ちゃんと引き継がれているんじゃないかというふうに考えるのですが、なぜ今回同じように「その他の保険」ということでくくられたのか、そのいきさつをはつきりさしていただきたいと思っています。

○杉山政府委員 前回御指摘を受けておりながら、九つの保険を四つと、「その他」というふうにしてまとめてしまった点についてはおわびを申し上げるわけでございますが、若干言いわけをさせていただきますと、ほかにつくってあります資料の中では、全く同じ形式ではございませんが、残りの五つの保険につきましてもその概況がわかるような状況の数字はまとめて公表はいたしております。ただ、その四つの保険と全く同じような状況では数字の公表はいたしておりません。

先ほど御注意をいただきましたので、これからは九種類全部、今回二つの保険は廃止させていただきますので七種類になるわけでございます。それにつきましては全部各種別ごとの数字をまとめて発表させていただきますと思います。御了解をいただきたいと思っています。

○城地委員 そういう御答弁をいただきましたので、今後はその件については全部を網羅していた

だきたいと思っています。

特に今回はそのうちの二つの保険を廃止する。保険の廃止というようなことは重要な問題なんです。ただ、五十四年度以降、利用実績がないからということだけで廃止するんじゃないか、本来であればそれらの内容を取捨選択して、本当に廃止すべきものであるかどうかというところまで突っ込んで廃止ということを決めるべきでありまして。しかも「その他」に始まって「その他」に終わるというので目の目を見ないでいる運営実績の中での廃止をされるということは非常におかしいのではないかと思います。しかも、私が言いたいののは、現実仕事をやっていってしるわけですから、九つの種類に分けてやっている、表につくるのになぜできないのかということとは全然あり得ないと思うのであります。そういう意味で今後ぜひともそういうふうにしていただきたいと思っています。

特に、ほかのことで失礼ですが、かつて倒産の問題で本委員会でも質問をいたしました。大口倒産だけが表面に出る、いわゆる小口倒産が出ない、何とか善処できないかということで、善処を要望したら、一年たつていわゆる小口倒産についてもひとつ範囲を拡大してやっていただきました。そういう意味では、通産省というのにはある意味では打てば響く、そういうお役所かなというふうに考えていたのですが、今度のようないことは何も手を加えなくても簡単にできることでございます。そういう意味では今後はぜひともそういう立場で善処をお願いしたいというふうに思いますし、「その他」の関係でも、これに出たついでだから申し上げますが、どうもこの輸出保険法の関係の、いわゆる各種の資料が非常に不足している。

後で全体的なことでも申し上げて、いろいろ私自身の考え方を申し上げる中でも、それらについて指摘をしたいと思っております。例えば、ことし、大変な事態になっている。債務の繰り延べの関係で国の財政から千四百四十四億も借りてやるというに至っている。しかし、それらの資料は我々

に何ら明記をされていない。どういうような傾向になっているのか。債務を繰り延べている国はどうか。しかも、そういう具体的な資料なしにかかわらず、千四百四十四億も金を借りるということをこの国会に提起をしているというふうなことで、すね。そういう意味で、後ほどこの問題については提起をいたしますが、一応そういう範囲では得る限り、資料というものはもう要らないと言われるくらいまで出していくのが一つの事業の性格ではないかと思っております。

政府の直営事業である輸出保険というふうなものを政府でやっていってしるのですけれども、民間の各会社でも、どういうところでもそうですが、この程度の資料で、金をこんなに借りて運用しますなんということをやって、どこも通るわけはない、私はそう理解するわけです。その問題については後ほど申し上げますけれども、後でこれは大臣にも御見解を総括的に最後にお伺いをしたいと思っています。

そういう中で、きょうは前半と後半と分かれるわけでありまして、若干区切りをつけながら質問をしていきたいと思っています。

これも先ほど田原委員が質問をしたのでありますけれども、てん補率の問題について先に御質問を申し上げますが、私は前回の三年前のときにも質問をいたしました。あのときは九〇%から九五%ということで五%アップをするという提案でございましたが、私自身は、九〇から九五にするのじゃなくて、少し無理があつても、この輸出保険は我が国が生きていくための輸出に与える影響が非常に大きいわけだし、そういう意味では大変に政策的な内容を含んでいるから、他の諸外国がやっているように九〇を一一〇にしたらどうなんだろう、はつきりと申し上げませんが、そういう意味合いのことで質問をいたしました。それに対して、一〇〇にしたのはその中に利益も含まれるから一〇〇というのはまずいのだというふうな意味の答弁、正確には議事録に出てお

りますけれども、そういう意味の答弁をされまし
た。しかし、その考え方はおかしい、そう私は思
っていたのですが、今回提案を見てまたびっくり
したのでございます。九五を九七・五にするとい
うことでございます。理屈はいろいろあるでしょ
う。ですから、これから理屈も伺いたいのですけ
れども、常識的には九五から一〇〇にいくのが普
通であって、九五から九七・五にいくなんとい
うのは一般的な常識では普通考えられない。一〇
飛びであるとか、五飛びであるとかいうことであ
って、それを九七・五にするなんというのはいかに
も小刻み過ぎる嫌いがするのであります。九
七・五にした根拠をはっきりとお答えをいただき
たいと思います。

○杉山政府委員 今回でん補率の引き上げが余
りに小細工に過ぎるのではないか、むしろ思い切
って一〇〇%にするという考え方はないか、こう
いう趣旨のお尋ねであらうかと存じますが、海外
の各国のやっております輸出保険におきまして
も、今回御提案申し上げておりますような債務繰
り延べに伴いますような非常危険の場合には
一〇〇%のてん補率を持つている国が多ござい
ますし、我が国の法制上も一〇〇%のてん補率を
するという点については、法的には不可能では
ないと存じます。

〔渡辺(秀)委員長代理退席、田原委員長
代理着席〕

ただ、従来九五にしており、今回も九七・五に
いたしました一つの理由は、やはり輸出者の方に
も何がしかのリスクが残るということにしておい
た方が、パイヤーの信用調査につきましての輸出
者の努力でございまして、遅滞が生じました場
合に回収に向けて輸出者が努力をするきつかけに
もなるであろうということからでございます。

前回の改正の際の御答弁のときに、五分分は利
益相当なんだ、そこまでは補しなくてもという
ような趣旨の御答弁も申し上げているようござ
います。こういった利益をてん補しないという
ことももちろん一つの考え方になっているわけ

でございます。

利益といえますのは、いわばその輸出者が輸出
が行われた場合に生じる所得でございますが、そ
こまででん補しないでも、仮に支払い遅延等が起
こった場合でも、事故が起こった場合でも、実際
に生じた損害、いわば実損だけをてん補するとい
う考え方もあるわけでございますが、今回は
先ほど御説明しましたように、プラント輸出なり
中小企業性製品の輸出も、カントリリスクの増
大に伴いまして落ちてきております、かなり影響
を受けております。そういう意味におきまして、
私も調査しましたところでは、実地上の企業の
輸出に伴います利益というものが前回に比べて
と相当圧縮されているように思いますので、九七
・五にいたしました場合、利益の部分はカバーを
しないという前回御答弁申し上げましたことにも
また矛盾をすることなしに、実際の保険の運用が
よりスムーズに行われるためにも九七・五という
数字をとらしていただいたというのがその経過で
ございます。

○城地委員 説明はわかりません。といえますの
は、九五を九七・五にした、利益の幅が少なくな
ったとか何とか言っても、そういうことではな
いと私は思うのです。九七・五は、端的に言う
と九五と一〇〇を足して二で割ると九七・五、九
五と一〇〇のちょうど中間が九七・五であるとい
うことで、したのではないか、率直にそう思うの
です。

しかし、そういうふうな理由づけをされますか
ら私ももう少し科学的に質問するのですが、一般
にいろいろものを考えるときに、五飛びとか一
〇飛びというのは、これは日本の社会の常識なん
ですね。九〇から九五にする、私は一〇飛びで一
〇〇にしろと言ったこともありませうけれども、で
あるのに、今回に限って九七・五とか八二・五と
か、そういう半端をつけるような考え方は一般の
社会では割合あらわれてこないというのが通例な
んです。ですからそういう意味で、小刻みに、し
かも二・五に対して苦しい答弁をして、利益がこ

うだからあだかと言っても、そうじゃなく
て、むしろ保険という立場に立てば一〇〇なら一
〇〇にしたって何ら差し支えないのじゃないかと
思うのです。

むしろ、別に財政的な意味で当面九七・五にす
るが、段階的に二年後、三年後に一〇〇にする
という過渡的な措置であれば、九七・五という数字
もあるのです。しかし、今言われたような理由で
九七・五という説明をされても私は納得ができま
せんので、再度その点について伺いたいと思いま
す。

○杉山政府委員 ただいまお答えしましたことの
繰り返しになることは避けさせていただきます
が、基本的には先ほど御答弁をしたような趣旨で
ございます。

あとその背景をいたしましては、これから多分
先生の御質問の中にも出てまいらると思えますが、
輸出保険特別会計の保険金の支払いが急増をして
いる、そういう苦しい事態のもとで、一方カン
トリリスクの増大に伴います輸出者の危険負担を
少しでも保険でカバーをしたい、こういう我々の
希望がどこまで実現をできるかという実質的な問
題になってまいりますと、極めて中途半端だとい
うおしかりを受けるわけでございまして、今回の
二・五%の引き上げということでとどめざるを得
なかったというわけでございまして、利益分を含め
てでございますが、一〇〇%にすること自身につ
いては法的には不可能なことではないと思えます
けれども、現実の輸出保険特別会計の極めて苦し
い状況等を考えますと、今御提案をしているよう
なラインがとり得る最も妥当なラインということ
で御提案を申し上げているわけでございまして。

○城地委員 このことに余りこだわっていても時
間をとるばかりであります。今言われたような理
屈だとなれば、一般的に経営財政上の問題から
いえば九五に据え置くとか、むしろ九〇に下げる
ということになるのが事業としては当然だと思
うのです。そうなるもやむを得ないわけです。し
かし、少なくとも一〇〇に近づけようという努力

の跡が九七・五になったのだ、私はそう理解をし
たいわけだし、しかも、日本の置かれてる輸出
を奨励しなければならぬという立場からすれば、
とにかく安心してどんどん輸出しないさい、担
保はちゃんと輸出保険でやっていますよというこ
とで一生懸命苦勞した結果が九七・五だと思
うのです。

そういう意味合いでございますと、将来の課題
で、今回提案されたものを一〇〇に修正するとい
う要求をしてもなかなか難しい問題もあ
りますし、一応出された原案でありますから、この問題
については一応これで終わりますけれども、そう
いう意味で、あくまでも保険という性格と、それ
からさらに、これからのどんな輸出保険の活用
の幅を広める、それによって日本の輸出をもっと
もっと奨励するという立場からすれば、やはりど
うしても一〇〇にする、九七・五は中途半端であ
る。よく理解はできませんが財政上の問題もこれ
あり、一歩前進をさせたのが九七・五であるとい
う理解で一応この問題は終わりたいと思えます。

〔田原委員長代理退席、渡辺(秀)委員長
代理着席〕

時間が第一ラウンドと第二ラウンドに分かれて
おりますので、本格的なものは第二ラウンドに譲
るとして、次の質問を続けたいと思えます。

「輸出保険種類別引受限度額」という表がござ
います。この限度額の表で見ますと、例えば五十八
年度普通輸出保険九兆七千億、以下九つのものが
載っております。今回廃止をされます委託販売
輸出保険と海外広告保険は載っておりますが、
各金額が載っている。例えば輸出保証保険、これ
は「その他の保険」の五つの中に入っているの
ですが、保険の引受限度額一兆円と出ています。替
為変動保険、これも「その他」にくくられている
方ですが、引受限度額五千億というように出てお
ります。これらの限度額の算出根拠、物の考え方
について説明をしていただきたいと思います。

○杉山政府委員 先生御指摘の輸出保険の種別の
引受限度はどうやって決めるのかということでご

ございますが、私どもは、この引受限度を予算上決めます際には、各保険種別ごとの過去の保険引受金額の実績等を参考にいたしまして、若干の変動がございましたも、この限度の中で処理し切れるようにということで、ある程度の余裕を持ってこの限度を決めているわけでございます。

ただ、今例に出されました輸出保証保険につきましては、五十二年に四千億円といたしておりましたのを、五十三年以降一兆円に引き上げまして、それ以来五十九年度まで据え置きで来ておりますけれども、この程度の限度額があれば、ある程度の事態の変化がありましても十分余裕を持ってお引き受けには応じられる、こういうことで横ばいのまま決めているわけでございます。

○城地委員 この限度額というのは今の説明でもよくわからないのですが、こゝまで引き受けても、いわゆる事業上大丈夫だという数字なのか、こゝまでは引き受けますよという一応目安として決めるものなのか、どういう意味なのでしょう。

○杉山政府委員 限度額の性格といたしましては、先生ただいま御指摘のありました後者でございます。各保険種別ごとにお申し込みがありました場合は、政府としてはこゝまではお引き受けに應ずることができません、そういう意味の限度でございます。

○城地委員 ちょうど中間の一番大事なところの質問をした後、それらに関連して質問をする予定でありましたが、先ほど申し上げましたように、前段五十分後段七十分ということであと十分程度しかありませんので、若干後先になりますけれども、その他の関係について質問をしたいと思っております。

輸出保険協会等が中心になって輸出保険制度改善基礎調査研究会というところが出している資料等にもあるのですが、この保険の中でいわゆる両当事者間だけのものではなくて三カ国の間で行われるような貿易、それからそういう意味で仲介貿易というふうなことに、この保険を適用してはいい、またそういうことも十分検討す

べきであるというふうなことが調査研究会の報告として昨年の三月に出されておるのですが、これらの問題についてはどのように検討しておられるかということが一つ。

それからこの保険は、先ほどの田原委員の質問にもありました、ほかの先進国ではほとんどなく、日本の国の場合には通産省でやっておられる。私は、通産省でやっておられるということではなくて、今、日本の国の政府がやっているとすることによる、そういう意味での信用という、非常に大きな点は十分わかってはいるつもりでございますが、これらの保険をアメリカその他先進諸国のように、いわゆる民営移管というふうなことに、いってどういふふうな検討しておられるか。また何かそれについてのお考えがあるかということ。

さらに三番目としては、いわゆる普通火災保険とかそういう災害の保険の關係は、世界全体として再保険というふうなことでやっておりますが、そういう点についてはどのように考えておられるのか。この三点を含めて御質問したいと思っております。

○杉山政府委員 先生からだいま三点の御質問がございました。

一つは、日本がいわゆる三國間の仲介貿易をやっている場合に、その仲介貿易について保険をつくれないうか、ついたらいいか、こういう御質問であらうかと思っております。

まずこの点について申し上げますが、こういう仲介貿易保険というものを創設できないだろうかという要望があることは私も十分承知をいたしております。こういう点について保険制度上創設が可能かどうかということもかなり突っ込んで勉強をしてみたいわけでございます。

取引ということになりますので、もう一つ検討をしなければならぬ国がふえてまいりまして、こういう国の間では商習慣も違いますが、いろいろ取引上厄介な問題が出てくる可能性がございますので、日本の輸出保険制度上こういうことを今段階で自信を持ってつくれるかということになりますと、なおもっと検討を重ねなければならぬ点が多いのではないかと、これらで当面はまだ創設に踏み切れないでいる状態でございますが、なおこういう問題については、これからいろいろ勉強してまいりたいと思っております。

それから第二番目に御質問のありましたのは、輸出保険業務というのを民間に移管をするということについて検討をしたことはないか、また、そういうことについてどう考えるか、こういう御質問であらうかと思っております。先ほどの御答弁の中でも申し上げましたが、輸出保険業務につきましては現在百七十六人の人員をもちまして運営をいたしております。一人当たりの保険引受金額という点から申しましても、ベルン・ユニオン加盟国中最高額でございます。そういう指標で見ると膨大な輸出保険の引受業務を処理していただいているというふうな考え方をしております。

それからもう一つ、仮に民間でこういう保険をやっていくといった場合には、いろいろな点でかえって不都合が生ずるのではないかと、これがあつたわけでございます。先ほど来の御質問の中にも出てまいりましたように、輸出保険は保険契約ではございますが、かなりその運用につきましては政策的な判断を必要とする面が多々ございます。こういう問題につきましては、通産省初め関係省庁の意見を聞きながら、政府内部で処理をする方が、民間で処理をするよりはむしろベターではないかと思っております。またカントリーリスクの問題等の情報収集につきましても、在外公館なり、ジェトロなりの政府の外部団体等を通ずる情報の収集というののも一つの大きな情報ソースになっ

ておりますので、こういう点、民間に業務を任せました場合には、民間がまた独自にこういうカントリーリスクの調査もしなければならぬ、そういう意味におきましては、今の体制でやる方がより効率的であらう、こういう判断に立っておりますので、民間移管ということについては、私どもはむしろ現状の方がいいのではないかと、いろいろ考えておるわけでございます。

それから三番目の御質問は、この輸出保険について再保険に掛けるということはどうであらうか、こういう御質問であらうかと思っておりますが、輸出保険の場合には、最近のカントリーリスクの増大に伴います保険金の支払いの急増ということから御理解いただけますように、通常民間がやっておりますような損害保険等とは違ひまして、事故が生じた場合にはかなり多額の支払いをしなければならぬという特殊性がございます。そういう意味におきまして、各国とも大政府が最終的な責任を持つという格好でこの保険業務をやっているわけでございます。もちろん、再保険に掛ける先が出てまいりますれば別でございますが、今までのところ、政府がやっております輸出保険全体につきましても、この再保険を引き受けるというふうな再保険先というものが、先ほど申し上げましたような事情から出てきてはいないと考えられますので、輸出保険を再保険に掛けるということにつきましては、現実の問題としてはなかなか難しいのではないかと、かように考えております。

○城地委員 午前中も時間がありませんので、午前中最後の質問として、今回委託販売輸出保険及び海外広告保険、これを廃止するというところの提起がなされております。しかし、委託販売輸出保険は昭和二十九年から五十二年までの実績を見てみましても、保険金が二十五億八千万、そして各年度別に見ましても、昭和四十六年には三億二千九百万の保険金の支払いがあり、海外広告保険では昭和二十七年から五十四年まで合計十二億八千五百万の支払いがあり、最高は昭和五十年に一年間で二億一千五百万という実績が出てい

わけであります。

そういう実績があることと、それからもう一つは、新聞その他の報道です。当てにならないかもしれませんが、主として財政上の理由で今回の二つの廃止するというような一部報道記事があります。そういうような実績から見ても、昭和五十四年度以降は利用されていないという現実もありますけれども、この種のもは一遍廃止してまた復活するということは難しい。廃止するのは簡単には簡単なんですが、復活するのは容易じゃないと思いますので、このころゼロだからもう用は済んでいる。だから廃止だということには私は了解しがたいのですが、この両保険を廃止する原因、それについて御質問いたしたいと思ひます。

○杉山政府委員 委託販売輸出保険、海外広告保険を廃止する理由でございますが、その一つには、先生お挙げになりましたように、最近数年間にわたって、例えば委託販売輸出保険でございますと昭和五十四年度以降、海外広告保険につきましては昭和五十五年以降、新しい付保の申し込みがないという保険運用の実績というのがございまして、それとともに、この委託販売とか、それから海外輸出市場開拓のための広告宣伝費の支出といったような態様での輸出促進の必要性といふことは、日本の戦後の輸出が再開されました当初の期間は非常に大きなものがあつたと思われまゝです。それが先ほど先生がお挙げになりました過去の累積の引受金額というものにもあらわれていたわけでございまして、最近のような状況になつてまいりますと、委託販売によつて日本の商品輸出するとか、また海外市場の開拓のために広告費を出して、そうした場合に思いどおりの売り上げが上げられないというような、いわば企業の見込み違いと申しますか、そういう企業家の判断の違いに基づくリスクというものを政府の保険で引き受けていくという、政策的な意義という点につきましても、ほかの種類の保険とは性格を異にするような状況になつてきたのではないかといいこと、繰り返すようでありますが、過去の引き受

けの実績が数年間にわたつて皆無であるということと、これを政府の保険において奨励をしていくことの政策的な意義が少なくなつてきています。この二つの点、それにさらにつけ加へさせていただきますと、輸出保険の業務の一層の合理化のため、こういう三つの観点から、今回、この二つの保険制度の廃止を提案させていただいてゐるわけでございます。

○城地委員 十二時から衆議院本会議がありますので、午後、再開後続行します。

○渡辺(秀)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時九分開議

○渡辺(秀)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。城地豊司君。

○城地委員 輸出保険の運営実績と輸出保険特別会計の双方に関連して伺いたいと思ひます。

輸出保険の運営実績は昭和五十七年度までしか出ておりません。五十八年度はまだ終わつていないわけであつて、五十八年度並びに五十九年度はそういう意味では見込み、もしくは予算というところになるわけでございまして、この輸出保険の運営実績を見ますと、輸出保険そのものが、何といひますか商売繁盛という非常に大きく実績が伸びてきてゐるわけでございまして、特にこの輸出代金保険等につきましては、昭和五十一年度支払い保険金十九億二千四百万円であるのに、昭和五十七年度を見ますと四百四十億というように非常に大幅に伸びてゐるわけでございまして、五十八年度、五十九年度の実績はわかりませんが、五十八年度、五十九年度さらに伸びるのじゃないかというふうな予測をするわけでありますが、このように輸出代金保険がこの数年間急激な伸びを示した理由について、まず最初に伺いたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 お答え申し上げます。

午前中から申し上げておりますような、国としての債務繰り延べ措置をする場合、いわゆるリスクでございますが、そういうものの対象といたしましては中長期の商業債務、いわゆるプラント類の延べ払い等に関連する債権がその代表的なものでございまして、そういうものが中心を占めるわけでございます。したがって、保険種別からまいますと、輸出代金保険でカバーをしておられるというのがその大部分でございます。それが輸出代金保険が特に伸びた理由でございます。

○城地委員 では、輸出代金保険並びに普通輸出保険、この二つだけで結構ですが、見込みの金額、支払い予定保険金でもいいですが、保険金の金額だけで結構ですから、五十八年度、五十九年度、お示しをいただきたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 普通輸出保険につきましては、これはそれぞれ見通してございまして、五十八年度が十三億円、五十九年度が十二億円ということを見込んでおります。それから代金保険でございますが、これは五十八年度が約七百億円、五十九年度が約二千五百億円を見込んでおります。

○城地委員 この輸出保険の実績それから特別会計の内容を見ましても、今答弁がありましたように、非常に輸出代金保険の支払いが多くなつてゐる。それはリスクジャンル、債務繰り延べという関係で多くなつてゐるわけでありまして、そういう点からいいますと、この債務繰り延べの関係がいつごろから具体的に始まつてゐるのか。例えばこの債務繰り延べは具体的に一九七一年から始まつておりますが、そのころは債務繰り延べの国の数が一つとか二つとか非常に少なかったわけでありまして、一九八〇年、昭和五十五年からは六

カ国、五十六年が十四カ国、五十七年が二十カ国というように非常に多くなつてゐるという関係から、債務繰り延べが具体的に非常に大きな金額として輸出保険の中に占める割合が多くなつてきたのだらうと思ひますが、具体的に昭和五十五年以降この債務繰り延べによる保険料の金額に

ついて明示をしていただきたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 ただいまの債務繰り延べ分に関する支払いでございますが、五十五年度から申し上げますと、五十五年度がおおむね八十億円、五十六年度が二百五十億円、五十七年度が四百三十億円、それからことしの見込みが大体七百億円という感じでございます。

○城地委員 輸出保険の中で、この債務繰り延べがこんなに多くなつてゐるということは、裏返しで見ると、輸出保険の大部分が債務繰り延べ、いわゆる国と国との間のそういう支払いというようなことで占められてゐる。とすれば今回、この特別会計で千四百四十四億短期で借りて運営をするというところでありますが、この先、この債務繰り延べの国が多くなつていく傾向にある、それから金額的にもそれが多くなつていく傾向にあるわけであつて、今後のこの輸出保険そのもののあり方、輸出保険の言ふならば経営といひますか、そういうことから申しますと非常な危機的な状況にあると思ひますが、それらに対する認識はどのように考へておられますか。

○杉山政府委員 今年度までの債務繰り延べに伴います保険金の支払い額についてはただいま御答弁したとおりでございますが、五十九年度以降どうなつていくかということでございます。

ここについては、現段階で確定的なことを申し上げるのは極めて難しいと存じますが、債務繰り延べの対象になります国の数も、仰せのように今までに比べてある程度ふえていくということも想定をされます。私も極めて大膽な前提を置いて試算をいたしておりますが、それでまいりますと、昭和六十年年度についても五十九年度とはほぼ同程度の借入金をしてと円滑な保険金の支払いができないという状態でございます。

ただ、これも五十九年度、六十年年度が峠かと思ひまして、六十一年度になりますと借入金の額はかなり減少すると思ひます。自後は、この保険金の支払いをいたしました国からの繰り延べに従つた債務の返済が行われてまいりますので、こうい

ったものが保険会計には回収金として収入に計上をされることになりまして、こういうことを考えてまいりますと、ここ数年間が大借入金をしていただけない山場というふうな考えられます。これを越えまして、後は単年度収支はかなりの早い機会に改善に向かい、保険特別会計全体としての収支も、中長期的に見ますとバランスがとれるようになるのではないかと考えております。

○城地委員 今答弁の中の大胆な前提というものは、例えばこれからは余り債務繰り延べがなくなるというところか、さらには、私は一般論としていろいろな関係者とも話をしたのですが、債務繰り延べというのは、五年間据え置きで六年目から返却するというときには、それを借りた側が早く返却するということがないであらう、むしろいわゆるその国の実情が悪い方向に行つて、またさらに再繰り延べというふうなことがあつたにしても、早まることはないだろうという認識を私は持つておるのですが、関係者の間では、いやそうじゃない、今までの実績の中で、五年間というものであつても四年目から返却をするというふうな事例もあるという話も聞きました。そういう意味で、今言われた大胆な前提というのはどういふことなのかというのをひとつ伺いたいと思つたし、私自身、この債務繰り延べの現状からして来年は千四百四十億では足りないのではないかと、うふうに考えるわけでありまして。

現にいろいろな報道機関の、新聞等の報道によりまして、今年度の場合にも昨年十二月、ことしの一月あたりは約千五百億の借入れをするんじゃないかということが報じられました。しかし、実際に出てきた内容を見たら千四百四十億になつてゐるのです。これについて、この経過、当初千五百億と考えたのかどうかという点も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○杉山政府委員 今後の見通しにつきまして、私大膽な前提、仮定ということを申し上げたわけでございますが、かなりいろいろな方面にわたつておりますので、詳細については省略させていただきます。

きますが、例えば債務繰り延べの対象国につきましては、先ほど来お答えをいたしております既に決定しております十五カ国、それからそのほかにパリ・クラブの開催を希望しております三カ国あるいはこのほかに数カ国程度さらに増加する可能性があるのではないかと。それから、例えばそういう国々について今後どの程度の期間にわたつて債務繰り延べをしなければならぬかというふうなことが、それから、債務繰り延べをいたしましたものが当初の約束どおり果たしてどの程度返つてくるのか、こういうことにつきまして、制度開始以来の過去の実績というものも持つておりますので、そういう実績をもとに推定をいたしておりますが、そういうことを前提にして考えますと、先ほど申し上げましたように五十九年度、六十年年度あたりが山場、こういうふうな考えられるわけでございます。

それから二番目のお尋ねをいたしまして、五十九年度では千四百四十億の借入れを予定しているけれども、もつとふえるのではないかと、事実夏あたりには千五百億、こういう数字もあつたように聞いておられるけれども、こういうお尋ねでございますが、確かに夏の予算要求の時期におきましては、私も千五百億というふうな数字を頭に置いて大蔵省等と話をいたしましたわけでございますが、その後債務繰り延べをやつております国からの債務の履行というものが、むしろ予想以上に好調に推移をしたために保険金の支払いが減つたというふうな問題もございまして、時間の経過に従ひまして、対象になつております債務繰り延べ対象国の債権額の確定等詰めてやってみますと、たゞいま御説明いたしておりますような、五十九年度については千四百四十億程度の資金借入れをいたしまして、このほかには支払い準備をいたしまして別に年度末で約三百億程度の資金をもつて五十九年度は越せるのではないかと、うふうに考えておる次第でございます。

○城地委員 この債務繰り延べの関係では私余りたくさん資料がありませんが、通商産業省の昭和五十六年度の年報、その中に例えば「ボラランドに対する債務救済について」という一文がありますが、一九八一年ボラランド政府との間に二国間の取り決めを締結した。これで見ますと、例えば繰り延べ対象額は約二百二十億、返済期間は一九八六年から一九八九年というふうなことで、この通産省の年報に具体的な内容が記載されております。そしてさらに、その中にはトルコの第三次債務救済というところで一九八二年三月の内容が書かれてゐる。

これは予想ですから、ある意味では大膽な前提の方が正確になるかもしれないけれども、私は、そういう意味では、状況がよくなくて、私といつても、ことしまた新たに債務繰り延べを申請している国なんかの状況と、我が国との貿易の関係等を考えていきますと、どうもことしと来年がピークであるという見解には立てないのではありません。でありますから、そういう意味で言われまして、来年の債務繰り延べは千四百四十億借りれば足りるというのではなくて、来年はどれくらいこの債務繰り延べで支払い額が出るのか、同じような千二百五十億よりはふえるのではないかと考えるのですが、その辺はどうですか。

○杉山政府委員 私どもが先ほど申し上げましたような前提を置かずに試算をいたしておりますところでは、五十九年度は債務繰り延べに伴う保険金の支払いといたしましては二千四百五十億程度というふうなことを考えております。

○城地委員 では、六十一年度、六十二年度はどういふように考えていらっしゃるのですか。

○杉山政府委員 六十年年度につきましては、必ずしも確信のある数字ではございませんけれども、二千億弱というふうに見ておりますが、六十一年度につきましては千三百億前後ではなからうかというふうな推算をいたしております。

○城地委員 では、今きょう現在で結構ですか、債務繰り延べで総金額は幾らというふうなことになるのですか。

○杉山政府委員 ただいま手元に数字がございませんので、至急に調べまして御返事をいたしたいと思います。

○城地委員 今この輸出保険全体がそういう債務繰り延べの影響を受けて非常に大変な事態になつてゐる、しかも、その事態を乗り切るために資金運用部から借入金千四百四十億を当面借りる、来年度の課題についてはその範囲でいいという見解であります。私はそれで足りないんじゃないかと思つて、それは来年度になつてみればわかることですが、そう思います。

こういうふうな事態を見てみますと、今の輸出保険そのものが非常にピンチに立っているのではないかと、思ふのです。といふことは、借り入れはできるだけ少なくしたい、それは当事者としては当然です。借り入れる金を多くしていくことよりは、借りる金は少なくしたいというふうなことではないのですけれども、先ほどの田原議員の質問にもありますように、例えば支払い準備率の問題で考えていきますと、私は従来、この十年間あたりの経過を見ても、支払い準備金はある程度のもつてゐる、少しくらいのものがあつても動揺しない、安心して運営ができるという状況であつたと思つたし、しかも支払い準備率そのものは、基準がないから何とも言えませんが、国会でいろいろの答弁等を聞いてみますと、おおむね支払い準備率は一〇程度が望ましいと思つた、それが望ましい、保険の運用をしていくときに、それくらいは支払い準備率を持つていた方がいいのだというところで、そういう見解が出たと思つた。

イギリスなんかは、そういう点では二・五％を目標にしてやろうという国もありますが、ほかの国とは別にしても、やはり支払い準備というものがなければ安心して保険を掛けられない状況だと思つた。ことしの場合千四百四十億しか借りませんけれども、支払い準備金は昭和五十九年度予算で二百九十六億二千三百万、三百億に足らずになつてしまつてゐるわけであるし、準備率〇・一三というところで過去に類例のない少ない率

であります。こういう率でちょっと何かがあったらどういふことになるのかということで非常な心配をするわけであります。

先ほどポーランドの例を言いましたが、一つの国との間でちょっと決まって二百二十億円出すようなことになれば、それでたちまち大変なことになるわけであります。そういう状況がないというお見通しなのかもしませんけれども、そういう意味でいきますと、ここ数年来大体一千億以上抱えてきたこの支払い準備がここへ来て、今年三百億である。しかも、いろいろな対外的な世界の各国のそういう債務繰り延べの状況が多くなっている。しかも、いろいろな点で大型化している。そういう中で考えていきますと、私は、この支払い準備が三百億に満たない、〇・一三％しかない準備率に非常な不安を覚えるわけであります。当局としては不安を感じられないのでしょうか、御質問いたします。

○杉山政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。先ほど御質問のございました、現時点で債務繰り延べに就いては債務総額は幾らあるか、こういうお尋ねに就いてはお答え申し上げますが、この債務の額につきましては、円建てになっておりますものと外貨建てになっておりますもの、いろいろございます。したがって、この換算レートをどうするかについてはいろいろ問題もございしますが、仮にドル二百三十円という最近時点での為替相場を前提にして換算をいたしてみますと、現在までパリ・クラブで対象になっておる十五カ国のうち、二国間で政府の交換公文を交わしまして債務の繰り延べ額を確定した十カ国の債務総額はおよそ千三百億円という額になっております。

それから、ただいまのお尋ねで、五十九年度には支払い準備はわずか三百億円で準備率にいたしまして〇・一％台、非常に低い水準であるけれども、保険会計を預かる者として不安を感じないかということでございます。

私ども、かねがね保険準備率につきましては一

％程度を保有することを長期的な目標として努力をいたしてまいりましたが、先ほど来御答弁申し上げておりますように、ここ数年間、さらに今後数年にわたってかなり債務繰り延べに應ずるための保険金の支払いがふえます。そのために、明年度で千四百四十億円の借入れをいたすわけでございますが、この際に一つの考え方といたしましては、借入金金をさらにふやした上で支払い準備は大きな額を持つていくという考え方もあるわけでございますが、そういったことも、やはり借入れについて金利の支払いもしなければいけないという問題になりますので、このあたりの兼ね合いの問題を考慮いたしまして、非常に少ない額ではございますが三百億程度持つておりましたら若干の変動には対処し得る、こういうことで今申し上げたような借入金の額とし、その他の部分については支払い準備を取り崩して支払いに充てるということを予定いたしておるわけでございます。

こういった事態につきましては、これからずっと続くということではなくて、私どももいたしましては、債務繰り延べにつきましては国と国との約束事でございまして、世界経済全体も次第に明るさを取り戻してきておられますので、ここ数年間が一つの山で、それ以降は収支も改善に向かうということを考えておりますので、当面の山場を切り抜けた以後の話といたしましては、できるだけこの支払い準備の増加に努力をいたしたいと思っております。また、できまれば資本金の増額といった問題についても、長期的な検討課題として考えていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○城地委員 今御答弁の中にもありましたけれども、私自身は今非常に大変な時期に来ている、この解消はなかなか難しい。御答弁ではここ数年間がピークで、それ以降は正常になるというような御見解であります。先ほどのポーランドと我が国の一つの契約といえますか、二国間取り決めの問題でも、一九八六年ですか再来年から三年間で払うということでありまして、ことし今まだバ

リ・クラブで決定していない、決定しそうだというような内容なんかも仄聞すると、なかなか大きな金額である等々考えますと、この二年や三年ではそういう状態にはならないと思うわけであります。しかし、事態は如何といたしまして、こういう保険関係は早急に対策を立てて健全に運営していく。仮に借入金なら借入金でもいいですが、何事が起こってもそれに対応できるというようなことにしていかなければ、幾ら通産省の中でやっているのだから、国が保証するのだから安心しろということだけではいかないと思うのです、この事業として考えたとき。

そういう意味でまだまだ不安がありますけれども、そうだからといって、さしあたっては借入金で賄っていくということが必要になってきますけれども、長い目で見ますとこういうリスクジョーブルの問題は恐らく恒常化していくのじゃないか。日本の国が輸出で食べていく、しかも先進国、開発途上国の問題にしても、世界全体の金融とか経済状態がそうよくなるばかりではない、よくなってまた悪くなる。さらに、戦争もできるだけなくしたいと思つて我々は平和のために努力をするわけですが、戦争もあちらこちらで小さい紛争が起こる等々考えていきますと、我が国のそういう産業を守るといふ立場でいきますと、どうしても輸出保険法の基盤をしっかりとものにしていくなければならぬと考えるわけであります。

そういうことでいきますと、今の御答弁で、ある意味では非常に安心しているようなニュアンスを受けるわけであります。私はそういう意味で安心はできない、五、六年を考えると、こういう時期であつてもしっかりとしたものにしていく必要がある。とすれば、そういう意味での運営、経済基盤の強化、そういうことをしていくために何があるのだからかということではないかと思つていきます。と、一時的な一時しのぎとして借入金金は借りる、しかし、そういう国の債務繰り延べの金が入ってくるからだんだん借金は減っていくだろう、そうすればチョンになる、後は借入れなくても済むのだということのようでありまして、それだけではいかない、そういう内容も含まれておるのじゃないかと思つたのです。

そういう点で考えますと、答弁がありました。政府から出している資本金の六十億円という金が、今のようないくつかの状況のときに資本金とは何なのだろうか。当初十億円、二十億円、三十億円で、それから六十億円とした経緯を考えた、かなり前の状況であつて、そういう点も十分見直していかなければならない時期に来ているのじゃないかと思つたのですが、その資本金の問題はどういうように性格づけるのでしょうか。それと、さらにそれらの資本金の増加といふ積み増しといふことも、そういうことについてはどういふような御見解をお持ちなのか、伺いたしたいと思います。

○杉山政府委員 お答え申し上げます。

資本金につきましては、先生御指摘のように、現在六十億円でございまして、年度間の保険引受額が十三兆円という段階になりました。依然として六十億円でとどまっているというところについてはかねがね各方面からいろいろ御批判をいただいているわけでございます。私どももいたしましては、やはり資本金は支払い準備の一環としてできるだけ多く持たしたいという気持ちはございまして、先生御案内のように、ここ数年は予算要求のシーリング等もございまして、従来昭和四十一年度以降資本金の増額をいたしたことがございまして、今までのところ、実際の要求となりまして、現実の問題としてはなかなか簡単にまいらないという事態でございます。ただ、これは私もあきらめておるわけでございまして、できるだけ早い機会に、事情が許すようになりましてはぜひともこの資本金の増額につきましては努力をしたいというふうに考えているところでございます。

○城地委員 ではこの問題、小此本通産大臣に伺いたしたいのですが、通産大臣になられる前に予算の原案ができたということでありまして、財政事情が苦しいということでありまして、このような実

情と、それから輸出保険の運用状況から見て、私
が大臣だったらというのもおこがましい話です
が、大変なこういう状況である、とすれば、国全
体の財政事情がどうあつたにしても、例えばこの
資本金の方に繰り入れをしてやるべきじゃない
か。そして、長い意味で、輸出保険そのものがこ

○小此木國務大臣 貿易の健全な發展あるは興隆を期すためには、おっしゃるとおり、その根幹となる資本金というものを充実させなければならぬことは言うまでもございません。今後かような努力を私どもはいたすべきだと考えますし、また、そうあらねばならぬものと私は考えます。

○城地委員 そういうお答えをいただきましたので、できるだけ輸出保険そのものの充実について力を注いでいただきたいと存じます。

そういう意味で、この特別会計のあり方については、私自身先ほどの討議の行ったり来たりでまだ十分納得はしておりませんし、私自身は、この経営そのものがこの状態でいいのかどうかという点ではまだ不安もあります。不満もありますけれども、そういう状況でやれる、またやっていきたいということであるとすれば、そのことはそういうことにして、次へ進みたいと思います。

最近この輸出保険の運用の関係で通産省の輸出

保険課といいますが、窓口が非常に規制が厳しいという話を聞くのです。これはどのあれでどうだということではありませんが、自分のお家の事情、中が大変でありますから規制を厳しくするんじゃないかと、私はその話を聞いたときにそう思ったのです。

逆に、例えばカントリーリスクがふえてこいう状況になればなるほど保険というのは必要性がふえるわけであつて、先ほどの質問にもありましたように、特定国がある、であるからいわゆる保険を掛けるのを何とか制限するとか、それからそのてん補率をどうするとか、そんなことはむしろ逆であつて、そういう状況になればこそ、そういう保険を掛けてやつて心配しないでこつちはやつてやるよ、何も全然取れる見込みのないところへ品物を売つたり、砂漠へ行つて電気製品をばらまいてくるわけじゃないわけであつて、しっかりとした商売をやる場合には、それなりに保証すべきだと思ふのですが、最近の窓口業務というのは非常ににそういう意味でシビアにやつてゐるという話を聞くのですが、その辺の状況はそういう状況なんでしょうか。

○杉山政府委員　今先生御指摘のように、最近の保険特会の収支の現状から見まして、経済状態の悪化しつつある国に対します保険の引き受け態度が、どうしても警戒的にならざるを得ないということにつきまして、保険契約者の側からは、この際より弾力的にするべきではないかという御批判をちょうだいしておりますし、私どもも重々承知はいたしております。

ただ、先生御案内のように、保険特別会計はやはり収支相償、収支相償うということが原則でございますし、通常の場合に比べてリスクが高くなっている国に対して従来どおりというようなわけにはなかなかまいりません。ただ、そういう点につきましても余りに画一的にいうようなことではなくて、例えば危険度に応じてつけられております地域差料率をもう少し改善をして、料率は高くなるけれども引き受ける。場合によっては

補率は引き下げてでも引き受けを続ける。そういうふうな弾力的な運営ができないかということにつきましても、いろいろと御批判をいただいておりますので、私ども、こういった問題につきましても、それぞれの国のカントリリスクの機動的な把握と相まちまして、できるだけ弾力的な運営をしてまいりたいと思います。

ただ、依然として基本的な収支相償うという原則がある中でございますので、彈力的な運営ということについてどこまで実効を上げられますか、これら具体的な問題につきまして、これからぜひ考えさしていただきたいというふうに思っております。

○城地委員 最近聞いた話でそういう状況なんです、しかしらば実際に保険を申し込む、引き受けの際にてん補率を下げるといようなことの事例と、それから去年まではてん補率はこうであったが、こしはトータルでてん補率をこのくらい下げたとか上げたとかいう資料はございますか。

○杉山政府委員　先生今御質問の数字を直ちに
示しすることは難しゅうございますが、例えば代
金保険につきましては、てん補率が現行では九五
％以内となつておりますが、國によりましては七
〇％まで引き下げて引き受けを継続しているとい
うようなケースもございますが、後ほど具体的な
例に即しまして御報告をさせていただきたいと思
います。

〔渡辺（秀）委員長代理退席、田原委員
長代理着席〕

○城地委員 先ほど言いましたように、状況がこういうふうになればなるほど、てん補率はできるだけ下げない方がいい、そういう意味では引き受けても制限しない方がいい、それが本来的な保険のあり方であるし、保険のあり方というよりはむしろ輸出奨励といいますが、貿易をもっと多くするというこのために必要だ。もともと輸出保険法というのはそういう考え方で出されたし、そういう法律だと思うのですね。しかし、運用の実際は、ちまたの声で、全部がそうだとは言いません

が、非常に厳しくなってきたので引き受ける側も厳しくなっている。とすれば、これはまさに本末転倒ではないかと思うのです。何も緩めて緩めてやれということではございませんけれども、そういう輸出業者とか物をつくって売る、そういう人の立場に立てば、やはりそういう保険はちゃんとしたものにしてもらいたい。ほかの方で苦しいからどうだとか、さらにはリスケジュールでもってそういう国と国との間で相当大きく金を取られるからというようなことでやられたのではやはり困るのではないかという感じが率直にするわけであります。

今、局長の答弁がありました。私は、そういう立場で、運用の面でやっていかなければ、そういうことが障害になって輸出が滞るということになったのでは、国益全体から見ていい結果は出ないんじゃないかというように思います。

それともう一つ、細かく検討していきますと、例えば保険料と支払い保険金の関係ですね、これで見ますと、リスケジュールの問題は別にして考えていきますと、昨年四〇％ぐらい保険料率を上げた、保険料を上げた、そして、その支払い保険料と保険金の関係だけで見ていきますと、そういう意味では経営的にはそう大きく赤字になるとか危険だということにならない状況であるように思えるのです。そういう意味からもこういう点の運用について、先ほど弾力的な運用と言われ

ましたけれども、ぜひともそういう考え方で運用していただきたいということをお願いしておきたいし、これは大臣から御答弁いただくなくてもいいのですが、本来輸出保険法のあるべき姿の中で、片方できついからといって引き受けをどんどん制限したり締めるとするのは、本来の意味で日本の輸出のためにプラスにならないと思うので、ぜひともそのことについて御理解、御了解をいただきたいというふうに思っています。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

なお続けて質問を申し上げますが、不服申し立ての関係について質問したいのですが、結局、こ

の問題で何か不服がある、問題があるというときに、不服申し立てをするのがまた通産省であるというこの関係で、通産省が輸出保険を全部やっている、でありますから、不服申し立てをしてもそれは通産省が不服申し立てを受けるということ、不服申し立てが本来の意味での不服申し立てにならないのじゃないかということで、不服申し立てについては別途な機関を何かつくるのか、何かそういう委員会をつくるのかした方がいいのではないかという意見もちらほら聞いているのですが、その問題についてはどうにお考えですか。

○杉山政府委員 たしか前回の保険法の改正をお願いしました際にも、今御指摘のような御意見が出ておったように記憶いたしております。

輸出保険は、これは政府がやっておりますが、いわば民事上の契約と同じようなものであるかと思ひます。したがって、これをどちらの言いが正しいかというように一方向的に決めるというようなことではなしに、保険契約者と引き受けをいたします政府の保険当局との間で、具体的な事例に従いまして納得のいくような相互の話し合いを繰り返していくことで解決するのが一番よろしいのではないかと考えますし、従来までの経験から見ても、大体それでほぼ解決をされているというふうにお考えをわけてございませう。

なお、先生御指摘のようなことの必要性の有無につきましては、これからの具体的な事例につきましましては、御指摘を念頭に置きながら、いろいろと考えさせていただきますと思っております。

○城地委員 それから、かなり実務的な関係で伺いますけれども、先ほど田原委員の質問にもありましたが、この輸出保険を百七十六名の方でやっております。非常に大変な事務量でありますし、そういう意味ではそれらをこなしていることに敬意を表しますが、しかし、これからますます増大するというこの輸出保険の内容からいいますと、ただ単に普通通の努力でしたのでは限界がある

と思うのです。

そういう意味では合理化とか簡素化とか、さらに機械化ということが必要なんです。それらを具体的にどういうようなところに着眼をして、例えば一年間こういうことでどうしてきたとか、それから私が別の決算委員会の資料で見ましたら、何か四億四千万、電子計算機の費用として使っております。私は、むしろ金がかかっても電子計算機が活用できるなら自前の電子計算機を持つても、これだけの件数があるって、これを処理するのは適当なのではないかというふうに考えるわけなんです。そしてスピードアップしてやれる、それからほとんど合理化してやれるとすれば、仮にそういうものに幾ら金をかけても、それらが将来また生きてくるわけでありまして、そういう意味では十分ペイするのじゃないかと思ひますが、それらの問題も含めて合理化、簡素化の計画、そして突進等についてお答えをいただきたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 お答え申し上げます。確かに引受額に比べてその人数が非常に少のうございませう。ただ、過去におきましては、いろいろな輸出組合等がございまして、そういうところの協力を得る形で包括保険というものが私も輸出保険の中で大きなウエートを占めておるわけでございます。この包括保険というのはリスクを広く薄くするという役割が主眼でございまして、同時に、そういう組合である程度まとめてきていただけたというふうなことも私どもの事務の効率化に役立っておりますわけでございます。

もちろん私どもの中でも、鋭意電算機の導入というふうなことで事務の合理化を進めておりますが、これはやはりコンピュータの世代ごとといひますか、システムごとに段階がございまして、それで、その次の第三期システムというところではさらに大幅な電算化を進めようというふうな考へておるわけでございます。現在は二期システムでございまして、もちろんシステムの中でもそれぞれプログラムによりまして改善はできるわけ

でございますが、なお一層大幅な改善というのは次の段階で考えておるわけでございます。

それから、ただいまのコンピュータ予算のお話、ちょっとよくわかりませんが、私もキャパシティといいたしましては非常に大きな、十分なコンピュータを現在のところ入れておりまして、恐らくレンタル費用なので四億というのが少ないうように見えたかと思ひますけれども、ちよつと私も余り詳しく記憶はしておりませんが、コンピュータの予算面で制約があるというふうなことは私も、担当からも聞いてないわけでございます。

○城地委員 この一年間の合理化等の実績、さらに着眼、努力目標というふうな、合理化、簡素化ですね、そういう点についてはどのような努力をし、どのような成果を上げておられるか。

○杉山政府委員 過去一年間ということで申し上げますと、まず手続の簡素化でございますが、輸出代金保険の場合には各船積みごとに、そこから保険の責任が発生するというシステムになっておるために、船積み通知というものを契約者からしていただくなければいけないわけでございますが、これが従来、極めて煩雑な手続でございましたが、昭和五十八年からこの簡素化を図りまして保険契約者の便宜に資しております。

それから、今の電算機の利用の問題でございまして、申込書類を私どもの方で磁気テープ化するというふうなこともやっております。機械化、簡素化をやっております。

それからそのほかに、地方の通産局がございまして、その通産局に権限委譲、事務委譲をいたしまして、通産局の窓口でもある程度のは直ちに保険の契約締結ができるというふうなこともやっておりますが、これからは従来に増して、こういった点での手続の合理化、事務の機械化といった問題について力を入れていきたいというふうな考へております。

○城地委員 先ほどの国庫からの借入金ですが、これの利子は幾らなんですか。

○杉山政府委員 資金運用部からお借りします場合の利子率は七・一％になる予定でございます。

○城地委員 この法律の施行期日及び経過措置というところでありまして、この法律は、公布の日から施行する。ただし、輸出代金云々というところでありますが、この施行期日及び経過措置はどういうことなんでしょうか。

○杉山政府委員 施行期日につきましては、原則として公布の日からということでお願いをいたしております。ただ一部のもの、例えば補率の引き上げの問題につきましては、これは約款の改正その他私ども部内におきます事務手続にある程度の時間が必要でございますので、これにつきましては施行を少し先に伸ばさせていただきます。これは早く実施に移らせていただきたいと思っております。

それから経過措置でございますが、二つの保険種別を今回廃止いたしますことになるわけでございますが、それぞれにつきまして責任が政府に残っている部分がございます。したがって、今後事故が発生をいたしました場合には、やはり政府として保険責任をとらざるを得ませんので、それにつきましては従前の例によるということで、事故が起きましたときには従来と変わらなく保険金のお支払いをするために規定を置いたわけでございます。

○城地委員 中小企業はこの輸出保険の利用状況については、先ほど田原委員からも具体的な質問がありました。中小企業発行の五十八年度「中小企業施策のあらまし」こういう冊子があるのですが、それらの中にも輸出保険法の記事がないという意味では、こういう法律なんだからとにかくとどろんどろろ広報活動を広めるといふ立場では、機会をとらえてどんな場合でもどんなチャンスでもそれを生かしていくという物の考え方が必要なのではないか。輸出保険で、来たならばやるといふのではなくて、むしろ日本の輸出を伸長するためにこういう制度があるんだというこ

とで、広報活動をしていく必要があるのではないかと思います。

それから、いわゆる輸出の付保率にしまして、先ほど約四〇％という御答弁をいただきました。伝えられる資料によると三三％とか三四％というふうなものもありますし、四〇％となったのであればそれよりも前進しているんだからいいわけでありませうけれども、大企業などはこの保険法に対する担当者を決めて十分やっておりますから、恐らくこれからこれは全然ないと思います。ただ、中小企業にこそ野をどんどん広げていく必要があると思うのです。そういう意味で、これらの広報活動については十分配慮していただきたいと思うのですが、御見解がありましたらお聞かせください。

○杉山政府委員 輸出保険の利用者、特に中小企業の利用者に対しては、もつと制度をPRすべきではないかという御指摘はまことにまこととでもございませう。「中小企業施策のあらまし」の中でこの輸出保険の問題に触れておらないことにつきましては、私どもの手落ちでございませうので、新しい版がでます際には、私どもの方から中小企業庁にお願いをいたしまして、ぜひ掲載をいたしたいと思ひますが、それ以外の部分につきましても、PRの問題については御指摘を頭に置きまして、十分努力をしてみたいと思ひます。

○中澤政府委員 中小企業にとりまして、国際化の問題あるいは輸出の問題は今後ともますます重要でございませうし、そういう意味において、中小企業行政の中におきましても、この輸出保険の周知徹底を図ってまいりたいと思ひます。

特に、今回の改正の中で、中小企業がよく利用しております輸出手形保険のてん補率の改善という問題も含まれておりますし、先生が御指摘になられましたように「中小企業施策のあらまし」の中で十分にこの制度の紹介をするという点も含めまして、私どももいたしまして中小企業者に対する周知徹底を今後とも努力してまいりたい、かように考えております。

○城地委員 最後に大臣にもぜひ聞いていただきたいと思ひますし、この討議を通じての総合的な考え方について申し上げたいと思ひます。そして通産大臣の御見解も伺いたいと思ひます。

例えば保険の業務実績の関係で九つあるのに四つしかない、あとは「その他」でくくるという点では先ほど答弁がありまして解決をいたしました。が、あの例でおわかりのように、一つの事業をやる場合には非常にきめ細かく配慮をする必要がある。例え一件であってもどうであつても、それは事業として存在しているのですから、そういうふうにしていただきたい。しかも今回千四百四十四億も借り入れてやるという異常事態であるし、そういうことによつて、この輸出保険法全体がある意味で揺さぶられてる現状であります。本来であれば、輸出保険を適用しなくとも、どこか別の方でのこの問題の処理をして、輸出保険じゃないというところでやるのも一つの考え方である、私もそう思うのですが、今回の場合には輸出に関するものであるから輸出保険でやるという決断をされたので、そのことについてはいいのです。我々もこの制度をさらにどんなよい制度にしていって、そして輸出をする輸出業者、それから物をつくる人たちが心配のないようにしていくということが必要だろうというふうに考えております。それにしてもこれだけの大きな事件、経営でいうと大変なパンク状態になつていくにもかかわらず、いわゆる我々に提示をされる資料が、質問の中で幾つか明らかにいたしました。例えばリスケジュールの問題にしても、これだけのものがこういうふうな累積をされている。普通の企業であれば、それを山積みしてなし崩しにしていくと昭和六十三年までにはこういうふうになるとか、実際にはこういう状況になるとか、返済計画はこうであるとか、さらに、それらの資金計画はこうであるとか、契約の問題にしても、申し込みはこれだけあったが、実際に成立したのはこういうものであるというように、資料としては幾らあつてもこれで十分ということはないと私は思うのです。

にもかかわらず、我々に示される通産省からの資料というのは本当に限られている。これだけの大事業をやつてこれだけの金を動かしているのに、こんな程度の資料では本当に表面づら、ただ結果、一年間これだけでした、件数はこれです、これは何でというところだけでは、本来それをつた込んで検討し、そして、いいところは伸ばして、改善するところは改善するという問題にして、これでは手が打てない。

例え先ほど質問しましたが、不服申し立ての問題にしても、実際には一年間にこういうわけではこう解決をしましたとか、さらには問題点がここにあります、地方の通産局にまでそういう事務を委託してやるとすれば、そういうところの報告にしても全部取りまとめるというように、粗くなく、もう少しきめ細かく配慮をして、わけても法律の改正でありますから、どっさり、どこから見ても、これだけの資料は我々やってきていてのもので、すからどうぞごらんください、縦から見ても横から見てもどうですというふうな資料を十分提供をする必要があるんじゃないかと思うのです。

通産省なんかその辺は本当に家芸なんですから、資料をつくることはつづいて、どうか我々にそういう面を提示をしていただきたいということと、さらには、こういう関係でありますから一年ごとの実績につきましても、こちらから質問するのじゃなくて、新聞なんかにはすば抜かれる前に、實際上これだけの問題が出ていくということについては、むしろ報告書を作成していただくというふうなことでやっていただかないと、ただ単に、輸出保険法という直営事業をやっているのだから、法律改正があるときには五、六枚資料を出しておけばそれで十分だというふうなことではいかなないのである、私はそういうふうに考えているわけですが。

輸出が重要である、そして輸出保険も重要である、これから伸ばしていく、私どもはそういう意味でこの法律に賛成の立場で賛意をしております。

けれども、そういう点は今後十分配慮をしてやっていく必要があるのだからというふうに考えますので、時間は若干ありますけれども、大臣のお考えをいただいて終わりにしたいと思います。

○小此木国務大臣 御議論を聞いておりました、最近非常にカントリリスクが増大している。だからこそ私は、輸出保険の役割というものが重大だと思つてございませう。そのために、健全な貿易を行い、これを発展させるためには、さらにこの充実を図っていかねばなりません。

いろいろお話を伺つておりました、例えば引き受けの問題にいたしましても、いろいろ御意見がございましたけれども、しかし、この問題はやはり独立採算という原則もあることでしようし、あるいは長期的観点に立つて、やはりカントリリスクの評価というものもまた政府側としてやつかないかなければならない、それにはこれに弾力的あるいは機動的に対処しなければならぬということも御理解願いたいと思つてございませう。

また、さらに中小企業に対する輸出保険の問題にいたしましても、えてしてこのようなものは、制度そのものがありながら、PRを行わないためにこの制度を利用してもらえないということもあるものから、このようなことに對しまして、政府側として今後PRに努力するというのをいたさねばならぬかと存じます。

○城地委員 ありがとうございます。終わります。

○堀山委員長 中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案について、基本的な問題を初めとして若干の質問を行いたいと思ひます。

支払ひ遅延の不安のない国、これはもう北米とか西欧あるいは大洋州、こういった先進国に限られているわけですが、これらの国以外への輸出及び投資というものは輸出保険の支えの上に行われているのが実情であります。発展途上国との貿易を拡大をし、その経済発展に協力すると

いうことは、経済大国と言われている我が国の責務、このように考えなければならぬわけだ、それを行う上で、信用供与とかあるいは投資というものが重要な手段となるわけであるが、国際信用不安の高まっている現況下において、その活動は貿易の当事者すなわち輸出業者になりまされども、この輸出業者としては萎縮せざるを得ない、こんな考え方が出てくるわけである。

このような現況において、発展途上国に対して日本の貿易を拡大する上において輸出保険というのは重要な働きが必要である。したがって、経済協力予算の拡大とともに、この輸出保険制度の強化とか、あるいは拡充を早急に実施しなければならぬと思いますが、まずこの点について、冒頭であります、大臣のお考えを伺っておきたいと思ひます。

また、経済協力は供与する額だけの効果でありまされども、輸出保険は民間の支払う保険料というものを主財源として、その数十倍の信用供与輸出及び投資を引き出せる点では効果は大きいと考えますが、この点に關してもあわせてお答えをいたしたいと思います。

○小此木国務大臣 世界経済の停滞等を背景にいたしまして、発展途上国等の累積債務が急激に増加しているなど、カントリーリスクが著しくふえているわけでございます。特に輸出代金の回収に伴うリスクの高まりは、プラント輸出の停滞、危険負担能力に乏しい中小企業の輸出へ悪影響をもたらしていくわけでございます。

また、債務繰り延べに対応するための輸出保険特別会計におきましても、保険金の支払いが急増いたしておることは言うまでもございせん。このような状況の中で、対外取引を円滑に進める上で、リスク回避の主要な手段となっている輸出保険に対する利用者の期待もますます高揚いたしているわけでございます。政府といたしましては、今回の法律改正によりまして、輸出保険制度の機能の充実に努めてまいりまして、このような期待

に積極的にこたえていく方針でございます。

○中川(憲)委員 この累積債務国の増大によって政府は保険運営の安定性、これを確保する上から輸出保険の引受停止、あるいは条件つき引き受けを行うなど、制限をする運用といったものを行っているわけでございますが、これらの特定国が年々増加してきている。現在における政府の引受制限の状況を見ますと、特定国は約六十五カ国にも及んでいて、これは世界の約四割にも達する状態になっているのですが、これらの措置は保険業務運営上から当然のこととは思いますが、危険負担防止を重視する余り、政府は必要以上に厳格になり過ぎていて、この点はいかがですか。

○杉山政府委員 ただいま御指摘のように、保険の引き受けを制限ないし停止をしております。その数は六十五カ国程度になっております。そういう状況のもとで、保険契約者の側からは、先生御指摘のように、保険当局は過度に神経質になり過ぎていて、御批判があることも承知いたしております。ただ、通常の国に比べましてリスクの大きくなった国に対する保険の引き受けにつきましては、ある程度ティミッドになるといふのもやむを得ないかとも思いますが、過度に及ぼすと輸出に大きな支障を生ずることになります。判断が非常に難しいわけでございます。

私どもといたしましては、できるだけ民間の輸出業者の方々にも、リスクのふえております国向けの輸出につきましてはリスクシェアをしていくもの、具体的には通常の料率よりも高い料率をちょうだいする。ないしはてん補率につきましても通常のてん補率よりは少し低いてん補率を適用させていた上で、てん補されな部分は民間の方のオンリスクにゆだねるというふうなことで、もう少し弾力的な引き受けができないものであろうか。それから例えば債務繰り延べをやりました国につきましては、保険は原則として停止せざるを得ないわけでございますけれども、一たん停止した後、その国のカントリーリスクの状態を機動的に把握いたしまして、できるだけ早く保険の引き受けを再開するということについて努力しなければならぬのではないかとこのように考えております。

こういう点を踏まえた全体の弾力的な引き受けという問題につきましては、保険の収支相償の原則の中でできるだけ実効が上がるような措置を考えたいというふうに思っております。

○中川(憲)委員 ただいまの御答弁の中で、神経質になり過ぎていて、若干のその辺のニュアンスが違ふところがあるけれども、いざにしても、こういう厳しい制限というものが我が国の輸出貿易にとつて重大な影響を及ぼしている。これは間違いないと思うわけですが、これらは危険だから保険を掛けるのだ。こういう保険制度本来の機能を維持していく観点からいっても、そういうことは決して望ましいことではないと思ひます。むしろ引き受け制限の緩和ということを行っていくべきではないか、こう思うわけですが、ただいま御答弁のあった、弾力的な引き受けというふうな御答弁になっておりますが、この引き受け制限の緩和ということについて、先ほどの御答弁そのものと解釈すべきかどうか、もう一度御答弁をいただきたい。

○杉山政府委員 やはり保険と申しますのはリスクに対するものでございまして、リスクが大きくなっております場合には、一方契約者の側からしますと、保険の必要性は増しているわけでございますが、保険を引き受ける側からいたしまして、リスクが増している中に通常の条件と同じような引き受けをやるということはこれまで難しい、できないことではございますが、そういう中で余り厳し過ぎないように、例えば従来の手形保険であります、てん補率が八〇％と固定されているために、少し経済状態がおかしくなった国に對

しましては、例えばL/Cがついたものでないといき受けしないというようなことをやるわけでございます。

そういったしますと、実際には引受額はがくんと落ちてしまふことになるわけでございますけれども、今回御提案申し上げております改正案によりまして、手形保険につきましても、てん補率をフィックスせずに八二・五％の範囲内で弾力的に運用を任せたいということになりますので、リスクのふえた国につきましては、てん補率を少し下げてでもL/Cつきでないものもお引き受けをするというふうなことも考えてみたいと思ひます。また、繰り返すようにございまして、弾力的な扱いを願つてまいりたいと思ひます。

○中川(憲)委員 現実に輸出業者の側の話を聞いてきたわけですが、保険料は上げるなどとは言っていないのだ。危険度に応じた保険料を取つていふ声があるわけだ。また、特定国の政治情勢とかあるいは経済状況、こういったものを注視しながら、好転の兆しが見えかけたら、長期的な視点からリスクの再評価を適切に行つてはどうか、行うことが必要ではないかというふうなむしろ考えるわけですが、この点についてはいかがでございますか。

○杉山政府委員 一たん保険の引き受けを停止しました国につきまして、その後のその国の経済状態を機動的に把握しまして、なるべく早く保険の引き受けを再開するということにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、私ども、これからぜひ努力をしてまいりたいと思ひます。特に、輸出業者の方々からの御批判をいたしまして、例えば債務繰り延べをいたしました国につきましては、我が国の保険は引き受け停止になるわけでございますが、そういう国につきましても諸外国の保険機関は付保しておるぞというふうな御指摘もあるわけでございますが、こういったは

かの国の保険機関の出方等も一つの考慮事項になるかと思ひますけれども、そういう事情をいろいろ勘案をしまして、できるだけ引き受けを停止した国につきましても再開を早くするということを、これから具体的なケースに応じまして考えてまいりたいと思ひます。

○中川(憲)委員 こういったことに対応するためにも、私は、カントリーリスクの評価システムの確立、こういったことをむしろ図るべきではないかと思ひますが、この点どうですか。この評価システムの確立という問題ですね。

○前田(典)政府委員 こういふ難しいときに引き受けを弾力的、積極的にやるというためには、ただいま御指摘のとおり、カントリーリスクの評価システムの確立というのが非常に重要になるわけでございます。私も、輸出保険といたしましては、幸いにしまして政府の中にあるわけでございますから、ジェトロでございますとか在外公館でございますとか、いろいろなところからその情報を得ております、私もいろいろなところからその情報を得ております。

それから私も、特に予算を計上いたしましたし、大口な輸出保険の引き受け等につきましまして特別な調査をいたしまして、カントリーリスクの評価をやっておりますわけでございます。ただいまおっしゃいましたそのシステムというのがコンピュータシステムというふうな意味でございますれば、民間の一部で、国内でもあるいは海外でもそういういろいろ、当該債務国の中にあります経済情勢のみならず、政治、社会的なフクターをそれぞれ数字に換算しまして、コンピュータに入られて、カントリーリスク・レーティング・システムというふうなものをつくって売っているところもございいます。

私も十分勉強はしておりますが、そういうものが、参考にはなりますが、直ちに使えるというふうな状態にはまだなっていないのではなからうかと思ひます。私も、そういうコンピュータをたたけば出てくるというふうな将来の理想

的なシステムではございせんが、内部でいろいろ委員会を設けたり会合を設けたりしながら、そのシステムの確立に努めておるわけでございまして、これを一層充実させていきたいと考えております。

○中川(憲)委員 確かに、特定国の指定の見直しとか、あるいは解除等については、どのような基準とか目安、こういったものを設けていくか、いろいろ問題があると思ひます。当然、カントリーリスクに関する情報というものを正確かつ敏速に収集をして分析をする、あるいは評価する、こういったことが重要なわけですね。

こういったことに関連して伺っておりますが、バイヤーの情報等の収集、これについて、信用調査等委託費として五十九年度の特別会計では二億五千四百万、こういった額が計上されておりますけれども、同予算は五十六年度においては二億一千百万円であつたわけですね。それで、信用調査に関する事柄というのは細かい配慮が必要であるわけですね。この三年間で四千万円強しかふえていない、こういうことになるわけですね。この程度の調査等委託費で、この四千万円が果たしてどういったことを行おうとするのか、行い得るのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 ただいまの御指摘の数字は、個別バイヤーの信用調査と、それからカントリーリスクに關します調査との合計の額かと存じますが、バイヤー調査に關して申し上げますと、予算額は五十七年度が一億六千万、それから五十八年度も、若干ふえまして一億六千二百万というふうなのがその額でございます。

ただ、これはかなり長く続けておまして、ジェトロ、それから、内外の対象、バイヤーの所在します地域地域で、最も信頼できる有名な調査機関というのを選択いたしました、そういうところに委託して報告を徴収するというふうなやり方で行っております。その信用調査の結果、例えば相手側バイヤーに赤字があるとか、あるいは資金繰りが悪化しておるといふようなバイヤーを発見しま

すと、直ちに格付を変更するというようなことがございします。

それから、これは委託費と直接関係ございせんが、私も、こういう日常の業務をやっておりますわけでございますから、私どもの内部から発生するといひます、独自の情報がございします。具体的には、典型的な例では、手形の内容変更、期限延長、つまり当初の期日に払わないで若干繰り延べるといふようなのは、非常に初期にこの信用状態の変化というふうなものを探知する、早期対処の情報でございまして、そういうものも利用しておるわけでございます。

○中川(憲)委員 こういった国際信用不安が非常に高まってきたる現況下において、私が今伺つたのは、三年間で四千万円強しかふえていない、この程度のことで果たしていいのかどうか、どういったことをこれで行い得るのか、この辺をもう少しお聞きしたかったわけですね、お答えをいただきたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 バイヤーの信用調査につきましては従来から、この程度の予算というお言葉ではございしますが、大体この程度の予算で、先ほど申し上げました内部の情報、それからジェトロの情報等も含めまして、大体必要な情報は私どもは得られておる。必要なバイヤーにつきましては、これは、バイヤー登録は形式的には非常に多いございまして十数万はあるわけでございますが、この中に休眠バイヤーというのもございします。それから、既にブラックリストに入つておるものも再度調査をする必要がないわけでございますから、実質的には大体取引のある重要なバイヤーにつきましては年に一回の調査ができるというふうなことで、ほぼ問題はないと考えておるわけでございます。

○中川(憲)委員 次へ進みますけれども、カントリーリスクの増大によつて競争が非常に激化しているために、大手商社などでは利益が一部あるいはそれ以下でも大変な費用をつぎ込んで情報収集

に懸命になっているのが実情であるわけですね。一方、中小企業はどうかと言へば、これまた情報収集にかける費用はむしろ微々たるものである。政府は五十九年度から輸出保険協会に委託して、中小企業向けに海外のバイヤー及びインポーターの信用調査データに関する情報提供等を行うこととして千四百三十万の予算を計上しているわけですね。けれども、中小企業の安定した輸出取引とか、あるいは海外投資の推進からも、このカントリーリスクに関する情報について速やかに中小企業者に提供されるように、この席で特に要望をしておきたいと思ひます。

そこで、通産省には海外情報班がありますけれども、どのような陣容で、具体的にどのようなことをしておられるのか、ここでもちょっと伺つておきたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 輸出保険課の中に海外情報班というのがございします。この海外情報班は、先ほど申し上げましたようなカントリーリスクを中心として情報を集め、分析しておるわけでございます。そして、個別バイヤーの信用調査というのとはまた別途信用調査班の方でやっておりますわけでございます。それで、海外情報班は六名ございしますけれども、具体的には在外公館、ジェトロ、公開情報、そういうようなものを集めてまして分析をするほかに、私も輸出保険機関が三十六でございしますから、集まりましたベルン・ユニオンという、私どもの同業者といひますか、輸出保険機関の集まりがございまして、そこを通じて情報交換というので、これはテレックスで各国に対するお互いの引受態度あるいは海外の、これはパブリックバイヤーが多いわけでございますが、つまり外国の公的機関がそれを払わなかつた場合、これは若干カントリーリスクといふゆるバイヤーの信用情報との中間ぐらいになるかと思ひますが、そういうところが払わなければ通知をしていくというふうな、そういう通知、それから、ここが年に三回会合を持ちますけれども、そういう会合への出席というふうなことをやっております。

○中川(嘉)委員 それでは次に、プラント輸出関係について若干伺いたいと思います。

輸出が順調に回復している中で、プラント輸出の低迷ぶりというものは確かに目立っている。年々むしろ落ち込みがひどくなっているわけですが、五十六年度の百七十五億ドルをピークに、五十七年度は前年度比で二・三割減の百三十五億ドル、そして五十八年度の上半期は四〇割減にまで落ち込んだと聞いているわけですが、五十八年度の数字はまだはっきりしたものは出ていないわけですが、どのような見通しになるのか、また五十九年度も果たしてそうした下降線が続くのかどうか、この辺の見通しということになります。

○杉山政府委員 先生御指摘のように、プラント輸出、五十六年度をピークに、その後減少いたしました。五十八年度につきましても、四月から一月までの数字を私ども手にいたしておりますが、これですと、前年度の同じ期間に比べまして三七・二割の減でございます。あと二月、三月の数字はまだ手にしておりませんが、年度をならしてみますと、総額にいたしまして約八十億円、前年度に對しましては四〇割の減少ということになるのではなからうかというふうに考えております。

それから、五十九年度の見通しにつきましては、世界経済全体として明るさが見えてきてはおりますけれども、大体債務累積国なり石油価格の低下に伴います産油国の石油収入の減少等の事情は依然として続くものと考えられますので、余り大きなものは期待をできないというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 それでは、今回の輸出保険法の改正によって輸出代金保険のてん補率を引き上げる、プラント輸出にかかわる輸出業者のリスク負担の軽減を図ることになるわけですが、これではプラント輸出の低迷に対する根本的な対応策にはならないのではないか、こんなふうに考えるわけですが、この点はいかがですか。

○杉山政府委員 御指摘のように、プラント輸出の停滞の背景は、全体的な世界経済の低迷、発展途上国の債務累積問題、さらには産油国の石油収入の減少に伴います開発計画の繰り延べといったようなものがあるわけでございます。したがって、輸出保険のてん補率を上げたからといって、輸出にそれがプラント輸出の増加につながるというにはならないと思っておりますが、ただ、何せ債務累積国がふえておりまして、カントリーリスクというものが高まってきております。

したがって、そういうものの中でプラント輸出をたまたま手にしました案件について行方といいます場合には、従来に比べれば輸出者のリスクが大きくなっているということも事実でございます。そこで、こういった点について輸出保険法のてん補率の引き上げによって対処をしたいということが私どもの考え方でございます。基本的な問題につきましても、やはり世界的な規模での先進国の後進国に対する援助の増大でありますとか、債務繰り延べについての条件の緩和とかといったようなワールドワイドでの対応が必要かと思っております。とりあえず日本から出てまいりますプラント輸出についてのリスクの増大というもののついては、保険で対処をしたいというのが考え方でございます。

○中川(嘉)委員 我が国の国際競争力というものは、欧米に比べてコンサルティング機能というものが依然として弱い。さらに、価格競争力においても、労働コストが低いところの中進国に對しても、厳しい立場に現実に置かれております。また、当然ながら先進国に對しても、最近の円高傾向を反映しているわけですが、特に西ドイツ、イギリスあるいはフランス、こういった国々が積極的に肩入れをされていて、経済協力を結んで政府による低利融資を行ったりしてプラント輸出を行っているわけですが、すなわち援助絡み、国家ぐるみといえますか、これで輸出攻勢をかけているわけであって、受注合戦で欧州などに我が国が敗退する

ケースがふえているわけですが、これらは特に中南米とかあるいは中近東で非常に目立っているわけですが、我が国は従来から、こうした個別のプラント輸出の商談については経済協力を結んで進めることは好ましくないんだ、こんな判断に立っておられるようですね。この援助絡みあるいは国家ぐるみ、こういった欧州に對して、今後我が国としてはどう対応していかなければよいのか、この辺を伺っておきたいと思っております。

○杉山政府委員 世界的に少なくなっておりますプラントの発注に對しまして、先進各国がいわば受注競争しているというのは、先生御指摘のとおりでございます。そのために例えば混合借款という形で、通常の輸出信用の中に援助の要素を入れまして、ソフトな条件を提供をして注文をとる、こういうようなケースも増加をしております。

ただ、この点につきましては、先生も御案内のことと存じますが、OECDの輸出信用がインドラインにおきまして、援助ファクターの輸出信用との併用の問題につきましては、一定の制約があるわけがございます。ただ、私どももこの点については、他の競争国が出しております条件とのいわゆるマッチングのために、必要な場合には混合借款というものの供与をする方向で考えております。

実際の手続面その他につきましては、なかなか機動的な運用ができないという御批判があることも事実でございますが、こういう点を含めまして、少なくともマッチングベースでは、各国との間で日本が劣後的な地位にならないようにという面での配慮は忘れないようにしたいというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 相手国が発展途上国ということ、摩擦なき輸出とまで言われるところのプラント輸出ですね。このプラント輸出を促進する上で、競争相手国との対抗上、必要に応じて輸銀の融資に円借款を合わせた混合借款の活用というものは、これは当然考えるべきではないかと私は思

っていたわけですが、これに関連して伺っておきたいと思っておりますけれども、政府借款にならないとしても、相手国政府にとって国家的重要なプロジェクト、すなわち経済協力の色彩の強いもの、こういったものについては、イギリスのように政策の見地から弾力的に付保を検討すべきじゃないだろうか、このように考えますけれども、御見解を伺っておきたいと思

○杉山政府委員 冒頭の大臣に對するお尋ねの中にもございましたように、プラント輸出等に対する輸出保険といえますのは、経済協力的な色彩がかなり強いものがございます。ただ、やはり保険の基本原則は、何と申しましても相手国に對するリスク判断というのがポイントになるわけでございます。したがって、経済協力的な要素の強い案件であるからということで、リスクを無視してというわけにはなかなかまいりませんが、リスク判断と経済協力的な要素、政策要請というものを、具体的な案件につきましてもどのように判断をしてやたらいいのかという問題につきましても、御指摘を踏まえまして、今後の問題として十分検討させていただきたいと思っております。

○中川(嘉)委員 さらにプラント輸出について、もう一点お聞きしておきたいと思うのですが、ハードの分野だけでなく、ソフトについても重要であると考えますが、ソフトを輸出した際のリスクをてん補する技術提供等の保険、この利用状況について御説明いただきたい。

また、前回法改正時において検討課題となっていた、いわゆるソフトの船積み前のリスクです、この点について保険でカバーすることが求められているわけですが、改正する必要があるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思

○前田(典)政府委員 プラント輸出でハードよりもソフト部分が多いというふうな、あるいはエンジニアリングのような専らソフトでやる、あるいは海外建設工事というふうなものにつきまして

は、私どもで技術提供等保険と呼んでおるものでカバーをしておるわけでございます。

最近の引き受け実績を申し上げますと、五十五年度が千五百十二億、五十六年度が二千七百七十七億、五十七年度が三千二百五十七億とだんだんと増加をしております。五十八年度は上半期のみで大体三千億とっております。ちなみに残高は、昨年九月末現在で七千六百億ほどでございます。

この中でエンジニアリング、そういうソフト部分だけがどれくらいかというのは、ちょっとつかめませんが、かなり利用状況は高いんではなからうかというふうに考えております。

それから質問の第二の点でございますけれども、これは非常に技術的な問題があるわけでございます。そういうソフトの船積み前リスクにつきましては、例えば設計にかかる調査費であるとか図面であるとか、あるいは資機材等のためのスペック作製等の先行費用というようなものがあるというございまして、その支出を確認するということが事前の段階では非常に難しい。

もう少し具体的に申し上げますと、一般管理費でカバーされるような範囲にあるのか、あるいは特定の取引のための特定な支出であるのかというような技術的な問題が非常にございまして、これは民間の有識者も集めて検討したわけでございますが、まだ改正の案といえますか、方向を出すに至らないわけございまして、むしろ今後検討を続けてまいりたいと思っております。

○中川(嘉)委員 輸出代金保険はプラント輸出と関連が深いわけですが、プラント輸出に占める中小企業の位置ですね、どの程度のところにあるのか、これを伺っておきたいと思っております。

○杉山政府委員 プラント輸出に直接中小企業がどの程度関与をするのかということにつきましては、むしろ主として大企業によって製作されるというふうに申し上げた方がよろしいのではないかと思います。ただ、プラント輸出のプラント機器の製作から波及して起こってまいります効果ま

で含めると、一のプラント輸出の受注がありました場合は、そのものの製作及び波及効果を含めると、全体で二・四の生産がふえるというふうに言われておるようございまして、その波及効果まで含めましてうちの約四割が中小企業の分野に帰属するというのが、産業連関分析の一つとして私も承知しているところでございまして。

○中川(嘉)委員 最後に、先ほどちょっと質疑が交わされておったようだけれども、三国間取引ですね、これが急増しているようだけれども、輸入国内取引の低迷とか、あるいは輸出の陰りを補う勢いで今後ふえ続けていくことが予想されるわけですが、最近では、輸出、輸入とも世界的な広がりを見せているようでして、この三国間取引の数字とか、さらには資料ですね、これは時間があるわけですので、本来ここで御答弁いただくと思ったのですが、ありましたらば、後で結構ですからお届けをいただきたい。

さらに、三国間取引は今後急増してくるものと当然考えられるわけですが、世界の景気高揚、これに貢献をし、ひいては我が国の国際的地位を強固にするためにも、むしろ外国貿易保険の創設ということを検討すべきときが来ているんじゃないだろうか、こんなふうに考えるわけですが、最後にこの点についてお答えをいただきます。

○杉山政府委員 私どもが把握をいたしておりますいわゆる仲介貿易の件数は増加しており、昭和五十八年の支払件数、受取件数はともに四万九千件程度となっております。こういった三国間の仲介貿易について、輸出保険の適用対象にしてはどうかという御意見がかねてからございまして、私も専門家の方々にお集まりをいたしまして、かなり突っ込んだ検討をいたしましたわけですが、残念ながら、通常の輸出取引が日本と仕向け国という二カ国だけの問題であるのに対して、これは三国間貿易でございまして、もう一カ国対象国がふえてまいります。しかも、その第三国の間の取引ということになります

ので、相互の間の商慣行その他の取引条件等がいろいろ相違をしたりいたしまして、輸出保険でやった場合に必ずしも現時点で十分対応できるかどうかにつきましては、今のところまだ十分な心証を得ておりませんので、これはさらに今後の課題として検討を続けさせていただきたいというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 終わります。

○堀山委員長 官田早苗君。

○宮田委員 最初にお断りしておきますのは、前者の皆さんの質問と重複する面があると思えますので、そのときには簡単に結構でございますから、よろしくお断りを申し上げます。

まず、五十九年度の通商政策の基本的な考え方の一つとして、我が国が欧米と並んで世界経済のリーダーシップの一翼を担う今日、この我が国の一挙手一投足が世界の注目を集めておる。したがって、従来の世界経済追従型から世界経済先導型へとその姿勢を転換していかなければならぬ、こう考えられております。

当然なことと思いますが、そういうことを前提にいたしまして、まず最初にお聞きしたいのは、我が国の対外経済政策についてでございますが、その一つは現下の経済動向、とりわけアメリカを初めといたしまして先進国の経済動向についてどう認識をなさっておるかということをお伺いいたします。

〔委員長退席、森(清)委員長代理着席〕

○小此木国務大臣 先進国の経済は、昨年から全体として回復基調にあるということは既に定説でございます。

具体的に申し上げますと、アメリカは着実に回復いたしております。失業率も非常に低下いたしているわけでございます。しかしながらその反面、財政赤字、貿易赤字の拡大というような非常に不安な材料もあるわけでございます。

ヨーロッパはどうであるかといえますれば、イギリス、西ドイツ、これは非常に緩やかなテンポ

ではございますけれども回復基調にあるわけでございます。また一面、フランスやイタリアはどうかといえ、内需が低迷いたしております。景気の回復にも非常にばらつきが見えるというところがございます。そしてまた失業率は、ヨーロッパ全体としては非常に高い率になっているというところがございます。

○宮田委員 次に、日本経済の状況、特に五十九年度の経済見通しと輸出増加の状況についてどうお考えになっておるかということも聞きたいと思えます。

○杉山政府委員 最近の経済回復、かなり輸出主導的な面があることは先般御案内のとおりでございます。

まだ年度としての輸出の数字が出ておりませんが、五十九年度の輸出の数字は千四百六十九億ドルでございまして、前年比で五・八%の増加になっているわけでございます。これは主として米国の景気の回復を初めといたしまして世界経済に明るさが出てきたということによるものでございますが、五十九年度の政府見通しの際には、たしかドルベースでの通関輸出の額は、公表された数字ではございませんが、七%程度のものを頭に置いておるのではないかと考えられますが、最近の円高によりましてJカーブ効果等によりまして、ドル表示の輸出額というものはかなり高い伸びになる可能性もあると思えますが、この点はこれから世界経済の動き、為替レート等の動き等によって左右されます点がございまして、余り断定的に申し上げるのはいかがかと思えますけれども、輸出の好調は今なお持続をしているというふうに考えております。

○宮田委員 そこで関連をするわけでございますが、我が国の経常収支、貿易黒字の見通し、この点についてでございます。特に貿易摩擦が予想される中で調和のあります対外経済関係を維持しなければならぬ、こう思っておりますが、その点はどういうお考えを持っておりますか、お聞きします。

○杉山政府委員 五十九年度の貿易収支並びに経常収支につきましては、政府の五十九年度経済見通しというのが公式の政府の判断を示しているわけでございますが、それによりまして、貿易収支は御案内のように三百四十億ドル程度、経常収支は二百三十億ドル程度というふうに言われているわけでございますが、最近はこの政府見通しをつくりましたときに比べますと若干円高きみになつてきておりますので、Jカーブ効果というものでドル表示の貿易収支、経常収支の黒字幅というのはあるいは拡大をする方向になる可能性なきにしもあらずということでございますが、こういう状態のもとでは、我が国といたしましては海外諸国の日本の大幅な貿易収支、経常収支の黒字幅の拡大を背景といたしました保護主義的な動きというものにつつましては、これをぜひロールバックしなければいけないと思ひます。

日本といたしましては、貿易の拡大均衡を目指しながら自由貿易体制を維持強化することという方向に積極的な貢献をしていかなければいけないというふうに考えますが、そのために、国内におきましては内需振興、さらには一層の市場開放努力といった点についても、さらに努力を重ねていく必要があるというふうに考えます。

○宮田委員 その次に、経済協力の推進についてお伺いするわけですが、経済協力についてはますます重要になっておるわけでございますが、最近の我が国の開発途上国向け経済援助の実績、これがどうなつておるかお聞きします。

○柴田政府委員 昭和五十七年の我が国経済協力の総額は八十七・七億ドルでございますが、このうち政府開発援助は三十・二億ドル、民間ベースの資金の流れは五十七・二億ドルでございます。

○宮田委員 政府は経済援助の中期目標を定めて既に三年になつておると思ひますが、その達成状況と今後の見通しについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○柴田政府委員 中期目標の達成状況でございますが、御案内のとおり、この中期目標は昭和五十

六年から六十年の経済協力の目標を前五六年、五十七年から五十八年の総額の倍以上にすることではございますけれども、五十六年、五十七年の実績につきましては残念ながら減少しております。これは国際金融機関に対する出資のおくれ等の原因がございまして、五十六年の場合四・〇%、五十七年が四・七%の減少をいたしているわけでございます。しかしながら、目標期間五年間でございますので、この最初の二年間の実績だけでは全体のことはまだ確たることは言えないわけでございます。政府といたしまして、少なくとも五十八年度の予算あるいは五十九年度の予算では増額をいたして努力しておるわけでございます。今後この中期目標の達成については最大限の努力をいたしていきたいということでございます。

○宮田委員 次に伺ひますのは、我が国のODAの対GNP比率の現状と改善の見通し、もう一つは、我が国の経済協力の水準について開発途上国はどのような評価を下しているか、その判断を聞かしていただきたい、こう思ひます。

○柴田政府委員 我が国のODAの対GNP比率及び改善の見通しについてでございますけれども、五十七年の我が国のODAの対GNP比率は〇・二九%でございます。前年、五十六年の〇・二八%に比しまして若干の改善をしているわけでございます。ODAの対GNP比率の国際目標は御案内のとおり〇・七%でございますので、それに向けてさらに改善に努めることとして、当面の目標としましては、先進国の水準でありますわゆるDACの平均の数字が〇・三八%でございますので、それに近づけるようにいたしたいと考えております。

我が国の経済協力の水準についての評価でございますけれども、我が国の経済協力の水準についての直接的な評価を受けたということはまだございません。しかし、DAC加盟国全体に占める我が国の開発援助の比率が一〇%ということで、実質的には大きな比率を占めているわけでございます。

して、我々としては、開発途上国は我が国の経済協力を実質的には評価をしていると思つてゐるわけでございます。

なお、先ほど申しましたように、ODAの対GNP比率についてはさらに向上していこうということで努力しているところでございます。

また、アジアの調査によりますと、事例調査をやつておりますけれども、インドネシアなどにつきましては、経済インフラ建設あたりがインドネシアの経済に大きく貢献しているというような報告もございします。

○宮田委員 次に伺ひたいのは、経済協力の必要性、例えば日本に有利になることばかりを援助しているんじゃないかという意見も聞かれます。援助しているじやないかという意見も聞かれます。援助しているじやないかという意見も聞かれます。援助しているじやないかという意見も聞かれます。

○柴田政府委員 経済協力の実施に当たりましては、日本側の一方的な判断ということではございませんで、いわゆる要請主義をとつておりまして、相手国の要請に基づいて経済協力をを行うという形をとつておるわけでございますが、まず要請を前提として、相手国の経済社会開発、民生安定、福祉向上への寄与の観点から対象案件についてファイジビリティスタディーを行ひまして慎重に選定しているわけでございます。ファイジビリティスタディーに当たりましては、我が国から調査団を派遣する等行ひまして、その実効を期しているわけでございます。その意味におきまして、我が国が行つてゐる経済協力は相手国から高い評価を受けているものというふうに我々は自負しております。

○宮田委員 もう一つは、今後の経済協力において、物の協力だけでなく技術的な、中でも人づくりへの協力は特に相手側に対しての協力になると思うのですが、こういう問題についてどのような

な取り組みをされておるのか、その点もお聞かせ願ひたいと思ひます。

○柴田政府委員 発展途上国に対しまして経済協力の中で、技術協力が極めて重要であるということからは、従来から我々も認識しているところでございまして、最も力を入れているところでございます。

具体的には、技術協力という場合には、我々いたしました発展途上国に対する民間技術者等の派遣あるいは先方からの民間技術者の受け入れ研修といったことをやっておりますし、あるいは発展途上国に技術研修センターをつくつて、そこで相手国の技術者を養成するというようなことをやつておるわけでございます。例示を申しますと、五十七年度においては研修生の受け入れは、政府ベースで四千三百名、民間ベースでは二千三百名の研修生を受け入れておる。あるいは、例えばセンター等については、ASEANプロジェクトの一環として五カ国に人づくりセンターというものを設置したというわけでございます。

○宮田委員 この今後の経済協力推進に關しまして、基本的な認識をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○柴田政府委員 経済協力推進に關する基本的認識という御質問でございますが、我が国経済は世界経済の中で既に一割を占めておるわけでございます。まして、経済協力についてもそれ相応の負担をすべきだということが我々の国際的な責務である、こういうふうな感じにしております。先ほど申しましたような新中期目標の達成を初めとして、内容的にも発展途上国の中小企業振興、エネルギー開発、製品輸出の拡大、人づくり協力あるいは投資を通ずる協力、貿易を通ずる協力、こういうことを行ひまして、発展途上国の発展に寄与してまいりたいというふうに認識している次第でございます。

○宮田委員 次に伺ひたいのは、カントリースクの問題についてです。

この問題は官民一体になって進める必要があると思ひます。そのため、まず第一にお聞きいたしますのは、現在世界的規模で生じておりますカン

トリーリスク問題についてはどのような認識を持

つておいでになるか、その点を先に聞きます。

○杉山政府委員 発展途上国の債務累積問題でございまして、その要因としては、第二次石油危機

以来の石油支払い代金の増加ということが非産油

の発展途上国については言えるかと思ひますし、

また産油国については、その後の石油需給の緩和

に伴う石油価格の低下ということがあろうかと思

ひます。

そのほか、先進国経済の低迷に伴う一次産品

価格の停滞でありますとか、世界的な高金利水準

といったようなものが相まちまして、今日の低開

発国の債務累積問題を引き起こしたと考えており

ます。

世銀のレポートによりますと、昨年の末での発

展途上国の累積債務総計は八千億ドルと言われ

ておりまして、前年末に比べておよそ五百億ドル

ほどふえているわけでございまして。ただ、最近に

至りまして、こういった債務累積問題については、

先進国を中心とする関係国及び国際金融機関等の

対応によりまして、一応危機的な状態からは脱し

得たのではないかと、ううに考えられます。その

上、低迷いたしております世界経済につきまし

ても最近では明るさが見え始めておりますし、

一次産品市況につきましても若干の改善が見える

など、こういった債務累積問題につきましての明

る要因がふえつつあるように思ひます。

ての基本的なお考えを聞かしていただきたいとい

うことと、もう一つは、債務国経済の円滑な再建

を図るためには先進国、IMF等国際機関の支援

が不可欠であります。我が国といたしましては国

際協調の立場から応分の協力が必要と考えており

ますが、その点についての政府の見解もあわせて

お聞きいたします。

○杉山政府委員 御質問の前段の方につきまして

お答えを申し上げたいと思ひます。

先ほど御答弁の中で、昨年末の債務累積国の債

務総額八千億ドル、七二年末に比べて五百

億ドルの増加ということをおっしゃったわけでござ

います。さらに、これからにつきましては、やは

り依然として八千億ドルの水準から増加の傾

向にあるかと思ひますが、一方で世界経済全

体の回復に伴いまして、一次産品を中心とした

ます発展途上国の輸出の増加ということもありま

すので、当面債務累積問題というのが危機的な状

況に発展するということはないのではないかと、い

うふうに考えておるわけでございまして。

後段の問題につきましては、通商政策局長の方

から御答弁申し上げます。

○柴田政府委員 債務国の経済の円滑な再建を

図るための先進国の努力でございすけれども、ま

ず一つの前提といたしまして、国際機関を含め先

進国が発展途上国の債務累積国に対しては

貿易を拡大する、投資を行う、あるいは金融援助を

行っているということとございまして、我が国と

いたしましては先進国と協調して、あるいは国際

機関と協調して、こういう方向で努力してまいり

たいと考えております。

○宮田委員 次に御聞きしますのは、我が国が債

務繰り延べに際しては、どのくらいあるもの

かということ、また今後の見通しについて。もう

一つは、今後我が国はどのような方針のもとに債

務繰り延べに際していくつもりか。この二点をお

聞きたいと思ひます。

〔森清(委員長代理退席、委員長着席)〕

○杉山政府委員 まず最初に現在我が国が債務繰

り延べに際しては、どの数でございまして、これ

は国際的な債権国の会議、通称パリ・クラブと申

しておりますが、そこでの合意ができて債務繰り

延べに際してございす国は現在十五カ国に上つて

おります。

なお、今後の見通しでございまして、このパ

リ・クラブの開催を要望いたしておる国が三方国

ほどございまして。当面三方国でございまして、あ

るいはこれからの問題としてさらにふえてくる可

能性なきにしもあらずということかと存じます。

それから我が国としては、こういう債務累積

の債務繰り延べに際してはどういう方針でござい

ていくつもりかというお尋ねでございまして、やは

り債務累積国で支払いが困難になつてございす国

の経済再建に協力をいたしますためには、国際的

な合意に基づきます債務繰り延べに際しては、

権国会議におきましても、関係各国の意見を十分

聞きまして、我が国といたしましては、このだけ

協力をいたしてまいりたいと思ひます。こういう

た国際的な合意に基づきます債務繰り延べがで

きませんと、かえって各債権者、債権国がそれぞれ

ばらばらに債務の履行を迫るということになりま

す。これは債務国にとりまして経済再建が困難

になるだけではなく、また債権国なり債権者の債

務回収自身もかえって難しくなるという問題もあ

るうかと思ひますので、国際的な合意に従つてで

きるだけの協力をしていく方針でございまして。

○宮田委員 カントリーリスクについてリスクの

評価、そうして予測のための調査が重要でありま

す。的確な情報把握のための対応策についてお聞

きするわけでありますが、単なる数字のみではそ

の国の実態というものはなかなかつかみにくいん

じやないかと思ひますが、ひとつ考え方がありま

し、たの聞かせ願ひたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 ただいま先生御指摘のと

おり、なかなか数字だけではカントリーリスクとい

うのはつかみがたい、評価しがたいわけでござい

ます。特にカントリーリスクが問題になりますよ

うな低開発国というものはその統計なども非常に

くれておりまして、なかなか出てこない。甚だし

きはその債務額が幾らあるか、なかなかわからな

いというふうなこともあつてございまして。

ただ情報が入ってくるだけでは十分でございせん、これを分析し評価するということが非常に重要になってくるわけでございしますが、私どもはその保険部局のみならず、省内の通商政策局というような関係各課あるいは場合によりましては外部の有識者という方々と情報交換、共同作業というふうなものをしておるわけでございす。情報収集というよりも、特にこういう分析評価という点につきまして今後一層努力を重ねてまいりたいと思ひます。

○宮田委員 カントリーリスクの対応のため海外投資等損失準備金制度が適用延長となつておりますが、今後この制度の充実強化について基本的な考え方を伺ひたいと思ひます。

○杉山政府委員 御質問のございました海外投資等損失準備金制度につきましては、我が国の企業が発展途上国において行います海外事業等に伴つて発生いたします損失に備へるために租税特別措置法で定められた措置でございす。この制度につきましては今年度末で期限切れとなつておるわけでございますが、五十九年度の税制改正の作業におきまして六十年度末まで延長されることと決まっております。なおこの場合に、一般企業の特定の海外債権につきましても、既に現在の海外投資等損失準備金制度の対象となつておりますことを申し添へたいと思ひます。

なおこの制度につきましては、延長が認められました際、一般海外投資にかかる積立率につきましては、それまでの二〇％の積立率が一〇％に縮減をされたことを申し添へたいと思ひます。

○宮田委員 次に伺ひますのは、プラント輸出についてでございます。

我が国の貿易収支が黒字基調で推移をして、その削減が問題視されております傾向の中で、一方プラント輸出に対する政府助成策の強化の要望が強く出ておるわけでありす。我が国全体の視点では一見矛盾するように見える要望とともたえすが、プラント輸出は通常の輸出助成策とは異なる視点でとらえる必要があると思へられます。

そうした観点から幾つか質問をこれからいたしますが、まず第一に伺ひますのは、最近の輸出動向の中で特にプラント輸出の動向はどのようになつておるか、その辺をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○杉山政府委員 先生御指摘のように、一般の輸出が増加傾向にあります中で、プラント輸出につきましては残念ながらここ数年減少傾向をたどつております。五十六年度の百七十五億ドルといひますのがこれまでのピークでございまして、五十七年度は前年度比約二〇％の減少でございす。今年度に入りましてから一月までの実績は五十二億ドルでございまして、前年度の同じ期間に比べますと約三七％の減でございまして、年度全体といたしましては約六十億ドル、前年度比四割減といひ水準にとどまるのではないかとこのように考へております。

○宮田委員 ただいまおっしゃったことに対しす停滞の理由、これは何であるかということ、もう一つ伺ひますのは、我が国のプラント輸出の相手は主に開発途上国でございまして、これは途上国にとりまして、プラントに高度に集約された技術の移転、促進、産業構造の高度化と、それにより貿易構造の高度化等を通じて経済発展の寄与度が高く、いわゆる喜ばれる輸出でございまして、積極的な推進が望まれますが、政府の基本的な認識も一緒にお答え願ひたいと思ひます。

○杉山政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、プラント輸出が最近減少いたしております理由、背景でございまして、これはやはり発展途上国の債務累積問題、それから、その中で特に産油国につきましては、石油収入の減少に伴ひます開発計画の繰り延べといったことがバックにあるものと考えられます。

こうした状況の中で、先生御指摘のように、プラント輸出そのものが発展途上国に対しす技術移転また発展途上国の貿易構造の高度化に寄与する、いわゆる摩擦なき輸出、喜ばれる輸出になる

わけでございますが、こういった点について、私どももいたしましては、発展途上国に対しす経済協力的な観点からも効果が大きいものといひことを考えまして、積極的に推進をすべきものと思へておる次第でございす。

今御提案申し上げております輸出保険法の中での輸出代金保険のてん補率の引き上げといひますのは、債務累積問題の顕在化に伴ひますプラント輸出に伴う輸出者のリスクの増加という問題について、いささかなりとも保険の面でカバーをしたいという趣旨に出るものでございす。

○宮田委員 対内的視点でとらえた場合、単品輸出とは異なつた意味でプラント輸出が日本経済に貢献できる利点があると思ひますが、それら利点やその影響についてどうお考えになつてゐるか、この点もお聞かせ願ひたいと思ひます。

○杉山政府委員 プラント輸出そのものが発展途上国に対しても促進を必要とする輸出であるといひことはたゞいま御答弁申し上げたわけでございすますが、プラント輸出自身我が国にとりましてもいろいろな面で好影響のあるものでございす。一つには、まずプラント輸出自身が非常に付加価値率の高い輸出であるということ、さらには技術集約度が高いという観点からも、我が国の産業構造、貿易構造の高度化という観点から見ても大きな意義を持つてゐる輸出であると思へるわけでございす。プラント輸出と申しますと大企業の輸出といひふうに考えられがちでございす、プラント輸出を行います場合に、その部品の供給、さらには波及効果といひことを考えますと、一億円のプラントの受注といひものは、日本国内におきましては約二・五億円のトータルとしての直接間接の生産増加をもたらしますが、そのうちの約四割が中小企業分野の効果となつて発生をしてまいりますので、中小企業にとりましても非常に好ましい輸出であると思へるわけでございす。

○宮田委員 プラント輸出におきまして我が国の国際競争力をどのように判断をされておるか、お聞ひします。

○杉山政府委員 日本のプラント輸出は、昭和二十年代の末にその萌芽が見られて以来、まだ三十年程度しか歴史を持っていないわけでございす。これに比べますと欧米先進国は非常に長いプラント輸出の歴史を持っております、こういったハンディキャップを持っておりますけれども、最近における我が国からのプラント輸出は、その品質が極めて安定しておりますのと、それから納期が極めて確実であるといひようなことから、諸外国からも高い評価を受けるようになってきておりまして、ようやく先進諸国と何とか競争をしていけるような状態になつてきております。OECDの統計によりますと、日本のプラント輸出は輸出シェアの面について申しますと、米国、西独に次ぎまして第三位という国際市場におけるシェアを持つてきておるわけでございす。

ただ、こういった世界各国と比肩し得るような状態になりましましたのもつい最近のことでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、世界のプラント市場といひものは最近非常に狭隘化をいたしてきておまして、こういう中でいひわばプラントの受注競争といったものが日増しに激しくなつてゐる状況にありまして、この中で我が国のプラント輸出は諸外国のオフアーに敗れるというケースもかなりこのところふえてきておりますが、その主たる原因は、やはり価格とか金融条件とかといったような面における競争力で欧米諸国のオフアーに負けたためといひふうに理解をいたしております。

○宮田委員 プラント輸出の振興を図るためにコンサルティング機能の強化を図る必要があると思ひますが、どのような対策が講じられておるか、その辺をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○杉山政府委員 先生御指摘のように、プラント輸出の場合にはコンサルティングと申しますか、エンジニアリングと申しますか、ソフト部分といひのが極めて重要なファクターになつてまいりまして、従来我が国のプラント輸出が諸外国に劣ると言われましたのも、専らこのソフトの部分といひものが大きなポイントになつておつたものと承

知をいたしております。

そういう面から、通産省におきましては、こういったコンサルティング能力、エンジニアリング能力の向上のために、これまでいろんな面から対策を講じてきておられるわけですが、その一つとして、重機械技術相談事業費補助金というものを交付いたしております。金額は五十八年度予算におきまして三千万円強でございますが、これでやっておりますのは、海外におきまして開発計画等につきましての技術相談に、また予備調査とか設計見積もりとかを行いますが、必要にコンサルタントを現地に派遣するため費用に充てるというように、ないしは海外の先進諸国から著名なコンサルタントを招きまして、日本におきましてのコンサルティング能力の向上に資するといったような事業に使わしていただいておりますが、今後ともこういう面につきましては従来以上に力を入れていきたいと思っております。

○富田委員 現在のOECDガイドラインの取り決めにおいて、日本の輸銀貸出金利は諸外国の制度金融あるいは市中調達金利に比べても相対的に高く、国内でも市中調達金利より高い場合があるが、プラント輸出の障害となっているところの辺を聞かせてくださいけれども、この点はどうですか。

○杉山政府委員 先生御指摘の点は、OECDの輸出信用アレンジメントにおきまして、日本の場合は低金利国ということでオフアーしす金利が八二〇というふうな決められておりますために、実際の日本国内におきまして長期プライムレートその他金利水準の低下を考えると、輸銀金利が高過ぎて使えないのではないかと、この御指摘であろうかと思っております。現状につきましては確かに先生御指摘のとおりでございますが、私ども、OECDの輸出信用アレンジメントの改定の会合におきましては、こういった日本の特殊事情を説明をいたしまして、ガイドライン金利の引き下げを常に要求してきたわけでございますが、

海外諸国からは、日本の金融事情につきまして必ずしも十分な理解を得られないために、御指摘の点につきましては、従来以上に諸外国の理解が得られますように、OECDの会合におきまして我が国の特殊性を主張し、粘り強く交渉を行っていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○富田委員 プラント輸出の諸要件について、我が国は欧米諸国に比べてOECDなどのガイドラインを厳格に守り過ぎておられるんじゃないか、こう思うのです。マッチングなどをもっと機動的かつ弾力的に行つてはどうか、こう思うのです。またその対策のために例えばマッチングファンドの創設などは考えられないものかどうか。この辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○杉山政府委員 先ほど御答弁いたしましたOECDの輸出信用ガイドラインにつきましては、我が国といたしましては、我が国がこのガイドラインを破るということは避けたいということで、今まで御相談がありました段階では指導をいたしてまいりてきております。その意味で、若干正直過ぎるではないかという御批判があることも、承知をいたしておりますが、私どもといたしましても、機械的にこのガイドライン条件を守るといふにとどまっておりますわけではございませんで、先生御指摘のように、諸外国がこのラインを外れたような条件を出した場合に、それにマッチングするためには我が国も緩やかな条件をオフアーするという点については少なくとも認めるべきだということ、マッチングにつきましては、できるだけ弾力的にやってきたつもりではあります。

ただ、手続その他の面でまだ若干御不満が残っているということも承知をいたしておりますので、こういう点につきましてはできるだけ輸出者の御要望にに応じられるような方向で検討をいたしてまいりたいと思っております。

そのために、例えばマッチングファンドというものを特別につくつて、金がないからマッチン

グできないということがないようにすべきではないかという御提案だと思っておりますが、まさに御指摘の点は一つのポイントであろうかと思っております。で、私どもといたしましては、今省内でプラント輸出の振興についての方策を議論をさせていただいております。その際の見解の中にも、こういうようなアイデアが出てきておりますので、具体的にどういう形でそれが実現し得るかという点につきましては、なお検討を重ねてまいりたいというふうな考えております。

○富田委員 次に輸出保険について伺いをいたします。

その第一は、我が国の輸出貿易の中で輸出保険はどのような地位を占めておられるかということ、もう一つは、日本の輸出保険は諸外国に比べてどのような特色があるか、また問題点は何かという二つをお聞きいたします。

○杉山政府委員 まず、我が国の輸出貿易の中で輸出保険がどのような地位を占めておられるかという点について私からお答えを申し上げます。

輸出保険は五十七年度の引受金額で十三兆円を超えておられるわけですが、この輸出保険の中には海外投資保険と、直接輸出とは関連のないものも含まれておりますが、輸出に伴うリスクをカバーする輸出保険だけにしまして、その引受総額と我が国からの輸出総額との比をとってみますと約四割、正確に申しますと三七％でございます。したがって、我が国の輸出のうち約四割が輸出保険に付保され、リスクがカバーされているというふうな御理解をいただければよろしいかと存じます。

○前田(典)政府委員 日本の輸出保険は諸外国に比べてどういふ特色があるかという御質問につきまして、お答え申し上げます。

諸外国の主要な輸出保険機関として、現在二十八カ国で三十六の機関がございますが、これがベリン・ユニオンという国際機関をつくつておられるわけでございます。その加盟メンバーだけで三十六機関あるわけですが、相互に常に情報交

換をしておりますので、そういうところと比べて私どもの輸出保険制度を見てみますと、やはり最大の特色といたしましては、我が国独特の制度として輸出組合単位の包括保険制度がある、これによりまして、リスクを広く薄く分散させる、したがって、料率も結果として低い料率で付保するというようなことが可能になっておられるわけでございます。

第二点は、ただいま局長からお答え申し上げましたような、輸出全体をどの程度カバーしているかということも、今の包括と関連いたしまして、諸外国と比べて非常に高いところにあるわけでございます。

それから、この包括制度の普及のほか、私も早くから電子計算機を入れておられるという点もございまして、事務処理の効率化に努力しておられるわけですが、少ない職員数で割合に大きな額を引き受けておられるというようなものも特徴の一つかと思っております。

それから保険の種類でございます。今回二つ減らしたわけですが、大体各国と比べまして、それは遜色のない種類を持っておられるのはなからうかと思っております。

それで、問題点でございますけれども、私も、こういう債務繰り延べ等と関連いたしまして、保険金の支払いに関連いたします事務量が非常にふえてまいりまして、これを電子計算機をさらに一層利用するというようなことで、事務の効率化を図らなければならぬと考えておられるのが、現在問題点と言えは問題点かと思っております。ちなみに、これはよその経営のことでございますから、余り具体的には申し上げられませんが、支払いが多くなりまして資金繰り、収支が苦しくなっておりますというの、私どものみならず、主要な保険機関、全く共通の現象でございます。

○富田委員 カントリーリスクの増大は我が国のプラント輸出等に大きな影響を及ぼしておりますが、その意味で輸出保険制度の強化拡大を目標とした今回の改正は時宜を得たものとして評価する

わけでございますが、さらにその趣旨に沿って機動的、弾力的引き受けに努めるなどの運営が必要であると思いますが、この点はどのようなお考えをお持ちなのでしょうか、お聞きします。

○杉山政府委員 輸出保険につきましては、機動的、弾力的な引き受けをすべきではないかという御指摘でございますが、私どもも、できるだけそういうふうにしたいというふうに考えております。

ただ、どこまで可能かという問題について申し上げますと、やはり輸出保険は保険料収入をもって保険金の支払いをするということで、いわゆる収支相償という大きな原則がございます。したがって、リスクの大きくなっている国につきましても、どうしてもそういう観点から申し上げますと、やはり通常の場合に比しますと引き受け条件が厳しくなるを得ませんし、債務繰り延べ等をやっております国につきましても、引き受けを停止せざるを得ないという事態になることもまた御理解いただけるかと存じます。

ただ、そうした中におきまして、例えば一たん引き受けを停止しました場合でも、その国のカントリリスクを機動的に評価をいたしまして、できるだけ早い機会に再開をするとか、経済状態が悪化した国につきましても、特別の料率を適用して、ないしはてん補率につきましても通常の場合よりは低いてん補率で引き受けを継続するというようなことにつきましては、個別具体的なケースにつきましても収支相償の原則の範囲内で許される限りの弾力的な運用についてはぜひやってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○宮田委員 特にプラント輸出の場合は、発展途上国の経済発展に不可欠な役割を果たしていると思えます。その意味から国際協力の観点に立った弾力的で適切な保険運営を行うべきでないか、こう思うわけでございますが、この点はどうかというところ、続けて質問いたしますと、債務繰り延べは一律に事故認定国扱いとなつて保険引き受け

が停止されますが、運用に当たってはきめ細かい政策的配慮が必要じゃないか、こう思うのです。例えば、輸入国にとりまして重要なプロジェクトの場合等々、いろいろ協力しなければならぬという場合もあるわけでございますが、その辺、当局といたしましてはどのようなお考えで取り組んでいかれるか、その辺もお聞きしておきたいと思ひます。

○杉山政府委員 プラント輸出につきましては、先生先ほど来御指摘いただきましたように、発展途上国に対する経済協力的な観点からもぜひ推進をすべきものというふうには考えております。そういう観点から、保険の弾力的、機動的な運用を特にプラント輸出については考えるべきではないかという御指摘につきましても、基本的にはそのとおりというふうに考えるわけでございます。

ただ、プラント輸出の場合には何せ金額が大きくなりまして、一たん事故になりますと保険金の支払いもまた多額に上らざるを得ないという面もあるわけでございまして、保険の引き受け態度も一方では慎重にならざるを得ないという点がございします。ただ、こういった問題につきましても、ケース・バイ・ケースになるかと思ひますけれども、今御指摘のような点も踏まえまして、できるだけプラント輸出の振興にお役に立てるような方向で考えてまいりたいというふうに考えます。

○宮田委員 諸外国ではてん補率の上限を一〇〇%としておるところが多いわけでございしますが、我が国の場合は一〇〇%とすることは考えられなかったかどうかということ、もう一つは、中小企業の利用の多い手形保険については、今回の改正により、てん補率が以内という表現になっておるわけでございますが、その趣旨を生かした運営に努める必要があると思ひますが、しかし一方、適用されるてん補率のいかによつては現行水準の悪化をもたらす危険がありはしないか、こう思うのです。

そこで、慎重な運営を要請はいたしますが、政

府のお考え方がありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○杉山政府委員 輸出保険のてん補率につきましては一〇〇%にすべきではないかという御意見は、前回の法律改正の際にも御指摘があったわけでございますし、諸外国の立法例では法的なてん補率の上限を一〇〇%にしております国が非常に多いでございます。我が国の輸出保険におきましても、制度的に一〇〇%にすることは法制的に不可能だということではございませんが、政府のこれまでの考え方は、若干であってもやはり輸出者の負担部分を残しておくことが輸出保険全体の効率的な運用のためにもなるのではないかとしようような判断がありまして、これまで一〇〇%にしないかというわけでございます。

今回も、代金保険につきましては現行九五%になっておりまして、これをどこまで引き上げるかという問題がありました際に、一〇〇%までの引き上げということも内部的に一応議論はして見たわけでございしますが、一方では、先ほど来申し上げておりますように、保険金の支払いが非常にふえておりまして、保険会計としましては借入金もしなければならぬような状態になっております。そういう中で輸出者のリスクを保障でございましてさらに追加的にカバーし得るかというようなことを総合的に判断いたしました二・五%の引き上げにさせていただきます。

それから手形保険につきましても、従来てん補率は八〇%ということで、これより低くすることは制度上認められておらなかったわけでございしますが、今回手形保険につきましてもてん補率を引き上げますとともに、最高限度の範囲内で以内ということと弾力的な運用ができるようにさせていただきます。またたいという御提案をいたしておりますのは、手形保険の場合は従来てん補率が八〇%で一定になつておりましたために、経済状態が悪くなりまして国につきましても、手形保険の引き受けをします場合に極めて厳格な制限をせざるを得なかつたという事情がございますので、こういう点につ

きましては、中小企業を主体とします利用者の御要望にこたえまして、例えばてん補率を引き下げても従来のような引き受けを継続する、そういう余地を残していただくためにお願いをしているわけでございますので、通常の場合に従来のよりも低いてん補率でお引き受けをする、そういうことを考えているわけではございません。先生方の御指摘を頭に置きまして運用をさせていただきたいと思つております。

○宮田委員 最後でございますが、この輸出保険制度は国、とりわけ通産省が運営する事業でございますが、そのため利用者、特に中小企業にとっては要望、苦情の申し立てなどが気軽にできにくい部分もあると思うのです。したがって、利用者サービスの拡大、利便の増大が必要であると思ひますが、その点のような対策を講じておいでになるか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○杉山政府委員 利用者の利便の向上のために気軽に相談に行けるようにならないか、こういう御指摘でございます。

私ども、従来窓口におきましては、できるだけ保険契約者の方々に気軽に御相談にお見えいただくようお願いをしてきたつもりでございますが、まだ至らぬ点があると思ひますと、これは大いに反省をしなければならぬものと思ひます。私ども、現在までのところ、利用者に対するPRの点を含めた利用者サービスの向上につきましても、財団法人の輸出保険協会というものをその監督下に持つておりまして、ここに今年度から電算機を入れました、利用者の御相談に応じた場合に、輸出保険当局が持つておりますデータを御参考に供するというような制度も始めておりますし、そのほかパンフレットの配布でございますとか講習会の開催とか、できるだけ細かい利用者サービスの向上には努めているわけでございしますけれども、今後とも、この点につきましても一層の配慮をいたしてまいりたい、かように考えております。

○宮田委員 終わります。

○堀山委員 木内良明君。

○木内委員 まず初めに、通産大臣にお聞きさせていただきます。

世界経済は今総じて第二次石油危機を契機として、長期的かつ同時的な不況から抜け出そうとしているわけであり、その景気回復の推進力としては、米国の初めとする先進諸国の景気好転が要因として挙げられるわけであり、しかしながら、依然として世界経済は総じて言えば非常に困難な問題が山積しているというのが実態であるかと思ひます。

こうした中で、先日の当商工委員会における小此木通産大臣の基本施策の中で、こういうところがございました。「我が国としては、世界の二割国家としての強い自覚を持って、欧米諸国とともに、自由貿易体制の維持強化のための新たなルールづくり、世界経済の活性化に積極的かつ具体的な貢献を行わなければならない」というふうに述べておられるわけであり、

そこで大臣にお聞きするわけですが、大臣の言われる世界経済の定常発展に貢献すべき我が国のいわゆる対外貿易、経済政策のあり方についてどのように考えておられるのか。まず所信をお聞かせたい、こういうふうに思ひます。

○小此木通産大臣 そのためには、何と申ししましても自由貿易体制というものを維持していかねければならないと思ひます。と同時に、そのことによって世界経済の活性化というのを促していかねければならないと思ひます。したがって、私も常々唱えております内需の振興あるいは一層の市場開放ということも必要でござい、

いことももちろんでございます。

○木内委員 今大臣何点かにわたって答弁なさったわけであり、特にはこの発展途上国に対する具体的な取り組みというものが、我が国の通産政策を推進する上で大変重要なことである、このように私は思ひます。また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

用いていかなければならないと考えておる次第でございます。

○木内委員 特に私は、きょうは中小企業の今後の輸出動向あるいはこの輸出保険とのかかわり合についてお聞きをしたいというふうに思ひ、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

の輸出の動き、プラント輸出の動向といったものの背景には、やはり私も、基本的には債務累積の債務累積問題というものが大きな要因としてあるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

それから、こういったカントリーリスクについては、これからどういうことになっていくのかというところでござい、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、また、今大臣の御答弁の中にもいろいろござい、

思います。

今、カントリーリスクの増大傾向ということについて聞いたわけでありすけれども、実は私のもとに、今回輸出保険法の改正があるということ、何件かの具体的な相談事がありました。こうした点も含めてお聞きしてみたいと思います。

中米のグアテマラのある業者と取引をしております。我が国の業者からの訴えでございすけれども、この取引で代金の決済が百八十日の手形、非常に長い手形でございすけれども、行われた。ところが期日が来てもなかなか決済されな。その後デレックスによって再々先方に要求したにもかかわらず、現在でも決済されない状態が続いている。この取引の相手企業は、その国においては優良企業とされている企業であるそうでありす。個別の企業名は申し上げるわけにいきませんけれども、結局調べてみると、その国自体の外貨準備がなくて、いわば政府から外貨の流出を禁止されていたため、相手企業である我が国のこの企業に対して、決済する意思があるにもかかわらず、未決済となったままでありす。聞くところによりますと、このパリのクラブの方にリスケジュールの申請を行うように、あるいは我が国の政府としても動かされたというふう聞いておりますけれども、この辺はどうなっておりますでしょうか。

○杉山政府委員 今お示しの国につきましては、昨年の秋からことしの初めにかけては、外交ルートを通じて、先方が外貨での送金は認められないが、かわりに国債を日本の輸出者に交付するから、それでもって代金の決済にかえてほしいというふうな話があったりした点につきましては、こういうものではむしろ我が方としては受け入れないのであつて、世界の債権国との間で合意を得た債務繰り延べの措置をとるようというところを申し入れているというふうな事実はございす。

○本内委員 今貿易局長から御説明がありましたけれども、外務省との連携の中で、相手当事国に

対するパリ・クラブへの申請を行われるような動きを産産省としてはされていすか。

○杉山政府委員 外務省を通じて外交ルートによりまして、債権国との話し合いをするようにというレコメンデーションをやっております。

○本内委員 それは事務的にどのぐらい進んでいるのですか。

○杉山政府委員 具体的に申し上げますと、現地にごさいます日本の大使館が現地政府に対してまして、先ほど申し上げましたような事実を伝えておりますが、それに対する先方の反応は、まだ今のところあらわれておらない状況にございす。

○本内委員 先方の反応が今ないということでありすけれども、今後この問題は放置されすか。恐らく産産省と外務省との、こうしたいわゆる連携プレーというものが、今後の開発途上国との通商の舞台であるいは頻発してくる問題かもしれないし、この後お聞きするリスケジュールの実施におけるパリ・クラブの動きにも実は関連をするわけにございまして、我が国の中小企業を守る立場の産産省が、外務省との綿密な連携によって進めていかなくてはならない問題である、このように思うわけでありまして、こうした債務繰り延べを本来すべきである国債に相手国があるにもかかわらず、これを放置しておくことは許されな。産産省として何らかの手を打つべきであると私は訴えたいわけでありす。貿易局長。

○杉山政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、我が国としまして外交ルートを通じて申し入れをしているにもかかわらず、まだ具体的な先方の態度が表明されていないという遺憾な状態にございす。今後とも外務省と緊密に連絡をとりまして、遺憾のないように措置をしてまいりたいと思っております。

○本内委員 こういうケースの場合は大臣、どうすればいいでしょうか。いわば一生懸命こつちから相手国に対して交渉を行つておるわけでありすけれども、ありてい言えはナシのつづてな

第一類第九号 商工委員会議録第四号 昭和五十九年三月二十七日

○杉山政府委員 ただいま先生からは、外交ルートを通じてやっているとのお話でございすたので、その点お答え申し上げたわけにございす。が、そういうルートを通じて申し入れをする一方、私ども、やはり債権国との間の連絡というのはいろいろな機会にあるわけにございすので、そういったルートを通じて、今度は債権国の側が一致して相手国に対して同様の要請をするというふうな方向も考えられると思ひます。できるだけの手は尽くしたいと思ひます。

○本内委員 そうしますと、いわゆる相手国との直の交渉が一つと、それから、債権国のいわば横の連携でこれを進めていくというアクションが一つ、こういうことですね。そうしますと、債権国同士の、我が国も含めての話し合いというものは、今後持たれますでしょうか。

○杉山政府委員 公式な話し合いにつきましては、これだけが議題というわけではございせんが、パリ・クラブで債権国が集まりまして他の問題を討議した過程におきまして、こういった問題をもち出している事実はございす。こういった公式の場での債権国同士の話し合いももちろんございす。また、非公式な場での債権国同士の相談というものもやりまして、できるだけいろいろな手を尽くして事態の解決を図つてまいりたいと思ひます。

○本内委員 この問題については、今後の、今の局長の答弁を踏まえての御努力をひとつお願いしたいと思ひますし、申し上げた今の国だけだけでなく、今後、発展途上国、開発途上国におけるこうしたトラブルというものが出てくる要因というものは相当あるわけでありまして、ひとつ今後へのいゆる基本型というものを、この質疑を通じて創出していただきたいというふうなことを思ひます。

今たまたま一國を例に挙げたわけでありすけれども、今後リスケジュールが実施される、あるいは見通しのある国、恐らくこういう場でございすから国名についてはおっしゃらないと

思ひますけれども、何カ国ぐらいと考えておられますか。

○杉山政府委員 当面私どもが承知しておりますところでは、債権国の方で、債権国の会合を持つてほしいという希望を表明しているところが三カ国あります。ただ、このほかにもさらにまだ数カ国同じような状態にある国が出てくる可能性があらうかと思つておりますが、現時点で私どもが確かに承知しておりますところは三カ国でございす。

○本内委員 今後、いわゆる保険引き受けの停止国として追加されるところも幾つかあらうかと思ひます。いわば引受停止国あるいはリスケジュールに關係のない交渉相手国、あるいはその債務が相手国政府に肩がわりされたり、国債の著しい変化等において、今後とも政府機関等を通じて債権回収の促進に努めることが大事だと思ひます。これは輸出保険の審議と重大な関連があるわけでありすけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○杉山政府委員 確かに先生のおっしゃいますように、政府レベルにおきまして債権の回収努力の強化ということが必要でございす。私どもも保険会計の立場で申しまして、債権回収が進みますと、それだけ保険金の支払いをした部分について回収額がふえてまいります。まあ収入がふえるわけにございす。保険会計にとりましては、今後は、その面におきまして努力を今以上に一段と強化をしてまいりたいというふうな考えです。

○本内委員 特に中小企業に問題を絞つて申し上げれば、債権回収が不可能になった場合の取捨策の問題、債権の回収を具体的にどういう手だてでやるかということが問題になってくるわけでありす。

形としては、産産省にこの訴えが仮に国内の中小企業業者から出るとしますと、産産省は外務省を通じて、現地の外交官を通じて相手国の政府との話し合いに入っていく、そして側面的にこれを

二七

フローアップするということが実は望ましいわけでありまして、なかなか開発途上国等におきましてはそれほどのスタッフももらない。特に、いわゆる商務官、商務担当外交官ですか、コマニシャルアタッシェと目される人がいる国と派遣されていない国とがあるわけでありまして。

しかし、一般的には派遣され得ないような国でこういうトラブルが実は起こるわけでありまして、後ほど触れるところでありまして、また、こういうリスクの多い国は中小企業にとつての事業面での収益率が高いわけでありまして、こういうトラブルケースというものがふえてくるわけですね。そうした点から考えまして、我が国の通産省それから外務省、加えて現地の公館、さらにこの先の、今度は相手国の政府との交渉、こういう一つの水脈といえますが、話の筋道というのが確立されなくてはならない、こういうふうに思うのです。

そこでお聞きします。外務省と通産省との、債権回収を初めとするこうしたケースにおけるトラブルの収拾策を協議する場が正式にあるのかないのか、まずお聞きします。

○前田(典)政府委員 その不払いのケースは大きく分けて、先ほどお話のありましたような、相手国のバイヤーは非常にしっかりしているけれども国が払わない、こういう場合と、それから、相手国のバイヤーが払わないという場合があり、前者を非常危険、後者を信用危険と申しますが、前者の場合につきましては、パリ・クラブに日本政府代表を送ります場合に、外務省、大蔵省、通産省、三者が集まりまして、そして対処方針会議というのをつくるわけでございます。それは、確かにパリ・クラブごとに対処方針会議をやるわけでございますが、やるメンバーはいつも決まっております、常時顔を合わせておる、あるいは電話ですぐ連絡をとる、こういうことでございまして、そういう意味では連絡体制があると申してもよろしいのではないかと思います。

○木内委員 今それなりの御答弁はいただきましたけれども、いわゆるパリ会議へのプロセスの中で打ち合わせをされる、これは当然ですよ。私が申し上げているのは、開発途上国における相手企業とのトラブルがあった際に、駆け込み寺と云っては言葉が悪いですが、我が国の国内業者が通産省に訴えてくる。訴える機構があるかどうかはまた別問題として、苦情を申し入れた。そのときに外務省を通じて現地のトラブルを解決するための基本的なパターンというのができているかどうか、これをお聞きしているわけですね。それは違うのです。

○前田(典)政府委員 どうも申しわけございません。初めの半分だけお答えしてあれでございますけれども、そういう先ほどのお話と違つて、相手国の政府でなしに相手側の企業が払ってこないというような点につきましては、やはりそういう問題が起きるというよりも、起きる前に未然に防止するということな観点で、ジェトロから中小企業に對しましては貿易実務相談事業あるいは貿易実務研修事業というようなことをやっております。それからまた、これは有料にはなりますが、中小企業者からの依頼によりまして外国業者の信用調査を実施しております、こういうことでございます。ただ、現実にはそういうトラブルが発生した後、制度的に公館を通じてやる仕組みができていくかどうかと申し上げますと、どうも仕組みとしてはできておりませんが、ジェトロが個別案件につきまして回答、督促というふうなサービスをジェトロの在外施設を通じてできるだけやっておるというところでございます。

○木内委員 実態としてはそうした機構ができていないわけでありまして。確かに相談事業あるいはまた信用調査等の側面的なサポートはされるわけですが、今答弁があったように機構ができていない。ぜひともこれは今後の大きな課題として検討いただいて、人員、予算その他いろいろの隘路はあろうかと思ひますけれども、そういう個別の相談に對する解決策あるいは具体的ない

ゆるヘルプができるような状態にまで機構ができるように御検討願いたい、こういうふうに思ひます。大臣、一言だけおっしゃっていただけませんか、検討されるかどうか。私は一歩でも前進させたい。

○小此木国務大臣 トラブルが起きることを未然に防ぐためにジェトロの活動が必要である。トラブルが起きてしばらくたつてこれを何とか解決するためにパリ会議がある。委員がおっしゃるのは、トラブルが起きたら直ちに駆け込み寺のようなものが必要であるということだと思います。とすれば、やはりそれは現地の在外公館の中に何らかの処置するものがなければならぬ。それが機構が小さいためにできないと言われればそれまでのことでございまして、しかし、これは考える余地が大いにあると思ひます。

○木内委員 今大臣から私は大変重要な御答弁をいただいたと内心大変満足しております。貿易局長は大分首を横に振っておられますけれども、限られたスタッフと予算の中で在外公館にそうしたシステムがあるいはできていないのじやないかという余地がある、検討の余地ありというふうに御答弁ありましたので、ぜひとも御検討願ひたい。大臣の大変前向きな答弁に私は感謝いたします。

次に、与えられた時間が大分少ないもので積み残しが心配ですが、時間の関係で二月二十七日の日本経済新聞の報道についてお聞きします。

これは聞くところによりますと、こうした細密な国名を挙げての資料発表は通産省当局はなさっておられなかったそうでございます。しかしながら、大手商社あるいは信用調査機関等のいわばデータの集積に基づいて、恐らくマスコミ関係の方がこの記事をつくられたというふうに判断するわけでありまして。

実はこういうケースがありました。「カントリリス」政府指針」というサブタイトルがあつて「輸出保険停止は二十五カ国」である。これが何グループかに分かれておりまして「引き受け停止

国」これが一つ。この中には「リスケジュール実施国」として列記されている国あるいは「リスケジュール申請国」さらに「その他停止国」として明確に五カ国の名前が出てくるわけでありまして、たまたま私のところに相談に見えた業者の方が、この「その他停止国」の国との取引をしたわけだけれども停止になつて、保険が閉じられておる、ですからこれはやむなくリスクを覚悟の上で、相当の犠牲を覚悟の上で取引を開始したという例が実はあるのです。

ところが、私はこの新聞記事に基づいて、そういう特例がないものだろうかということでは実は調べてみました。これは銀行名を申し上げませんけれども、ある銀行の部内秘の資料としてちょうどいい資料が当時出てきました。「手形支払人国または地域名SRベトナム」と書いてある。この資料は企業名でございまして銀行名等については一応墨で消してあります。しかし、よくよく調べてみますと、LCつきの取引について承認申請書が出されれば、通産省の方では銀行と相手国バイヤー等の資格の条件、こうしたものを勘案してお出しになることもあるという事実があつたわけでありまして、そんなことありませんよと私は相談に見えた業者の方に申し上げたのです。ところが、その相談に見えた方というのは大企業じゃありませんから、そういう事前の情報というものが入つてこない立場にあるわけでありまして。そうした方がたまたまこの記事を見て、これから取引をしようという相手国は保険が閉じている、できない、こういうような判断をされて、申し上げたような取引に入つてしまったというケースがあるわけですね。

まず一つは、そういう内規、運営の基準あるいはこの停止国等を初めとする国別のリストアップ等を公表されていない面が一点ございまして、それから、同時に問題になりますのは、この保険引き受けをしてもらう手続をするまで、中小業者の方というのはこういう情報が入らないという事例があります。私は今回のこの輸出保険法を審議す

るに当たって、大変お忙しいところ申しわけありませんでしたけれども、通産省の五階でしようか、輸出保険課の窓口へも行ってみました。そこで各課長の皆様いろいろお知恵もいただきたり、保険法改正に対する資料等をいただきました。あのさざわした窓口で大変活気がある、通産省の方一生懸命やっておられましたけれども、いろいろ調べてみますと、中小企業の業者の方々、これから取引しようというときに、あの窓口に行くと、この国の業者とやりまされけれども、保険引き受けてくれますかと、そこで聞いて初めていいとか悪いと言われる始末なんです。事前にそういうマニュアルといいますが、この国は大丈夫あるいはこの国は一般的にだめだけれども、あるいはLCをこの企業については大丈夫なんだ、あるいはLCをこの企業についてはこの銀行が出しているから大丈夫なんだという一定のガイドラインといいますが、そういうものがないために非常に危険な思いをして取引に入らざるを得ないという実態があるわけです。この点についてはどうでしょうか、大臣。まずわかりやすく申し上げました。

〔委員長退席、渡辺(秀)委員長代理退席〕

○杉山政府委員 確かに、私も個別の保険引き受けにつきまして制限をしております場合に、その制限の内容につきましては、その国の国際的な信用の問題もあるものでございますから公表をいたしております。これが従来の慣例でございます。ただ、そのために、今御指摘のように一般の方々には実際に窓口に行つて具体的な話をしないとわからない。特に中小企業の方々にとってはそれは非常に御不便という先生の御指摘も十分わかります。この点はどこまでどういうふうにできるかということにつきましては、今直ちにこうするということをお答えできませんけれども、手形保険の場合でございますと、これは実際の引き受けが銀行になるものでございますから、銀行にはそういうことを通知をいたしておりますので、あるいは直接役所にまでおいでいただくかなくても、銀行

にお問い合わせをいただければ、その点は情報で得られるという点もございしますけれども、もう少し何とかならないものか、これはぜひ勉強させていただきたいと思ひます。

○木内委員 事前の段階で、調査能力を持たない中小企業がいかにか情報を事前で得るかということ実は問題なんでありまして、例えば大企業の場合でございますと、在外公館のコーンシルアタッシュ等と頻りに日常的な接触がありますから、恐らくは事前に正確な情報が得られるのです。例えば、開発途上国等におきまして、年次計画によつて取引をする場合があるのです。例えば、通信施設を設置するというような取引の場合、初めの百キロを一年間でやる、この契約が切れるのです。ところが、次年度におきましてさらに新たな契約に基づいて、前年度からのいわゆる延長上の附帯設備の工事が始まるのです。こういう具体的な契約の新たな契約の段階で、こういう情報がないために非常に危険な状態に陥っていく企業もあります。同時に、危険であることがわかっていても、これまでの経緯を勘案しますと、そこで契約を破棄するわけにいかない、破棄してしまうと、結局相手国あるいは企業との間の契約による違約金を払わされてしまう、こういう例もあるのです。ですから、情報というものは、もう正確な情報を取引を検討する段階から中小企業者に提供できるようなシステムを具体的に検討願いたい、こういうふうに思ひます。

もう一度、その点何か具体的な方法があれば、それは銀行等に行つて事前に聞けばいいことじゃないかと思ひます。もうきょう時間がないから言えないから私申し上げませんが、そんな余裕がないのです。とにかく書類をつくるのに精いっぱい、窓口に行つた、だめでした、じゃうちへ帰つてまたいろいろ社内でも相談して、持つて、まただめ、何回も行つちゃだめになつて、相当苦勞されているのが中小企業の実態なんです。大手はいいですよ、この際、情報網がある

〔渡辺(秀)委員長代理退席、委員長着席〕

のだから、どうですか。○杉山政府委員 まことに申しわけございませんが、この場において具体的にどうするということは今直ちに答えはできませんが、公表することにより相手国との問題を踏まえた上で、どこまでやれるかということにつきましては、ぜひ勉強させていただきたいと思ひます。

○木内委員 残念ながら時間が参りました。それでは最後に、輸出保険法のいわゆるてん補率の問題でありますけれども、以内という問題、私はある面で申し上げれば、これまでのように、オール・オブ・ナッシングという考え方であったものが、以内の範囲内でかなり弾力的に運用されてしかるべきであると思ひます。しかし、この以内というの、一から上限まで相当幅があるわけでありまして。逆に言えば、これまでリスクが多いために保険を引き受けてもらえなかった取引のケース、こういうケースの場合でも、このたびの弾力的な領域の拡大によつて保険引き受けが可能になるといふふうに私は考えるわけです。そのときに一定の基準といふものがあつてしかるべきじゃないか。例えば三〇％くらいでてん補があるのか、余り意味がないんじゃないか。七〇％、この程度ならいいんじゃないかと、六〇％であるとか五〇％であるとか、一応のめどというものを立てられていると思ひます。

これは時間の関係で申し上げる部分は相当はしよつちやいましたけれども、その基準が何％というものがあるならば、ぜひ御提示いただいて、質問を終わりたいと思ひます。提示していただきました、私はよくそれは聞いておりますから。

○杉山政府委員 手形保険につきましては、今回の制度改正によりまして、てん補率の引き下げが可能にいたしました。これによりまして、代金保険に引きましては、従来の例で申しますと、代金保険につきましては、九五％といひますてん補率を七〇％まで引き下げて、保険の付保の申し込みに応じたケースがございします。手形保険につきましては、現在八〇％、今回の引き上げで八二・五％

でございますが、代金保険の場合の九五が七〇になった。そういう比率で考えますと、八二・五％というのが六割くらいでてん補率までは、従来の代金保険とのアナロジーでいひますと、引き下げて弾力的な運用が可能ではないかということ、今頭の中に置いておるわけでございします。

○木内委員 質問を終わります。

○梶山委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 まずお尋ねしたいのは、先ほどから中小企業の輸出ということがいろいろ議論されております。私も中小企業の輸出を大いに振興しなければならぬと思ひますけれども、実際には輸出の中で占める中小企業の割合というのは、かなり小さなものじゃないかというふうに思ひます。先ほどからいろいろ議論になつていふその数字というのは、いわゆる中小企業基本法などで言われているのは、いわゆる中小企業基本法以下という概念とはちよつと違つた中小企業という概念をつくつて、それで議論をしていふために、常識的に我が国が考える中小企業の輸出のウェイトから見ると、大分違つた話が議論されているような気がするのですが、その点はどうでしょうか。

○中澤政府委員 輸出の統計上、中小企業と中小企業以外のいわゆる大企業との輸出者別を分類いたしました統計というものは、遺憾ながら直接にはございしません。それで、先ほど来私も申し上げております統計の根拠は、先生が今御指摘になりました中小企業基本法によりまして中小企業の定義にかかりましてその出荷額、基本法によりまして厳密な中小企業の出荷額のウェイトが七割以上を占めておるものをいわゆる中小企業性製品、これは繊維でございますとが雑貨でございますとか、恐らくそういうものでございしますが、そういう中小企業性製品の輸出額をとりましてはじいてみますと、金額で申しまして五兆二千億、我が国輸出額の二・二％になるわけでございします。ただ、これ以外にも大企業性製品あるいは大企業と中小企業がともに大きな生産をしております

いわゆる共存製品等々の中小企業が輸出に占める金額を推定いたしました。直接輸出及び間接輸出を総合いたしますと、四〇％程度が輸出の中における中小企業によるものではないかというふうな数字になるわけでございます。したがって、一億円未満という意味におきましては、統計上別にそれを範囲を広げておるということではございません。

○小沢(和)委員 今、金額としては示されましたけれども、我が国の輸出全体の中で、今あなたが言われた中小企業性製品で結構ですけれども、比重がどういうふうに変化してきたか、ここ十年くらいの間の数字を端的にどう変化したということでお示し願いたいと思います。

○中澤政府委員 中小企業性製品のシェアと申しますかウェートの趨勢でございますが、最近の方から申しますと、五十七年が一五・三％、先ほどの数字でございまして、非常にフラクチュエイトがございまして、例えば五十年でございまして一七・六、以下年を追いまして一七・三、一七・五、一七・〇、一六・六、一六・六、一五・六、これは五十年以降の年別のシェアでございますけれども、約一五から一七％というものが中小企業性製品のシェアであるということでございます。

○小沢(和)委員 昭和四十五年に中小企業性製品が一六・七％を占めておったことから見れば、この五十七年の一五・三％というのは、この十年ぐらゐの間に一〇％以上中小企業のウェートが輸出の面では下がってきているということじゃないかと思うのです。だから、逆に言えば、これは大企業が輸出で占めるウェートがそれだけ高くなってきた、この輸出保険というのも、建前としてはそれは企業の規模の大きさなどとは関係のない制度だとは言うけれども、これはより大企業の方がそれだけ現実に恩恵を受ける制度に本身としてなってきたつあるということが、この数字からも言えるんじゃないかと私は思うのです。

実際、中小企業の輸出保険利用率というのはど

れぐらゐのものか、それもお示しいただきたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 統計の関係で、最初はこの基本法の中小企業ではございせん、中小規模の業者、つまり製造業で申し上げますと資本金十億円以下、商業は三億円以下、そういう事業者の数でお答え申し上げます。普通輸出保険につきましては、引受件数で全体のそういう中小規模の事業者の割合は約二二％、保険金額で七％でございます。同じように続きますと、輸出代金保険では、引受件数で四％、保険金額で五％、輸出手形保険につきましては、引受件数で約五五％、保険金額で三三％、それから海外投資保険につきましては、引受件数で約一八％、保険金額では二％ということになっております。これらを合わせまして、全体では、引受件数で約二八％、保険金額で七％ということになっております。

ただ、手形保険につきましては、特に資本金一億円未満、商業では三千万円未満というものが数字がとれますので、その事業者の利用状況というのを調査いたしましたところ、五十七年度は引受件数で約三四％、引受金額では約一九％となっております。これに当省で行っております貿易業態統計調査というもので、同じように我が国の貿易業者の輸出額合計に占めるこういう資本金一億円未満の貿易業者の輸出額の割合というふうなものを計算いたしますと五％になるわけでございます。そういう意味では、五％のところは件数で三四％、金額で一九％を使っておるということでございます。ですので、そこら辺から、輸出保険の利用状況というのは、手形保険に見る限りでは相対的に言って中小企業のお役に立っているのではなからうかと思ひます。

○小沢(和)委員 中小企業の比重が小さくなってきたということと逆に、大企業の輸出の中で占めるウェートというのはますます大きくなり、そして大企業の輸出依存度も年ごとに大きくなっていくと思ひます。

この点で端のお尋ねですが、我が国の資本金

十億円以上があなた方も大企業というふうに見ているわけですが、最近十年間にその輸出依存度がどう変わってきたか。一つの参考として輸出ランキングの上位三十社ぐらゐで切った場合、我が国の輸出総額の何％ぐらゐをこれらの大企業が占めるような状況になってきているか、これもわかれお答えをいただきたいと思ひます。

○前田(典)政府委員 その上位三十社というふうなとり方をしておりますので、日銀が行っております各業種につきまして、おおむね当該業種の動向を反映するに足りると思われる程度の社数を選定いたしました。トータルいたしますと調査対象が五百社余りになるわけでございますが、ここでお出た数字をお答えさせていただきますが、これはおおむね十億円以上になるわけでございますが、これでは先ほど先生御質問の輸出依存度につきまして、十年間というお話でございますので四十八年から申し上げますと、確かに四十八年、四十九年と一五・二、一九・六と低いわけでございますが、五十年代に入りまして二〇・三、二〇・六、二一・六、二二・〇、一九・九、二一・五、五十六年が二一・八、五十七年が二四・二、五十八年が二二・九、こういう数字になっております。

○小沢(和)委員 今挙げたいだいても、だんだん年を追って高まる傾向があるということとははつきり言えると思ひます。

私がさっき参考のため、我が国の輸出ランキング上位三十社でどれくらいになるかというお尋ねをしたのですが、私の方が資料として持っております月刊雑誌「ブレジデント」が出した数字ですけれども、上位三十社で我が国の輸出総額の四八・五％というから、わずかに三十社で日本の輸出全体の半分を占めているということになるわけですね。そうすると、この輸出保険を利用しているその中のウェートというものが、いかにごく一部の企業に圧倒的にウェートがあるかということがはつきり言えるのではないかと思ひます。

私はさっきから、中小企業の輸出は大いに振興してもらわなければならぬというふうに言っている

わけですが、この輸出の振興のために輸出保険を改めるといふと、中小企業に何か非常に大きなお返しが出てくるような感じで議論がちょっと出ていたように思ひますけれども、実際には今申し上げたように、これはますます大企業の問題になっておるといふことを私はまず指摘したいと思ひます。

次に、今回の法改正の具体的な中身について若干お尋ねをしたいと思いますけれども、私は今の輸出保険制度というのは、企業にとつては今の制度でも十分な制度ではないかと思ひます。いわばそれをさらに十二分にする、過保護にする制度ではないかと思ひます。三年前も法改正で付保率あるいは補率を九〇％から九五％に引き上げたばかりなのに、今回また九七・五％に、これは非常に危険の場合に限定をしておるようでありまして、引き上げた。私は今言うように、これはちょっと過保護に過ぎる法改正ではないかというふうに考えるけれども、なぜこういう措置をとらなければならなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○小沢(和)委員 何か小沢委員に褒められているような気がしないでもないのですが、我が国の輸出保険制度が、国際的に見まして、その事業の内容や効率的な運営の面におきましてかなり充実していることは事実でございます。しかしながら、今回の改正事項である補率等については国際水準を下回っていることもまた事実でございます。カントリリスが增大をしている状況下で、この補率を引き上げることなどによりまして、この制度の一層の充実を図っていくことが政府といたしまして非常に肝要なことであると考へます。

○小沢(和)委員 今よその国、つまり重立った国々が一〇〇％補償、いわゆる全額補償になつておるといふ点から見ると、むしろ我が国が劣つていくというふうな話をされましたけれども、全体としてこれを評価しなければいけないと思ひます。ね。全体として見るならば、我が国の輸出保険と

いうのはむしろ最高の内容を持つてゐるのではないかと思ふのです。まずひとつその証明のためにお尋ねしたい数字は、輸出総額に占める保険分の割合ですね。これが我が国ではどうか、他国ではどうかというのを挙げていただきたいと思ふのです。

○前田(典)政府委員 輸出保険がかかつてゐる輸出が輸出総額の中でどれくらいあるかという、その数字につきましては、先ほど局長がお答えしたとおり四割近い数字が日本の数字でございまして、ただこれは保険の種類がいろいろございまして、中にはダブつてかかるというようなケースもございまして、それほど厳密な数字ではございませぬ。そういう意味においては、国際的な比較というのもそんな厳密なものではないということでも御理解いただきたいと思ひますが、イギリスとフランスにつきましては、大体三割から四割の間を年々動いております。他方、アメリカとか西ドイツとかいう一けたの国もございまして。

ただ、この数字は、例えば日本では輸出組合単位の包括保険制度というのがございまして、これはリスクの低いアメリカ向けの輸出とかというところを、組合単位で見ますとやや共済的な感覚を持ちまして、薄めて広く受けるというこの結果この数字ができておるわけでございまして、この数字が大きいから、この比率が高いからというところで必ずしも保険が手厚いかどうかという数字には直接にはならないかと思ひます。

○小沢(和)委員 そういふ弁明までつてもらへぬでもいいですけれども、通産ジャーナル、これは通産省の本でしよう、一九八三年二月の中に載つてゐる数字でいうと、日本が三九%、イギリス三三%、フランス三一%、西ドイツとアメリカが八%ずつ、こういうことになつてゐるわけですね。日本が一番いいのです。

もう一つお尋ねしますが、この引受総額に対する保険料の割合、これもまた日本がずば抜けて低いように思ひますけれども、その数字はどうなつておりましたか。

○前田(典)政府委員 保険料率についてのお尋ねにお答えいたします。

保険料率が国際的に高いか低いということ、これはまた非常に比較が難しいわけございまして、保険の種類あるいは先ほど申し上げました個別であるか包括であるか、あるいは取引の形態、相手先というふうなことに依つていろいろと異なつてまいりますので、なかなか比較のための数字がございませぬ。したがひまして、先生がごらんいただいたような全体として見る場合には、保険料収入を引受保険金額で割つてみる、こういう数字を出してみようというのが一つの比較の方法であるわけございまして、これを五十七年度について計算してみますと〇・二八%になります。これは国際的に見れば、先ほど申し上げましたような包括保険の制度というのが日本に特異な制度である、広くてお互いに薄めていこうというところございまして、日本が非常に低くなつて出てくるわけございまして。

ただ、先生ごらんいただいた数字というのは、五十八年度の四月からの保険料収入を四〇%程度増収を見込んだ引き上げを行った以前の数字でございまして、先ほど申し上げた〇・二八という数字も、この保険料引き上げの効果が一〇%はまだあらわれない。というの、経過措置等もございまして、まだあらわれない数字でございまして、現実にはもう少し高くなるうかと思ひます。

○小沢(和)委員 いろいろ言われるけれども、これはあなた方が輸出保険課桐山正敏という名前を書いてある中に載つてゐる資料ですかね。

それで、輸出に占める保険分の割合が三九%で日本がトップ、そして引受保険総額に対する保険料のパーセントが〇・一九、その後四割ほど引き上げられたというから、これは〇・二八。それはそれでいいでしょう。それで、〇・二八といつても、日本に次いで低いのはイギリスですが、これは〇・八七といふことになつてゐるわけで、この二つの指標から見ても、日本が保険の面で最も充

実をしておるといふことは否定できないのじゃないですか。

これは何も私が言つてゐるのじゃないですよ。財界の方もそう言つておるのですよ。経団連月報という経団連の機関誌ですよ。八一年の十一月に、その中で松尾という九丸の会長さんが、この輸出保険制度は十分な制度だと言つてゐるのです。ちよつと読んでみますよ。「日本の通産省の輸出保険制度は、制度的に十分であると考へられます。しかし、この運用となると、いろいろ問題があり、あまりにも慎重すぎるという面があります。」なんて言つてゐますけれども、制度としては十分だと言つてゐるのです。

それどころか、日興リサーチセンター顧問の渡辺さんという方はこうまで言つてゐるのですよ。「日本では、制度的によく整備されてゐるが故に、日本に頼りすぎて、カントリーリスクに対して各事業体自らが測定を行なうとか、自社の体質にフィットしたリスク評価方法を開発する意欲がそがれてゐるとも言える。」余り過保護になつてゐるから、自分の頭で一生懸命リスクやらを心配するような体質になつておらないと財界の人が機関誌の中で言つてゐるのですよ。

あなた方さつきからいろいろ弁明してやつてゐるけれども、財界の人がこう言つてゐるのですよ。その上、今度は経団連週報というのを読んでみると、まだあなた方に対してゐる注文してゐるのです。ことしの三月一日に出された経団連週報には、輸出保険問題について経団連の経済協力委員会や海外大規模プロジェクト懇談会と杉山貿易局長とが懇談をしたという記事が載つております。ここにはいろいろ注文が出ておりますよ。

ね。例えばリスクの高い国に対して保険を適用してもらつてこそ保険じゃないかというふうなことを盛んに言つて、弾力的な運用をせよといふうに言つてゐる。局長は何と言つてゐるかというと、「引受け制限の緩和については、不足資金の借入れとそれに必要な法改正の目途がついた段階で本格的に検討したい。」と言つて、これだけ制度

が充実してゐる、大体過保護になつてゐると財界の方が自分の内部では言つておるものについて、まだこう言つてゐるのだが、あなた方はそれにしてもできるだけひとつこたえてやりたいという姿勢なんですか。これはもう十二分過ぎるんじゃないですか。局長、これはちよつといかぬのじゃないですか。

○杉山政府委員 まず、日本の輸出保険制度の評価についてでございますが、大臣からも申し上げましたように、全体として我が国の保険制度というのはかなり充実してゐることは申し上げたわけでございます。

ただ、いろいろ具体的にお話ございました中で、例えばてん補率につきましては、これは先生も諸外国では一〇%見ているところがあるというところはお認めをいただいているわけでございます。すし、保険料率が低いじゃないかというところも御指摘がございまして、これは何も政府が補助をしてゐるわけではございませぬ、この低い料率で収支相償の原則でございまして、その意図がとれてきてゐるわけでございます。そういう意味で、非常に効率的な運用がされてゐるというわけでございます。政府がもし補助でもして保険料率を下げてゐるということになりますと問題でございます。すし、政府がもし補助でもして保険料率を下げてゐるということになりますと問題でございます。すし、政府がもし補助でもして保険料率を下げてゐるということになりますと問題でございます。

さらに財界からは今後の保険の弾力的運用についていろいろ要望が出たというお話でございます。私、私も現にその会議には出ておりましたので、むしろ非常に厳しい注文が出たわけでございます。この点につきましては別に大企業だけではございませぬ、やはり中小企業の方でもカントリーリスクの点から、引受停止とか極めて厳しく制限するとかいうことについてはやはり何とかなら

ないかという声があるのも事実でございます。私ども、やみくもに弾力的運用と申し上げているわけではございませんで、やはり保険の基本原則でございます。収支相償の原則の許す範囲内において、できるだけ保険契約者の御要望には応じていきたいということを申し上げておるわけでございます。この点につきましては、先ほどお読み上げいただきましたところにもありますように、当面はまず今回の改正をお願いをし、保険金の支払いが円滑にできるよう措置をいたしました上で考えさせていたきたいということでございます。これはこれから考えていく問題でございます。

○小沢(和)委員 今いわゆる収支相償の原則ですが、言われました。私も保険というのは長期的に見てそういうバランスを保っていくべきものだろうと思うわけです。それで、そういう立場から私には、むしろ今のこのいわゆる債務が国際的に非常に後進国の中で累積をしておるというふうな状況の危険性やを考えたならば、引き上げなければならぬ時期に來ておるのではないかと考えるのです。

これは三月十七日の日経新聞の記事なんですが、政府が特別会計をやっている保険制度というのが幾つかあるのですけれども、その中の自賠責の再保険特別会計などは五十九年度までは黒字が見込まれておるけれども、六十年に赤字転落するであろうとされている。そうしたらもう早速その六十年には自賠責の保険料を二、三〇%引き上げる方向で検討しているというのです。それから農業共済再保険特別会計、これについても五十五年以降の冷害の結果再保険金の支払いが急増しているというので、これも赤字がらみになってきたというので、六十年からは最近の実績を織り込んで再計算して保険料率を引き上げる。こっちの方はもうすぐばっと引き上げるのですよ。そうしたらこの輸出保険についても長期的なバランスというところも見通した場合もう上げざるを得ない状況に今現になつてきておるんじゃないかと私は思うのですが、どうお考えですか。

○杉山政府委員 単年度の輸出保険の収支で考えますと、既に教年前からマイナスになっております。ただ、この原因を眺めてみますと、先ほど来御説明いたしておりましたように、債務累積国で支払いが困難になった国に對します債務繰り延べに應じて保険金のお支払いをしている部分が大半でございます。通常の損害保険の場合でございますと、今、先生お挙げになりました自賠責とか農業の保険の場合には、損害が生じまして保険金をお支払いをしますと、後で保険としてはほぼもう回収の見込みがないわけでございますが、債務繰り延べによります保険金の支払いの場合には、国と国との約束によりまして、一定の期間たちましたら、その債権は支払ってくるわけでございます。相手国が払ってまいりましたら、これは保険会計としては回収金ということで回収が可能なのでございます。こういふ点につきましては、例えば企業会計で考えてみますと、一方で借入れをしなければならぬと、他方ではそれに見合う債権を取得をしておる、こういう状態にあるわけでございます。中長期的に見まして、今のところ輸出保険特別会計といたしましては、収支が相償わない状態になっているというふうには考えられないわけでございます。いわば当面の資金繰りとして借り入れはいたしますが、中長期的には収支採算は依然としてとれているというふうな私どもは判断いたしております。

ただ問題は、債務繰り延べの時期になって、そのとおりもし全額ないしは相当部分が入ってこないというところになりますと、そのときには今私が御説明しましたような事態とは違つてまいりますので、その際には保険料の引き上げを含めた基本的な収支改善策というものを考えなければいけないと思ひますが、繰り返すようでございますが、国と国との約束でございますし、過去の実績を踏まえてみましても、八割以上はちゃんとスケジュールドおりには返つてきておりますので、そういう意味から申しますと、当面保険料率の引き上げということにまでは至らなくてよろしいのではないかと考えておる次第でございます。

いかというふうに考えておる次第でございます。○小沢(和)委員 今、国と国との約束だからそれは果たされるだろう、確かに国である限り破産とかいうようなことは理屈の上ではないと思うのです。しかし、私わねというふうには主権国家である相手国が言い出したら、これもまた強制執行とかもできないというところも事実なんだと思うのです。だから具体的な今後の見通しというの、そういう点で立てていかなければならないと私は思うのですけれども、さしあたってはリスクをやらうということにはなるから、だから将来は取れるだろうという期待をしているというところにはなると思うのですけれども、ここ数年の間にもそういうことでリスクを減らすことが認められて繰り延べていくということになると、どんどん借入金も積みもつてくるという形で悪化してくるということ、これはまず言えると思うのです。

具体的にその辺をはつきりさせていたいただくために、我が国が既にリスクを十五カ国ほど認めているというふうには何一つありませんけれども、さて全体としてどれくらいリスクをやら、それを大体何年がかりで毎年どれくらいずつ借り入れたらして操作をやらなければならぬような金額になるか。それからまた今後、さらに今申請をしておる国もあるでしょう、だからそういうような国についても同じように見通しを立ててみた場合、それにまた上積みをしていかなければならない、中期的というんだから、あなた方もさつき七、八年は返つてこないことになるでしょうというお話だったけれども、そうすると、大抵このところではたばたつと発生しているから、現実七、八年を単位にどういうふうな見通しをお持ちか、数字的にも今言つたような裏づけを含めてずばつと答えてみて下さい。

○杉山政府委員 この輸出保険の中長期的な収支採算を数字的に出しますのは、かなり多くの面におきまして仮定なり前提なりを置かないといけないうわけでございます。現在まで我が国が債務繰り延べに應じている国は十五カ国あるわけでございますが、そのほかにも現在パリ・クラブの開催を要請している国が三カ国ございますし、さらにそのほかにもどのくらい国が出てくるかという点での前提もまず置かなければいけません。それから、そういう国々が一回限りの債務繰り延べを希望するか、さらに今後数年間にわたつてデューの来る債務について繰り延べを要求するのか、その点についても仮定を置かなければいけません。そういう幾つかの点について仮定を置いて計算をしなければならぬわけでございますが、このところは現実にはそうなるかという確信はございませんが、例えば債務累積国につきましては、現在の十五カ国プラス三カ国、そのほかにはまださらに数カ国出てくる。それから、そういう国々について一年ではなくて例えば今後三年間にわたつてデューの来るものについて債務繰り延べを要請してくる可能性がある。それから、そういうものについては先ほど来お答えしておりますように、債務国から返済がおりますのは七、八年先のことになる。こういうことについていろいろ前提を置いて考えてみますと、私どもの試算によりまして、五十九年度と六十年度が借入金ピークになる時期と考えておりました、六十一年度になりますと、さらに借り入れをしなければなりません。その額はこの両年度に比べますとかなり低い額で済むのではなからうかと思ひます。

したがって、この三年度の間はまた単年度の保険収支ではマイナスを計上せざるを得ないわけでございますけれども、それ以降、六十二年以降になりますと単年度の保険収支は急速に改善に向かつていくという結果が得られておるわけでございます。したがって、先ほど来申し上げておりますように、中長期的に見ますと保険特別会計としては基本的な収支不均衡の状態に陥つていないものではないということを申し上げたわけでございます。

○小沢(和)委員 そんな抽象的な言い方では、これは私たちに説得的ではないと思うのです。も

○小沢(和)と委員しかし毎年相当額の保険料収入だけでは払うことができないような支払いが発生するわけでしよう。そうすると年ごとに借りかえていく、その分はどんどん積もっていくことになりましよう。そうしたら八四年度は二千七百七十五億程度ですけれども、これがそうやって累積していったら五千億、六千億というふうにどんどんなっていくわけじゃないのですか。そういうような膨大な何千億、我々は、今の程度でずっと支払いが進んでいくとなったら、ほんの数年で一兆というような単位にならかねないと思うのですけれども、そういうことになっていくような、そういう状態でも、いやそれはリスクでやがて返ってくるのだからということで、あなた方は全然危機

するとビークのときの借金というのは大体どれくらいになるという見通しなんですか、何千億ぐらい。

○杉山政府委員　何度も繰り返すようで恐縮でございますが、これは一定の前提を置いた上での計算になるわけでございますが、私どもが前提を置いた上で計算しておりますのをベースにして考えますと、六十一年度までの三年度間の借入金合計額というのは三千億円まではならなくても済むのではないかと考えておるわけでございます。

○小沢和委員　これは今後事態の推移を見守る以外にない話だと思いますけれども、ただ、先ほども言いましたように、国と国との約束であるから信用できるというふうな立場に立つ以外にない。

伴いまして発展途上国からの輸出というものもふえていくわけでございます。ある調査によりまして、むしろ発展途上国の今後の名目の輸出額の伸びは累積債務の伸びを上回るというような調査もあるようでございまして、こういうことが事実ということになりますと、資金的なフローといましては、今よりは発展途上国にとって緩和をされるということになるかと思っておりますので、現時点のように資金フローの面で非常に苦勞いたしましたして債務の支払いを繰り延べ要請せざるを得ないという事態というのは、今後次第に緩和されていくということもあり得るのではないかというふうに考えられます。

○小沢(和)委員　確かに、今そういう一部の債務国を見ると、貿易収支が黒字になっているという

頭、一月四日の朝日新聞に登場をしてきているのです。「八四年経済を語る」という中で何と語っているか。「発展途上国の累積債務問題はどうかありますか。」という質問に対して「これらの債務をまとめて返せるのは、戦争や石油危機でインフレが起き、世界経済が激変するときですよ。金利さえもらえれば、元本はどこまでも返済を繰り延べていかざるをえないいではないですかねえ」細見さんはそう言っているのです。新聞記者に対してだから気楽な気持ちでしゃべられたのかもしれないけれども、ちゃんとそういう活字になっているのです。今のあなたの方の見通しと細見さんの見通しは余りに違うのじゃないですか。細見さんの言っていることは間違っておりませんか。あなたの方

のこの意見についての見解をすばつと言つてみて下さい。

○杉山政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、全体的には現在の危機的な状況というのは発展途上国にとりまして徐々に緩和されていくのではないかと考えておりますが、その中で、それまでに累積しました債務の元本を非常に短い期間に返済をするということは、確かに困難なことであらうかと思われましても、先ほど来申し上げましたように、発展途上国にとりましての資金の流入というものは、今に比べればよりフェアバラン方向になっていくものと思ひますので、債務累積問題について、払う外貨がないために債務の繰り延べを要請するといった事態も、徐々にではありますけれども緩和をされていく、そういうふうな期待をしているわけでございます。

○小沢(和)委員 あなたのその期待が満たされるか、それとも細見さんが言っておられるこつちの方が現実の見通しとして当たってくるか。それはこれからの事実によって証明していくことですけれども、世界の経済全体を眺めてみた場合には、やはり累積債務問題というのは発展途上国が簡単に乗り切れるような問題ではない。むしろさらに深刻化をしていく。したがって、リスクの統制はもちろん、再リスクといったようなことも起こってくると思ふなければならぬだろう。その点ではむしろ細見さんが言っておられることが現実的だということに私は考える。そのことを一言申し上げておきたい。

したがって、この特会を泥沼化させないためには、もともとが保険料は非常に安いわけですから、今の時期にこれを上げてでも長期的に安定をさせるような方向をとることが賢明だということをおし上げておきたいと思ふのです。それで、このリスク程度のことと今の累積債務問題というのは私は解決はつかないと思ふのです。やはりこれらの諸国の一次産品の不当な買いたたきをやめるとか、あるいはアメリカの高金利を大

幅に引き下げるとか、さらにもっと大きくは、米ソが今やっている軍拡競争をやめて、そういうようなところにつき込んでいくような金後進国の本格的な開発に使うとか、そういうような大きなスケールで考えていかなければ、私は根本的な解決はできないのではないと思ひますけれども、きょうはもう時間もありませんから、そういうような議論は控えておきたいと思ふのです。

最後に、このリスクの問題に関連をして、フィリピンの政府借款の問題についてちょっと二、三ポイントだけお尋ねをして終わりたいと思ひます。このリスクを認めることとの裏腹の関係で、近く政府借款五百五十億円ほどというふうな言われておりますけれども、供与する意向というふうな言われております。そのうちで商品借款が三百五十億円もあるということは、私はこれは異常なことじゃないかと思ふのです。発展途上国の中でも非常におくれた国々に対して商品借款というのは出されるというのが今までの常識だったと思ひますし、フィリピンももう七八年では打ち切りになっておたつたわけですから、それを今度またこうやって再開する。しかも、それも三百五十億円という大きな金額というものは、今まで例がないことじゃなかろうかと思ふのです。そういう点一体どうなっているのか。この異常に大きな商品借款を供与する、その裏には、安倍外務大臣に言わせると、いや実務的に淡々と進めたらまたまこういうことになってきたというお話だけれども、やはりマルコス政権に対するてこ入れを政治的にやろうというところで非常に急いでおられる。しかも、それが商品借款という形でやられるということではないかというように私憂慮するわけですが、その点どういうお考えなのか、伺いたいと思ひます。

○柴田政府委員 現在のところ、フィリピンの援助を政府部内で検討しておりますが、これはただいま先生の御質問のような特定の政権を応援するというものではないと思ひます。友好国フィリピンの経済が困難に直面しておりまして、国民生活が

危機に瀕しているという現状にかんがみまして、できるだけ早期に応分の協力を行うということと、関係政府部内で検討中であるわけでございます。

○小沢(和)委員 しかし、このマルコス政権に対しては、あのアキノ氏の暗殺事件以来、これが権力犯罪ではないかという重大な疑惑も今提起をされて、国内も非常に激動しているという状況でしよう。そういうような中で、マルコス政権に対して急いで今商品借款を供与するということ、私は、これはやはりマルコス政権をてこ入れすることにしか客観的にはならないのではないかとと思ふのです。大体、今までフィリピンに対しては相当膨大な有償、無償の援助などを行ってきたけれども、フィリピンの国内経済がああいうような状態で、我々が行った援助というものは、マルコス一族やら、あるいはそれを取り巻く新興財閥と言われるような連中にみんな吸収されてしまつて、本当に国民に対して生きてきていないのではないかとというような批判も非常に強いわけですから、だから私は、ただこの商品借款について慎重を期すべきだというだけでなく、この際、対外援助のあり方そのものについても根本的に考えてみなければならぬということではないかと思ふのですが、この点については大臣にひとつ所信を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小此木国務大臣 経済協力、経済援助に関しましては、フィリピンに対してのみならず開発途上国に対しまして、我が国の義務としてこれを行っているわけでございます。先ほども申し上げましたとおり、この考え方の基本は、開発途上国の経済開発あるいは民生の安定、福祉の向上等を通じて、経済社会の発展に寄与することでございます。私どもは、この目的に即しまして一層の充実を図っていくという考え方でございます。

○小沢(和)委員 終わります。

○梶山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○梶山委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○梶山委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○梶山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○梶山委員長 次に、内閣提出、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。小此木通商産業大臣。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小此木国務大臣 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

繊維工業につきましては、現行繊維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、昭和四十九年度から、その知識集約化を目指して、異業種間連携を軸とした商品開発力、技術開発力の強化等と内容とする構造改善事業を実施してまいりましたが、

近年、消費者ニーズに対応した高付加価値品、差別化品を供給し得る体制が次第に形成されつつあるなど、我が国繊維工業にも新たな発展の可能性が芽生えてきております。

しかしながら、この間の我が国繊維工業をめぐる内外環境は、当初の予想を上回ることに厳しいものとなっております。すなわち、昭和五十四年の本法律改正直後に発生した第二次石油危機に伴う景気の後退により、繊維工業は厳しい不況に見舞われ、多くの繊維事業者は、前向きな構造改善に取り組み余力を欠くという事態に立ち至りました。さらに、最近においては、発展途上国の追い上げが、これまでの価格競争力の面にとどまらず、我が国が優位を保っている非価格競争力の面でも強まってきたと見えます。また、国内においては、需要構造の高度化に伴い、供給面での多品種少量短サイクル化の急速な進展に対応していく必要が生じており、我が国の繊維工業は、新たな課題に対処しつつ、一層の構造改善を図っていくことが必要となっております。

これらの状況を踏まえ、繊維工業審議会及び産業構造審議会におきまして、今後の繊維工業及びその施策のあり方について慎重な審議を重ねられ、昨年十月、我が国の繊維工業は、今後とも非常に厳しい内外環境下に置かれることが予想されるが、繊維事業者が技術革新と創造性を軸に迅速かつ積極的な構造改善を進めることにより、先進国型産業として新たに発展していくことが十分可能であること、及び政府としても、構造改善の困難性、緊急性にかんがみ、繊維事業者の自主的努力を側面から支援するため、本法律を五年間延長し、その一層の促進を図るべきであることを主たる内容とする答申を得た次第であります。

政府といたしましては、この答申に沿って政策を進めるため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、この法律が廃止するものとされる期限

につきまして、従来、本年六月三十日までとなっていたものを、昭和六十四年六月三十日まで五年間延長することとあります。

第二は、繊維工業の先進国型産業への転換の力を握る技術力の強化を図るため、繊維工業構造改善事業協会の業務につきまして、繊維事業者に対して技術指導を行う者の養成及び研修の業務並びに新技術の開発及び導入を促進するための調査研究及びその成果の普及の業務を追加することとあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○堀山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○堀山委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、明二十八日午前十時、参考人として名古屋大学経済学部教授堀澤菊太郎君、日本綿スフ織物工業連合会会長池田治一見君、日本ニット工業組合連合会理事長伊藤忠夫君、ゼンセン同盟常任中央執行委員野口敬也君及び日本繊維産業労働組合連合会中央執行委員長池田友次君の出席を求め、意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明二十八日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第四号中「及び」を「繊維事業者に対する技術指導を行う者であつて当該指導に必要な技術及び知識を有するものの養成及び研修並びに」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 繊維工業における新技術の開発及び導入を促進するための調査研究及びその成果の普及

第四十条第二項中「前項第七号」を「前項第八号」に改める。

附則第二条中「昭和五十九年六月三十日」を「昭和六十四年六月三十日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第五項中「昭和五十九年六月三十日」を「昭和六十年一月一日」に改める。

理由

最近における繊維工業をめぐる内外の経済的事情にかんがみ、繊維工業構造改善臨時措置法が廃止するものとされる期限を昭和六十四年六月三十日まで延長し、あわせて繊維工業構造改善事業協会の業務として繊維事業者に対し技術指導を行う者の養成並びに新技術の開発及び導入に係る調査研究に関する業務を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年四月六日印刷

昭和五十九年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局